

A⑤ その審判員は、あなたに対していいに接してくれた

	ケース数	%
1 強く思う	106	35.3
2 少し思う	99	33.0
3 どちらともいえない	47	15.7
4 あまり思わない	13	4.3
5 まったく思わない	13	4.3
6 その審判員の印象はまったくわからない	22	7.3
有効回答者数	300	100.0
8 非該当	5	
9 無回答	4	
計	309	

A⑥ その審判員は、法律上の問題点をわかりやすく説明してくれた

	ケース数	%
1 強く思う	39	13.1
2 少し思う	60	20.1
3 どちらともいえない	94	31.5
4 あまり思わない	45	15.1
5 まったく思わない	38	12.8
6 その審判員の印象はまったくわからない	22	7.4
有効回答者数	298	100.0
8 非該当	5	
9 無回答	6	
計	309	

A⑦ その審判員は、法律以外のことも、労働関係のことをよく分かっていた

	ケース数	%
1 強く思う	60	20.1
2 少し思う	83	27.8
3 どちらともいえない	84	28.1
4 あまり思わない	35	11.7
5 まったく思わない	15	5.0
6 その審判員の印象はまったくわからない	22	7.4
有効回答者数	299	100.0
8 非該当	5	
9 無回答	5	
計	309	

A⑧ その審判員は、あなたの事件の審理のために十分な準備をしていた

	ケース数	%
1 強く思う	52	17.4
2 少し思う	73	24.4
3 どちらともいえない	92	30.8
4 あまり思わない	40	13.4
5 まったく思わない	20	6.7
6 その審判員の印象はまったくわからない	22	7.4
有効回答者数	299	100.0
8 非該当	5	
9 無回答	5	
計	309	

A⑨ その審判員は、審判官やもう1人の審判員とよく協力していた

	ケース数	%
1 強く思う	76	25.2
2 少し思う	86	28.5
3 どちらともいえない	86	28.5
4 あまり思わない	21	7.0
5 まったく思わない	11	3.6
6 その審判員の印象はまったくわからない	22	7.3
有効回答者数	302	100.0
8 非該当	5	
9 無回答	2	
計	309	

B① その審判員は、中立的な立場で審理を行なった

	ケース数	%
1 強く思う	86	28.5
2 少し思う	87	28.8
3 どちらともいえない	66	21.9
4 あまり思わない	28	9.3
5 まったく思わない	12	4.0
6 その審判員の印象はまったくわからない	23	7.6
有効回答者数	302	100.0
8 非該当	5	
9 無回答	2	
計	309	

B② その審判員は、あなたの言い分を十分に聞いてくれた

	ケース数	%
1 強く思う	78	25.8
2 少し思う	83	27.5
3 どちらともいえない	70	23.2
4 あまり思わない	30	9.9
5 まったく思わない	18	6.0
6 その審判員の印象はまったくわからない	23	7.6
有効回答者数	302	100.0
8 非該当	5	
9 無回答	2	
計	309	

B③ その審判員は、信頼できる人物だった

	ケース数	%
1 強く思う	78	25.8
2 少し思う	76	25.2
3 どちらともいえない	98	32.5
4 あまり思わない	15	5.0
5 まったく思わない	12	4.0
6 その審判員の印象はまったくわからない	23	7.6
有効回答者数	302	100.0
8 非該当	5	
9 無回答	2	
計	309	

B④ その審判員は、権威的・威圧的だった

	ケース数	%
1 強くそう思う	10	3.3
2 少しそう思う	28	9.3
3 どちらともいえない	58	19.2
4 あまりそう思わない	78	25.8
5 まったくそう思わない	105	34.8
6 その審判員の印象はまったくわからない	23	7.6
有効回答者数	302	100.0
8 非該当	5	
9 無回答	2	
計	309	

B⑤ その審判員は、あなたに対していいに接してくれた

	ケース数	%
1 強くそう思う	97	32.2
2 少しそう思う	77	25.6
3 どちらともいえない	72	23.9
4 あまりそう思わない	21	7.0
5 まったくそう思わない	11	3.7
6 その審判員の印象はまったくわからない	23	7.6
有効回答者数	301	100.0
8 非該当	5	
9 無回答	3	
計	309	

B⑥ その審判員は、法律上の問題点をわかりやすく説明してくれた

	ケース数	%
1 強くそう思う	36	12.0
2 少しそう思う	50	16.7
3 どちらともいえない	101	33.8
4 あまりそう思わない	47	15.7
5 まったくそう思わない	42	14.0
6 その審判員の印象はまったくわからない	23	7.7
有効回答者数	299	100.0
8 非該当	5	
9 無回答	5	
計	309	

B⑦ その審判員は、法律以外のことでも、労働関係のことをよく分かっていた

	ケース数	%
1 強くそう思う	57	19.0
2 少しそう思う	75	25.0
3 どちらともいえない	90	30.0
4 あまりそう思わない	36	12.0
5 まったくそう思わない	19	6.3
6 その審判員の印象はまったくわからない	23	7.7
有効回答者数	300	100.0
8 非該当	5	
9 無回答	4	
計	309	

B⑧ その審判員は、あなたの事件の審理のために十分な準備をしていた

	ケース数	%
1 強くそう思う	46	15.3
2 少しそう思う	68	22.7
3 どちらともいえない	103	34.3
4 あまりそう思わない	35	11.7
5 まったくそう思わない	25	8.3
6 その審判員の印象はまったくわからない	23	7.7
有効回答者数	300	100.0
8 非該当	5	
9 無回答	4	
計	309	

B⑨ その審判員は、審判官やもう1人の審判員とよく協力していた

	ケース数	%
1 強くそう思う	75	24.8
2 少しそう思う	83	27.4
3 どちらともいえない	85	28.1
4 あまりそう思わない	25	8.3
5 まったくそう思わない	12	4.0
6 その審判員の印象はまったくわからない	23	7.6
有効回答者数	303	100.0
8 非該当	5	
9 無回答	1	
計	309	

問23 今回の労働審判手続で、審判員Aに満足していますか。あてはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。
【単一回答】

	ケース数	%
1 とても満足している	98	32.3
2 少し満足している	73	24.1
3 どちらともいえない	52	17.2
4 あまり満足していない	33	10.9
5 まったく満足していない	26	8.6
6 わからない	21	6.9
有効回答者数	303	100.0
8 非該当	5	
9 無回答	1	
計	309	

問24 今回の労働審判手続で、審判員Bに満足していますか。あてはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。
【単一回答】

	ケース数	%
1 とても満足している	71	23.4
2 少し満足している	75	24.8
3 どちらともいえない	65	21.5
4 あまり満足していない	34	11.2
5 まったく満足していない	31	10.2
6 わからない	27	8.9
有効回答者数	303	100.0
8 非該当	5	
9 無回答	1	
計	309	

問25 裁判所には、審判官・審判員以外の裁判所職員がいます。裁判所職員の印象についておたずねします。次の①～⑥について、どのくらい強くそう思ったか、それぞれについてあてはまるものを1つずつ選んで、番号に○をつけてください。裁判所職員と接触した経験がない場合には「6」に○をつけてください。
【単一回答】

① 裁判所職員は、中立的な立場で物事を処理していた

	ケース数	%
1 強くそう思う	73	24.5
2 少しそう思う	69	23.2
3 どちらともいえない	49	16.4
4 あまりそう思わない	6	2.0
5 まったくそう思わない	0	0.0
6 裁判所職員と接触した経験がない	101	33.9
有効回答者数	298	100.0
9 無回答	11	
計	309	

② 裁判所職員は、あなたの話すことをきちんと聞いてくれた

	ケース数	%
1 強くそう思う	68	22.8
2 少しそう思う	65	21.8
3 どちらともいえない	53	17.8
4 あまりそう思わない	7	2.3
5 まったくそう思わない	4	1.3
6 裁判所職員と接触した経験がない	101	33.9
有効回答者数	298	100.0
9 無回答	11	
計	309	

③ 裁判所職員は、あなたに対していいに接してくれた

	ケース数	%
1 強くそう思う	81	27.1
2 少しそう思う	69	23.1
3 どちらともいえない	36	12.0
4 あまりそう思わない	7	2.3
5 まったくそう思わない	5	1.7
6 裁判所職員と接触した経験がない	101	33.8
有効回答者数	299	100.0
9 無回答	10	
計	309	

④ 裁判所職員は、権威的・威圧的だった

	ケース数	%
1 強くそう思う	7	2.3
2 少しそう思う	16	5.4
3 どちらともいえない	41	13.7
4 あまりそう思わない	50	16.7
5 まったくそう思わない	84	28.1
6 裁判所職員と接触した経験がない	101	33.8
有効回答者数	299	100.0
9 無回答	10	
計	309	

⑤ 裁判所職員は、効率的に仕事をしていた

	ケース数	%
1 強くそう思う	51	17.1
2 少しそう思う	70	23.4
3 どちらともいえない	61	20.4
4 あまりそう思わない	10	3.3
5 まったくそう思わない	6	2.0
6 裁判所職員と接触した経験がない	101	33.8
有効回答者数	299	100.0
9 無回答	10	
計	309	

問26 今回の労働審判手続で、裁判所職員に満足していますか。あてはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。
【単一回答】

	ケース数	%
1 とても満足している	68	22.1
2 少し満足している	58	18.8
3 どちらともいえない	62	20.1
4 あまり満足していない	14	4.5
5 まったく満足していない	5	1.6
6 裁判所職員と接触した経験がない	101	32.8
有効回答者数	308	100.0
9 無回答	1	
計	309	

問27 今回の労働審判手続で、あなたが依頼した弁護士に対する印象についておたずねします。次の①～⑥について、どのくらい強くそう思ったかそれぞれについてあてはまるものを1つずつ選んで、番号に○をつけてください。弁護士を依頼しなかった場合には「6」に○をつけてください。
【単一回答】

① その弁護士は、あなたの味方になってくれた

	ケース数	%
1 強くそう思う	183	59.2
2 少しそう思う	53	17.2
3 どちらともいえない	6	1.9
4 あまりそう思わない	5	1.6
5 まったくそう思わない	3	1.0
6 弁護士を依頼しなかった	59	19.1
有効回答者数	309	100.0
9 無回答	0	
計	309	

② その弁護士は、あなたの言い分を十分に聞いてくれた

	ケース数	%
1 強くそう思う	172	55.7
2 少しそう思う	57	18.4
3 どちらともいえない	13	4.2
4 あまりそう思わない	6	1.9
5 まったくそう思わない	2	0.6
6 弁護士を依頼しなかった	59	19.1
有効回答者数	309	100.0
9 無回答	0	
計	309	

③ その弁護士は、信頼できる人物だった

	ケース数	%
1 強くそう思う	165	53.4
2 少しそう思う	55	17.8
3 どちらともいえない	19	6.1
4 あまりそう思わない	6	1.9
5 まったくそう思わない	5	1.6
6 弁護士を依頼しなかった	59	19.1
有効回答者数	309	100.0
9 無回答	0	
計	309	

④ その弁護士は、権威的・威圧的だった

	ケース数	%
1 強くそう思う	12	3.9
2 少しそう思う	18	5.9
3 どちらともいえない	42	13.7
4 あまりそう思わない	63	20.5
5 まったくそう思わない	113	36.8
6 弁護士を依頼しなかった	59	19.2
有効回答者数	307	100.0
9 無回答	2	
計	309	

⑤ その弁護士は、あなたに対していいに接してくれた

	ケース数	%
1 強くそう思う	147	47.6
2 少しそう思う	66	21.4
3 どちらともいえない	22	7.1
4 あまりそう思わない	11	3.6
5 まったくそう思わない	4	1.3
6 弁護士を依頼しなかった	59	19.1
有効回答者数	309	100.0
9 無回答	0	
計	309	

⑥ その弁護士は、法律上の問題点をわかりやすく説明してくれた

	ケース数	%
1 強くそう思う	135	43.7
2 少しそう思う	71	23.0
3 どちらともいえない	21	6.8
4 あまりそう思わない	17	5.5
5 まったくそう思わない	6	1.9
6 弁護士を依頼しなかった	59	19.1
有効回答者数	309	100.0
9 無回答	0	
計	309	

⑦ その弁護士は、手続の進行経過や今後の見込みを十分説明してくれた

	ケース数	%
1 強くそう思う	131	42.5
2 少しそう思う	76	24.7
3 どちらともいえない	18	5.8
4 あまりそう思わない	19	6.2
5 まったくそう思わない	5	1.6
6 弁護士を依頼しなかった	59	19.2
有効回答者数	308	100.0
9 無回答	1	
計	309	

⑧ その弁護士は、法律以外のことも、労働関係のことをよく分かっていて

	ケース数	%
1 強くそう思う	118	38.2
2 少しそう思う	76	24.6
3 どちらともいえない	29	9.4
4 あまりそう思わない	24	7.8
5 まったくそう思わない	3	1.0
6 弁護士を依頼しなかった	59	19.1
有効回答者数	309	100.0
9 無回答	0	
計	309	

⑨ その弁護士は、あなたの事件のために十分な準備をしていた

	ケース数	%
1 強くそう思う	135	43.8
2 少しそう思う	63	20.5
3 どちらともいえない	27	8.8
4 あまりそう思わない	20	6.5
5 まったくそう思わない	4	1.3
6 弁護士を依頼しなかった	59	19.2
有効回答者数	308	100.0
9 無回答	1	
計	309	

⑩ その弁護士は、手続を迅速に進めようとしていた

	ケース数	%
1 強くそう思う	140	45.5
2 少しそう思う	60	19.5
3 どちらともいえない	32	10.4
4 あまりそう思わない	14	4.5
5 まったくそう思わない	3	1.0
6 弁護士を依頼しなかった	59	19.2
有効回答者数	308	100.0
9 無回答	1	
計	309	

⑪ その弁護士は、手続を適正に進めようとしていた

	ケース数	%
1 強くそう思う	158	51.1
2 少しそう思う	56	18.1
3 どちらともいえない	26	8.4
4 あまりそう思わない	8	2.6
5 まったくそう思わない	2	0.6
6 弁護士を依頼しなかった	59	19.1
有効回答者数	309	100.0
9 無回答	0	
計	309	

問28 今回の労働審判手続で、その弁護士に満足していますか。あてはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。

【単一回答】

	ケース数	%
1 とても満足している	134	43.9
2 少し満足している	76	24.9
3 どちらともいえない	11	3.6
4 あまり満足していない	22	7.2
5 まったく満足していない	7	2.3
6 弁護士を依頼しなかった	55	18.0
有効回答者数	305	100.0
9 無回答	4	
計	309	

問29 相手側（使用者側）の弁護士に対する印象についておたずねします。次の①～⑧について、どのくらい強くそう思ったか、それぞれについてあてはまるものを1つずつ選んで、番号に○をつけてください。相手側に弁護士がいなかった場合、あるいは、相手側に弁護士がいてもあなたとまったく接触がなかった場合には「6」に○をして、次の問にお進みください。

【単一回答】

① 相手側の弁護士は、あなた側の言い分を十分に聞いてくれた

	ケース数	%
1 強くそう思う	6	2.0
2 少しそう思う	18	6.0
3 どちらともいえない	50	16.6
4 あまりそう思わない	49	16.2
5 まったくそう思わない	102	33.8
6 相手側に弁護士がいなかった・接触がなかった	77	25.5
有効回答者数	302	100.0
9 無回答	7	
計	309	

② 相手側の弁護士は、信頼できる人物だった

	ケース数	%
1 強くそう思う	3	1.0
2 少しそう思う	21	6.9
3 どちらともいえない	68	22.4
4 あまりそう思わない	47	15.5
5 まったくそう思わない	87	28.7
6 相手側に弁護士がいなかった・接触がなかった	77	25.4
有効回答者数	303	100.0
9 無回答	6	
計	309	

③ 相手側の弁護士は、権威的・威圧的だった

	ケース数	%
1 強くそう思う	39	12.9
2 少しそう思う	31	10.3
3 どちらともいえない	63	20.9
4 あまりそう思わない	52	17.2
5 まったくそう思わない	40	13.2
6 相手側に弁護士がいなかった・接触がなかった	77	25.5
有効回答者数	302	100.0
9 無回答	7	
計	309	

④ 相手側の弁護士は、あなたに対していいに接してくれた

	ケース数	%
1 強くそう思う	13	4.3
2 少しそう思う	26	8.6
3 どちらともいえない	79	26.2
4 あまりそう思わない	52	17.2
5 まったくそう思わない	55	18.2
6 相手側に弁護士がいなかった・接触がなかった	77	25.5
有効回答者数	302	100.0
9 無回答	7	
計	309	

⑤ 相手側の弁護士は、法律上の問題点をわかりやすく説明していた

	ケース数	%
1 強くそう思う	2	0.7
2 少しそう思う	6	2.0
3 どちらともいえない	59	19.4
4 あまりそう思わない	57	18.8
5 まったくそう思わない	103	33.9
6 相手側に弁護士がいなかった・接触がなかった	77	25.3
有効回答者数	304	100.0
9 無回答	5	
計	309	

⑥ 相手側の弁護士は、法律以外のことも、労働関係のことをよく分かっていた

	ケース数	%
1 強くそう思う	4	1.3
2 少しそう思う	17	5.6
3 どちらともいえない	78	25.7
4 あまりそう思わない	53	17.4
5 まったくそう思わない	75	24.7
6 相手側に弁護士がいなかった・接触がなかった	77	25.3
有効回答者数	304	100.0
9 無回答	5	
計	309	

⑦ 相手側の弁護士は、手続を迅速に進めようとしていた

	ケース数	%
1 強くそう思う	18	5.9
2 少しそう思う	46	15.1
3 どちらともいえない	70	23.0
4 あまりそう思わない	39	12.8
5 まったくそう思わない	55	18.0
6 相手側に弁護士がいなかった・接触がなかった	77	25.2
有効回答者数	305	100.0
9 無回答	4	
計	309	

⑧ 相手側の弁護士は、手続を適正に進めようとしていた

	ケース数	%
1 強くそう思う	11	3.6
2 少しそう思う	29	9.5
3 どちらともいえない	73	24.0
4 あまりそう思わない	44	14.5
5 まったくそう思わない	70	23.0
6 相手側に弁護士がいなかった・接触がなかった	77	25.3
有効回答者数	304	100.0
9 無回答	5	
計	309	

問30 今回の労働審判手続は、どのような形で終わりましたか。あてはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。
【単一回答】

	ケース数	%
1 調停が成立した	244	81.9
2 労働審判が告知された	50	16.8
3 終わり方がどちらかわからない	4	1.3
有効回答者数	298	100.0
9 無回答	11	
計	309	

付問1 その労働審判に対して、異議申立てがありましたか。あてはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。
【単一回答】

	ケース数	%
1 自分の側だけが申し立てた	11	22.4
2 相手の側だけが申し立てた	22	44.9
3 双方が申し立てた	0	0.0
4 双方とも申し立てなかった	11	22.4
5 わからない	5	10.2
有効回答者数	49	100.0
8 非該当	259	
9 無回答	1	
計	309	

付問2 その労働審判手続が調停で解決しなかった理由についておたずねします。あてはまるものをすべて選んで、番号に○をつけてください。
【複数回答】

	選択者数	%
1 調停案が自分に不利だと思ったから	7	15.2
2 事実関係をもっとはっきりさせたかったから	8	17.4
3 自分の側が正しいことをもっとはっきりさせたかったから	11	23.9
4 審判官や審判員にもっと調べてもらいたかったから	6	13.0
5 労働審判委員会(審判官・審判員)の公的な判断が欲しかったから	6	13.0
6 審判官や審判員が自分の話を十分に聞いてくれなかったから	6	13.0
7 調停の進め方が不公正・不公平だったから	6	13.0
8 相手側(使用者側)が調停案を拒んだから	25	54.3
9 相手側(使用者側)が譲歩しなかったから	23	50.0
10 その他	9	19.6
有効回答者数	46	
非該当	259	
無回答	4	
計	309	

問31 あなたは、その調停ないし審判の内容を十分理解できていると思いますか。あてはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。
【単一回答】

	ケース数	%
1 よく理解できている	140	46.1
2 どちらかという理解できている	111	36.5
3 どちらともいえない	27	8.9
4 どちらかという理解できていない	17	5.6
5 まったく理解できていない	9	3.0
6 内容を知らない	0	0.0
有効回答者数	304	100.0
9 無回答	5	
計	309	

問32 調停ないし審判の結果、あなたは、相手側から何かをしてもらう権利や地位などを得たり、認められたりしましたか。選択肢の中からあてはまるものをすべて選んで、番号に○をつけてください。
【複数回答】

	選択者数	%
1 解決金などの金銭の支払い	287	95.0
2 その会社で働く権利や地位(復職など)	12	4.0
3 賃金など労働条件の引き下げの是正・回復	6	2.0
4 配転・出向などの命令の是正・撤回	1	0.3
5 セクハラ・パワハラやそれ以外のいじめ・いやがらせへの対応	3	1.0
6 その他の権利や地位	24	7.9
7 認められた権利や地位はない	10	3.3
8 わからない	1	0.3
有効回答者数	302	
無回答	7	
計	309	

付問 調停ないし審判の結果認められた金額は、総額でおおよそいくらでしたか。差し支えない範囲でお答えください。
【単一回答】

	選択者数	%
1 おおよそXX万円（金額記入）	272	96.8
2 わからない	3	1.1
3 答えたくない	6	2.1
有効回答者数	281	100.0
8 非該当	22	
9 無回答	6	
計	309	

解決金金額(万円)

ケース数	非該当	無回答	平均値	中央値	最小値	最大値
272	37	0	144.9	100	3	1468

問33 調停ないし審判の結果、あなたは、相手側に対して何かをしなければならない義務を負いましたか。選択肢の中からあてはまるものをすべて選んで、番号に○をつけてください。
【複数回答】

	選択者数	%
1 何かの行為を行う義務	18	6.1
2 何かの金銭を支払う義務	2	0.7
3 その他の約束や措置	58	19.8
4 相手に対して負った義務はない	212	72.4
5 わからない	9	3.1
有効回答者数	293	
無回答	16	
計	309	

問34 今回の調停ないし審判の結果は、全体として、あなたにとって有利なものでしたか、不利なものでしたか。あてはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。
【単一回答】

	ケース数	%
1 有利	102	33.6
2 やや有利	84	27.6
3 中間・どちらともいえない	44	14.5
4 やや不利	34	11.2
5 不利	40	13.2
有効回答者数	304	100.0
9 無回答	5	
計	309	

問35 今回の調停ないし審判の結果について、次の①～⑨を、どのくらい強くそう思いましたか。それぞれについてあてはまるものを1つずつ選んで、番号に○をつけてください。
【単一回答】

① 今回の結果は公平なものである

	ケース数	%
1 強くそう思う	82	26.9
2 少しそう思う	97	31.8
3 どちらともいえない	38	12.5
4 あまりそう思わない	55	18.0
5 まったくそう思わない	33	10.8
有効回答者数	305	100.0
9 無回答	4	
計	309	

② 今回の結果は労働関係の実情をふまえている

	ケース数	%
1 強くそう思う	83	27.3
2 少しそう思う	84	27.6
3 どちらともいえない	41	13.5
4 あまりそう思わない	58	19.1
5 まったくそう思わない	38	12.5
有効回答者数	304	100.0
9 無回答	5	
計	309	

③ 今回の結果は法律上の権利・義務をふまえている

	ケース数	%
1 強くそう思う	93	30.6
2 少しそう思う	81	26.6
3 どちらともいえない	63	20.7
4 あまりそう思わない	40	13.2
5 まったくそう思わない	27	8.9
有効回答者数	304	100.0
9 無回答	5	
計	309	

④ 今回の結果は当事者双方の事情を偏らずに考慮している

	ケース数	%
1 強くそう思う	71	23.3
2 少しそう思う	84	27.5
3 どちらともいえない	60	19.7
4 あまりそう思わない	50	16.4
5 まったくそう思わない	40	13.1
有効回答者数	305	100.0
9 無回答	4	
計	309	

⑤ 今回の結果は当事者間の力の不均衡を是正している

	ケース数	%
1 強くそう思う	62	20.5
2 少しそう思う	74	24.4
3 どちらともいえない	77	25.4
4 あまりそう思わない	47	15.5
5 まったくそう思わない	43	14.2
有効回答者数	303	100.0
9 無回答	6	
計	309	

⑥ 裁判所における調停や審判の結果なので実現が大いに期待できる

	ケース数	%
1 強くそう思う	108	35.8
2 少しそう思う	77	25.5
3 どちらともいえない	53	17.5
4 あまりそう思わない	38	12.6
5 まったくそう思わない	26	8.6
有効回答者数	302	100.0
9 無回答	7	
計	309	

⑦ 今回の結果は具体的な事件の解決として適切である

	ケース数	%
1 強くそう思う	76	25.1
2 少しそう思う	88	29.0
3 どちらともいえない	50	16.5
4 あまりそう思わない	50	16.5
5 まったくそう思わない	39	12.9
有効回答者数	303	100.0
9 無回答	6	
計	309	

⑧ 将来、同じような問題状況をかかえた場合、再び労働審判手続で問題を解決しようと思う

	ケース数	%
1 強くそう思う	109	35.9
2 少しそう思う	77	25.3
3 どちらともいえない	68	22.4
4 あまりそう思わない	29	9.5
5 まったくそう思わない	21	6.9
有効回答者数	304	100.0
9 無回答	5	
計	309	

⑨ 同じような問題で困っている知人がいたら、労働審判手続で問題を解決するように勧める

	ケース数	%
1 強くそう思う	136	44.7
2 少しそう思う	91	29.9
3 どちらともいえない	49	16.1
4 あまりそう思わない	14	4.6
5 まったくそう思わない	14	4.6
有効回答者数	304	100.0
9 無回答	5	
計	309	

問36 今回の調停ないし審判の結果に満足していますか。あてはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。

【単一回答】

	ケース数	%
1 とても満足している	77	25.3
2 少し満足している	104	34.2
3 どちらともいえない	22	7.2
4 あまり満足していない	64	21.1
5 まったく満足していない	37	12.2
有効回答者数	304	100.0
9 無回答	5	
計	309	

問37 労働審判手続は、次の①～⑩にあげるような特徴を持つといわれています。今回の経験に照らして、①～⑩はどのくらい重要だと思うか、それぞれについてあてはまるものを1つずつ選んで、番号に○をつけてください。

【単一回答】

① 裁判所で行なわれる手続であること

	ケース数	%
1 非常に重要だと思う	232	75.3
2 やや重要だと思う	53	17.2
3 どちらともいえない	14	4.5
4 あまり重要だとは思わない	7	2.3
5 まったく重要だとは思わない	2	0.6
有効回答者数	308	100.0
9 無回答	1	
計	309	

② 法的な権利関係をふまえた制度であること

	ケース数	%
1 非常に重要だと思う	221	72.0
2 やや重要だと思う	66	21.5
3 どちらともいえない	17	5.5
4 あまり重要だとは思わない	1	0.3
5 まったく重要だとは思わない	2	0.7
有効回答者数	307	100.0
9 無回答	2	
計	309	

③ 原則として3回以内の期日で終了すること

	ケース数	%
1 非常に重要だと思う	141	45.8
2 やや重要だと思う	94	30.5
3 どちらともいえない	45	14.6
4 あまり重要だとは思わない	22	7.1
5 まったく重要だとは思わない	6	1.9
有効回答者数	308	100.0
9 無回答	1	
計	309	

④ 手数料が裁判(訴訟)の半額程度であること

	ケース数	%
1 非常に重要だと思う	161	53.0
2 やや重要だと思う	83	27.3
3 どちらともいえない	47	15.5
4 あまり重要だとは思わない	8	2.6
5 まったく重要だとは思わない	5	1.6
有効回答者数	304	100.0
9 無回答	5	
計	309	

⑤ 労使双方から選ばれた労使関係に関する専門的な知識や経験を有する審判員が手続に参加すること

	ケース数	%
1 非常に重要だと思う	171	56.3
2 やや重要だと思う	84	27.6
3 どちらともいえない	33	10.9
4 あまり重要だとは思わない	13	4.3
5 まったく重要だとは思わない	3	1.0
有効回答者数	304	100.0
9 無回答	5	
計	309	

⑥ 手続が原則として非公開であること

	ケース数	%
1 非常に重要だと思う	105	34.2
2 やや重要だと思う	79	25.7
3 どちらともいえない	69	22.5
4 あまり重要だとは思わない	27	8.8
5 まったく重要だとは思わない	27	8.8
有効回答者数	307	100.0
9 無回答	2	
計	309	

⑦ 当事者本人が口頭で事情を説明すること

	ケース数	%
1 非常に重要だと思う	172	56.4
2 やや重要だと思う	83	27.2
3 どちらともいえない	40	13.1
4 あまり重要だとは思わない	7	2.3
5 まったく重要だとは思わない	3	1.0
有効回答者数	305	100.0
9 無回答	4	
計	309	

⑧ 双方の関係者が、一つのテーブルを囲んで手続を進めること

	ケース数	%
1 非常に重要だと思う	100	32.7
2 やや重要だと思う	83	27.1
3 どちらともいえない	77	25.2
4 あまり重要だとは思わない	34	11.1
5 まったく重要だとは思わない	12	3.9
有効回答者数	306	100.0
9 無回答	3	
計	309	

⑨ 手続のなかで、適宜、調停による解決が試みられること

	ケース数	%
1 非常に重要だと思う	136	44.3
2 やや重要だと思う	98	31.9
3 どちらともいえない	60	19.5
4 あまり重要だとは思わない	10	3.3
5 まったく重要だとは思わない	3	1.0
有効回答者数	307	100.0
9 無回答	2	
計	309	

⑩ 裁判(訴訟)の判決に比べて、事件の実情や当事者の事情に応じた柔軟な解決が可能であること

	ケース数	%
1 非常に重要だと思う	134	43.8
2 やや重要だと思う	115	37.6
3 どちらともいえない	41	13.4
4 あまり重要だとは思わない	10	3.3
5 まったく重要だとは思わない	6	2.0
有効回答者数	306	100.0
9 無回答	3	
計	309	

⑪ 労働審判に異議の申立てがあると裁判(訴訟)に移行する手続であること

	ケース数	%
1 非常に重要だと思う	130	42.5
2 やや重要だと思う	91	29.7
3 どちらともいえない	60	19.6
4 あまり重要だとは思わない	16	5.2
5 まったく重要だとは思わない	9	2.9
有効回答者数	306	100.0
9 無回答	3	
計	309	

付問 ①～⑪のうちもっとも重要だと思うものを1つ選んで、その記号をお書きください。

【単一回答】

	ケース数	%
1 裁判所の手続きである	62	20.4
2 法的な権利関係をふまえた制度	64	21.1
3 3回以内の期日で終了	42	13.8
4 手数料が裁判の半額	11	3.6
5 専門的な審判員が手続きに参加	32	10.5
6 手続が原則非公開	6	2.0
7 当事者本人が口頭で説明	23	7.6
8 双方の関係者がテーブルを囲む	10	3.3
9 調停による解決が試みられる	9	3.0
10 裁判よりも柔軟な解決が可能	27	8.9
11 異議の申立てで裁判に移行	18	5.9
有効回答者数	304	100.0
99 無回答	5	
計	309	

問38 労働審判手続の終了後、あなたは相手側の会社・団体に在職していましたか。あてはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。

【単一回答】

	ケース数	%
1 雇用関係の有無について争っていた	70	23.0
2 (雇用関係の有無に争いはなく)在職していた	18	5.9
3 (雇用関係の有無に争いはなく)退職していた	213	69.8
4 そもそも雇用関係がなかった(派遣など)	4	1.3
有効回答者数	305	100.0
9 無回答	4	
計	309	

問39 労働審判手続の終了後、あなたの職場や事業所で、どのような変化がありましたか。次の①～⑥について、それぞれあてはまるものを1つずつ選んで、番号に○をつけてください。

【単一回答】

① 労働時間管理の適正化などのコンプライアンス(法令遵守)の重視

	ケース数	%
1 実施された	1	5.9
2 検討中である	2	11.8
3 とくに検討されていない	9	52.9
9 わからない	5	29.4
有効回答者数	17	100.0
88 非該当	291	
99 無回答	1	
計	309	

② 就業規則の改訂などの人事管理制度の変更

	ケース数	%
1 実施された	0	0.0
2 検討中である	3	17.6
3 とくに検討されていない	9	52.9
9 わからない	5	29.4
有効回答者数	17	100.0
88 非該当	291	
99 無回答	1	
計	309	

③ 関係する職場の管理職の異動などの人事異動

	ケース数	%
1 実施された	1	5.9
2 検討中である	3	17.6
3 とくに検討されていない	9	52.9
9 わからない	4	23.5
有効回答者数	17	100.0
88 非該当	291	
99 無回答	1	
計	309	

④ 人事管理担当者の配置などの人事管理体制の整備

	ケース数	%
1 実施された	0	0.0
2 検討中である	2	11.8
3 とくに検討されていない	10	58.8
9 わからない	5	29.4
有効回答者数	17	100.0
88 非該当	291	
99 無回答	1	
計	309	

⑤ 管理職への研修

	ケース数	%
1 実施された	0	0.0
2 検討中である	1	5.9
3 とくに検討されていない	9	52.9
9 わからない	7	41.2
有効回答者数	17	100.0
88 非該当	291	
99 無回答	1	
計	309	

⑥ 現場の意向聴取、個人面接など、職場コミュニケーション施策

	ケース数	%
1 実施された	1	5.9
2 検討中である	1	5.9
3 とくに検討されていない	11	64.7
9 わからない	4	23.5
有効回答者数	17	100.0
88 非該当	291	
99 無回答	1	
計	309	

F1 あなたの性別をお答えください。
【単一回答】

	ケース数	%
1 男性	193	62.9
2 女性	114	37.1
有効回答者数	307	100.0
9 無回答	2	
計	309	

F2 お年はおいくつですか。あてはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。
【単一回答】

	ケース数	%
1 20歳未満	1	0.3
2 20～29歳	26	8.5
3 30～39歳	88	28.7
4 40～49歳	99	32.2
5 50～59歳	51	16.6
6 60～69歳	38	12.4
7 70歳以上	4	1.3
有効回答者数	307	100.0
9 無回答	2	
計	309	

F3 あなたが最後に卒業された学校は、次のどれですか。あてはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。
【単一回答】

	ケース数	%
1 中学校	25	8.2
2 高等学校	96	31.4
3 専修学校・各種学校	39	12.7
4 短大(高専を含む)	24	7.8
5 大学・大学院	122	39.9
6 その他	0	0.0
有効回答者数	306	100.0
9 無回答	3	
計	309	

F4 今回の労働審判の原因となった問題が起こった当時のあなたの働き方は何でしたか。あてはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。
【単一回答】

	ケース数	%
1 正規の職員・従業員	230	74.4
2 パート	25	8.1
3 アルバイト	17	5.5
4 契約社員	24	7.8
5 嘱託	6	1.9
6 派遣社員	4	1.3
7 その他	3	1.0
有効回答者数	309	100.0
9 無回答	0	
計	309	

付問1 あなたのその会社・団体での役職はなんでしたか。選択肢の中から最もあてはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。
【単一回答】

	ケース数	%
1 部長・次長クラスの管理職	27	8.9
2 課長クラスの管理職	21	6.9
3 係長クラスの管理職	12	3.9
4 職長、班長、組長などの現場監督職	28	9.2
5 役職にはついていない	191	62.6
6 その他	26	8.5
有効回答者数	305	100.0
9 無回答	4	
計	309	

付問2 その会社・団体の業種は何でしたか。あてはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。
【単一回答】

	ケース数	%
1 建設業	23	7.4
2 製造業	39	12.6
3 電気・ガス・熱供給・水道業	8	2.6
4 情報通信業	24	7.8
5 運輸業・郵便業	26	8.4
6 卸売業・小売業	43	13.9
7 金融業、保険業	6	1.9
8 不動産業、物品賃貸業	12	3.9
9 宿泊業、飲食サービス業	24	7.8
10 教育、学習支援業	9	2.9
11 医療、福祉	27	8.7
12 職業紹介・労働者派遣業	8	2.6
13 その他サービス業	58	18.8
14 公務	0	0.0
15 その他	2	0.6
有効回答者数	309	100.0
99 無回答	0	
計	309	

付問3 その会社・団体に働いている人は、全体で何人くらいでしたか。あてはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。
【単一回答】

	ケース数	%
1 10人未満	58	18.8
2 10～29人	78	25.3
3 30～99人	67	21.8
4 100～299人	45	14.6
5 300～499人	8	2.6
6 500～999人	15	4.9
7 1,000人～2,999人	15	4.9
8 3,000人以上	15	4.9
9 わからない	7	2.3
有効回答者数	308	100.0
99 無回答	1	
計	309	

F5 今回の労働審判の原因となった問題が起こった当時、あなたが働いていた会社・団体には労働組合がありましたか。
【単一回答】

	ケース数	%
1 はい	38	12.3
2 いいえ	261	84.5
3 わからない	10	3.2
有効回答者数	309	100.0
9 無回答	0	
計	309	

付問 あなたはその組合の組合員でしたか。
【単一回答】

	ケース数	%
1 組合員だった	16	42.1
2 組合員ではなかった	22	57.9
有効回答者数	38	100.0
8 非該当	271	
9 無回答	0	
計	309	

F6 あなたの年収をおたずねします。
【単一回答】

① 労働審判手続の原因となった問題が生じる(直)前について、あなた個人の年収は、次のどれにあてはまりますか。あてはまるものを1つずつ選んで、番号に○をつけてください。

	ケース数	%
1 なし	1	0.3
2 100万円未満	12	3.9
3 100～200万円未満	38	12.5
4 200～300万円未満	79	25.9
5 300～400万円未満	62	20.3
6 400～500万円未満	40	13.1
7 500～600万円未満	27	8.9
8 600～700万円未満	16	5.2
9 700～800万円未満	10	3.3
10 800～900万円未満	3	1.0
11 900～1,000万円未満	5	1.6
12 1,000～1,500万円未満	3	1.0
13 1,500～2,000万円未満	2	0.7
14 2,000万円以上	2	0.7
15 わからない	0	0.0
16 答えたくない	5	1.6
有効回答者数	305	100.0
99 無回答	4	
計	309	

② 現在について、あなた個人の年収は、次のどれにあてはまりますか。あてはまるものを1つずつ選んで、番号に○をつけてください。

	ケース数	%
1 なし	121	41.7
2 100万円未満	24	8.3
3 100～200万円未満	28	9.7
4 200～300万円未満	44	15.2
5 300～400万円未満	24	8.3
6 400～500万円未満	14	4.8
7 500～600万円未満	3	1.0
8 600～700万円未満	2	0.7
9 700～800万円未満	3	1.0
10 800～900万円未満	0	0.0
11 900～1,000万円未満	1	0.3
12 1,000～1,500万円未満	1	0.3
13 1,500～2,000万円未満	1	0.3
14 2,000万円以上	0	0.0
15 わからない	15	5.2
16 答えたくない	9	3.1
有効回答者数	290	100.0
99 無回答	19	
計	309	

F7 あなたは、今回の事件以外に、労働関係の紛争であるかどうかを問わず、裁判や調停の経験はありますか。
【単一回答】

	ケース数	%
1 ある	48	15.7
2 ない	258	84.3
有効回答者数	306	100.0
9 無回答	3	
計	309	

F8 あなたは、日常生活で(仕事を除く)、日本語のほかによく用いる言語がありますか。
【単一回答】

	ケース数	%
1 ある	31	10.1
2 ない	276	89.9
有効回答者数	307	100.0
9 無回答	2	
計	309	

F9 以下の欄には、今の労働審判についてあなたが考えていること、また、この調査およびアンケート用紙についての感想をご自由にお書きください。

	ケース数	%
1 記入あり	218	70.6
2 記入なし	91	29.4
計	309	

F10 このアンケート用紙を記入し終わったのは、労働審判手続が終了したとき(調停が成立したとき、または、審判が告知されたとき)から、おおよそどのくらい後ですか。

日数

ケース数	非該当	無回答	平均値	中央値	最小値	最大値
306	0	3	27.6	20	1	120

B票・単純集計表

- 問1 今回の労働審判手続は、どのような問題に関するものでしたか。選択肢の中からあてはまるものをすべて選んで、番号に○をつけてください。
[複数回答]

	選択者数	%
1 会社都合の解雇(整理解雇)	29	16.5
2 懲戒処分解雇(懲戒解雇)	20	11.4
3 それ以外(1、2以外)の解雇	34	19.3
4 退職奨励	19	10.8
5 雇止め(有期労働契約の更新拒否)	19	10.8
6 採用内定取消	3	1.7
7 試用期間中または試用期間満了時の本採用拒否	8	4.5
8 賃金(基本給、諸手当)	24	13.6
9 残業代	34	19.3
10 退職金	10	5.7
11 解雇予告手当	13	7.4
12 賃金など労働条件の変更	17	9.7
13 配転・出向	4	2.3
14 セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)	1	0.6
15 パワー・ハラスメント(パワハラ)	11	6.3
16 それ以外(14、15以外)のいじめ・いやがらせ	7	4.0
17 その他	10	5.7
有効回答者数	176	
無回答	9	
回答者人数	185	

- 付問1 その問題が起こったのは、いつ頃でしたか。

年月	ケース数	%	年月	ケース数	%
2006年03月	1	0.6	2009年09月	4	2.2
2006年07月	1	0.6	2009年10月	5	2.8
2006年11月	1	0.6	2009年11月	7	3.9
2007年10月	2	1.1	2009年12月	14	7.8
2007年11月	2	1.1	2010年01月	11	6.1
2008年05月	2	1.1	2010年02月	10	5.6
2008年09月	1	0.6	2010年03月	26	14.5
2008年11月	1	0.6	2010年04月	22	12.3
2008年12月	1	0.6	2010年05月	20	11.2
2009年01月	3	1.7	2010年06月	15	8.4
2009年03月	5	2.8	2010年07月	6	3.4
2009年04月	2	1.1	2010年08月	4	2.2
2009年05月	2	1.1	2010年09月	2	1.1
2009年06月	1	0.6	2010年10月	1	0.6
			有効回答者数	179	100.0
			無回答	6	
			計	185	

- 問2 今回の労働審判手続でのあなたの会社・団体お立場は次のどちらでしたか。
[単一回答]

	ケース数	%
1 (労働審判手続を)申し立てた側	1	0.5
2 申し立てられた側	182	99.5
有効回答者数	183	100.0
9 無回答	2	
計	185	

(注) B票の調査票の選択肢は「1(労働審判手続を)申し立てられた側」「2 申し立てた側」であるが、データの入力に際しては、A票に合わせて「1(労働審判手続を)申し立てた側」「2 申し立てられた側」に変換しており、上記集計もそれに従っている。

- 問3 今回の労働審判手続を裁判所に申し立てられた(申し立てた)のは、いつ頃でしたか。

年月	ケース数	%
2009年04月	1	0.5
2009年10月	2	1.1
2010年02月	1	0.5
2010年03月	6	3.3
2010年04月	7	3.8
2010年05月	23	12.6
2010年06月	29	15.8
2010年07月	50	27.3
2010年08月	33	18.0
2010年09月	22	12.0
2010年10月	7	3.8
2010年11月	2	1.1
有効回答者数	183	100.0
無回答	2	
計	185	

- 問4 今回の労働審判手続で、相手側(労働者側)から申立時に請求された金額は おおよそいくらでしたか。選択肢の中からあてはまるものすべてに○をつけ、「1」「2」を選んだ場合は該当する欄に金額(万円)を記入してください。金額について回答に迷う場合は、申立書の「労働審判を求める事項の価額」をお答えください。
[複数回答]

	選択者数	%
1 月給(未払い分)など月当たりの請求	82	44.8
2 その他の定額の請求(残業代、退職金、損害賠償など)	135	73.8
3 金銭の支払いは求められていない(求めている)	7	3.8
4 わからない	2	1.1
有効回答者数	183	
無回答	2	
計	185	

金額(万円)	ケース数	非該当	無回答	平均値	中央値	最小値	最大値
1 月給(未払い分)など月当たりの請求	80	103	2	71.7	29	1	850
2 その他の定額の請求(残業代、退職金、損害賠償など)	134	50	1	329.7	200	10	3102

問5 今回の労働審判手続の相手側(労働者側)の当事者についておたずねします。相手側の当事者が複数いる場合は、もっとも主要な相手側についてお答えください。

【単一回答】

A 今回の労働審判手続の原因となった問題が起こった当時、相手側(労働者)の働き方は何でしたか。あてはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。

	ケース数	%
1 正規の職員・従業員	115	65.0
2 パート	17	9.6
3 アルバイト	8	4.5
4 契約社員	17	9.6
5 嘱託	7	4.0
6 派遣社員	2	1.1
7 その他	11	6.2
有効回答者数	177	100.0
9 無回答	8	
計	185	

B その当時の相手側(労働者)の役職は何でしたか。選択肢の中から 最もあてはまるものを1つ選んで番号に○をつけてください。

	ケース数	%
1 部長・次長クラスの管理職	12	6.9
2 課長クラスの管理職	10	5.7
3 係長クラスの管理職	4	2.3
4 職長、班長、組長などの現場監督職	11	6.3
5 役職にはついていない	109	62.6
6 その他	28	16.1
有効回答者数	174	100.0
9 無回答	11	
計	185	

C 今回の労働審判手続の申し立てがあった当時、相手側(労働者)はあなたの会社や団体に 在職していましたか。選択肢の中からあてはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。

	ケース数	%
1 雇用関係の有無について争っていた	56	31.5
2 (雇用関係の有無に争いはなく)在職していた	29	16.3
3 (雇用関係の有無に争いはなく)退職していた	86	48.3
4 そもそも雇用関係がなかった(派遣など)	7	3.9
有効回答者数	178	100.0
9 無回答	7	
計	185	

問6 あなたの会社・団体では、今回の労働審判手続の原因となった問題が起こった当時、あなたの会社・団体と従業員との間のコミュニケーションの状態は良好でしたか。あてはまるものを1つずつ選んで、番号に○をつけてください。

【単一回答】

	ケース数	%
1 とても良好であった	18	9.9
2 どちらかといえば良好であった	51	28.0
3 どちらともいえない	40	22.0
4 どちらかといえば良好でなかった	41	22.5
5 まったく良好でなかった	32	17.6
有効回答者数	182	100.0
9 無回答	3	
計	185	

問7 今回の労働審判手続を申し立てられる(申し立てる)前に、その問題を解決するために、次のような人や機関・専門家に相談したことはありましたか。選択肢の中からあてはまるものをすべて選んで、番号に○をつけてください。

【複数回答】

	選択者数	%
1 家族・親せき・個人的な知人に相談した	18	9.8
2 経営者の団体・知人に相談した	17	9.3
3 地方自治体の無料法律相談を利用した	11	6.0
4 顧問弁護士に相談した	93	50.8
5 顧問弁護士以外の弁護士事務所または弁護士会の法律相談を利用した	35	19.1
6 社会保険労務士(会)に相談した	50	27.3
7 法テラスのコールセンターや法律相談を利用した	1	0.5
8 その他の機関や専門家に相談した	4	2.2
9 以上の人や機関・専門家に相談したことはなかった	32	17.5
11 労働基準監督署に相談した	6	3.3
12 労働委員会に相談した	1	0.5
13 労働局に相談した	2	1.1
14 ハローワーク・職安に相談した	1	0.5
15 労働総合相談センター(都道府県・自治体の相談所等を含む)に相談した	1	0.5
16 その他の労働関係行政機関に相談した	1	0.5
有効回答者数	183	
無回答	2	
計	185	

(注) 相談機関カテゴリーのうち、11(労働基準監督署)～16(その他の労働関係行政機関)は、調査終了後の再コーディングの結果、追加された。

問8 今回の労働審判手続を申し立てられる(申し立てる)前に、その問題を解決するために、相手側(使用者)と交渉しましたか。AとBのそれぞれについて、あてはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。

A 直接、相手側本人と交渉しましたか

	ケース数	%
1 した	85	47.2
2 しなかった	95	52.8
有効回答者数	180	100.0
9 無回答	5	
計	185	

B 人や組織を介して、相手側本人と交渉しましたか

	ケース数	%
1 した	66	37.7
2 しなかった	109	62.3
有効回答者数	175	100.0
9 無回答	10	
計	185	

問9 今回の労働審判手続を申し立てられる(申し立てる)前に、その問題を解決するために、労働局や労働委員会の制度や手続を経由しましたか。選択肢の中からあてはまるものをすべて選んで、番号に○をつけてください。

【複数回答】

	選択者数	%
1 労働局の行う相談窓口(「総合労働相談コーナー」など)を経由した	12	6.6
2 労働局の助言・指導の制度を経由した	16	8.8
3 労働局の紛争調整委員会の制度(あつせん)を経由した	24	13.2
4 労働委員会の紛争解決手続を経由した	3	1.6
5 以上の制度や手続を経由したことはなかった	132	72.5
有効回答者数	182	
無回答	3	
計	185	

問10 今回の労働審判手続で、弁護士を依頼しましたか。あてはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。
【単一回答】

	ケース数	%
1 はい	167	90.8
2 いいえ	17	9.2
有効回答者数	184	100.0
9 無回答	1	
計	185	

付問 その弁護士に初めて相談したのはいつですか。

年月	ケース数	%
2003年04月	1	0.6
2007年05月	1	0.6
2007年10月	1	0.6
2008年05月	1	0.6
2009年04月	1	0.6
2009年07月	2	1.2
2009年09月	1	0.6
2009年10月	3	1.8
2009年11月	3	1.8
2009年12月	8	4.9
2010年01月	4	2.5
2010年02月	4	2.5
2010年03月	10	6.1
2010年04月	13	8.0
2010年05月	25	15.3
2010年06月	17	10.4
2010年07月	26	16.0
2010年08月	21	12.9
2010年09月	17	10.4
2010年10月	4	2.5
有効回答者数	163	100.0
非該当	18	
無回答	4	
計	185	

問11 あなたの会社・団体はどこで労働審判手続を知りましたか。選択肢の中からあてはまるものをすべて選んで、番号に○をつけてください。
【複数回答】

	選択者数	%
1 家族・親せき・個人的な知人	4	2.2
2 経営者の団体・知人	9	4.9
3 地方自治体の無料法律相談	2	1.1
4 顧問弁護士	70	37.8
5 顧問弁護士以外の弁護士または弁護士会	24	13.0
6 社会保険労務士(会)	24	13.0
7 法テラス	2	1.1
8 労働局、労働基準監督署、労働委員会	28	15.1
9 裁判所	8	4.3
10 新聞・雑誌やテレビ	27	14.6
11 その他	3	1.6
12 相手側から申し立てがあるまで労働審判手続のことは知らなかった	73	39.5
13 インターネット	4	2.2
有効回答者数	185	
無回答	0	
計	185	

(注) 情報入手先カテゴリーのうち、13(インターネット)は、調査終了後の再コーディングの結果、追加された。

問12 労働審判手続を申し立てられたとき、あなたが労働審判手続に何を期待したかについておたずねします。次の期待について、どのくらい強くそう思ったか、それぞれについてあてはまるものを1つずつ選んで、番号に○をつけてください。
【単一回答】

① 労働審判では自分の会社・団体の社会的名誉を守りたかった

	ケース数	%
1 強くあてはまる	67	36.8
2 少しあてはまる	49	26.9
3 どちらともいえない	30	16.5
4 あまりあてはまらない	18	9.9
5 まったくあてはまらない	18	9.9
有効回答者数	182	100.0
9 無回答	3	
計	185	

② 労働審判では金銭や財産など経済的な利益を守りたかった

	ケース数	%
1 強くあてはまる	75	41.2
2 少しあてはまる	45	24.7
3 どちらともいえない	26	14.3
4 あまりあてはまらない	16	8.8
5 まったくあてはまらない	20	11.0
有効回答者数	182	100.0
9 無回答	3	
計	185	

③ 労働審判では自分の会社・団体の自由な活動やプライバシーを守りたかった

	ケース数	%
1 強くあてはまる	39	21.5
2 少しあてはまる	33	18.2
3 どちらともいえない	54	29.8
4 あまりあてはまらない	28	15.5
5 まったくあてはまらない	27	14.9
有効回答者数	181	100.0
9 無回答	4	
計	185	

④ 労働審判では自分の会社・団体の権利を実現し(あるいは守り)たかった

	ケース数	%
1 強くあてはまる	94	51.6
2 少しあてはまる	49	26.9
3 どちらともいえない	19	10.4
4 あまりあてはまらない	11	6.0
5 まったくあてはまらない	9	4.9
有効回答者数	182	100.0
9 無回答	3	
計	185	

⑤ 労働審判では公正な解決を得たかった

	ケース数	%
1 強くあてはまる	148	80.9
2 少しあてはまる	19	10.4
3 どちらともいえない	7	3.8
4 あまりあてはまらない	6	3.3
5 まったくあてはまらない	3	1.6
有効回答者数	183	100.0
9 無回答	2	
計	185	

⑥ 労働審判では強制力のある解決を得たかった

	ケース数	%
1 強くあてはまる	76	41.8
2 少しあてはまる	41	22.5
3 どちらともいえない	48	26.4
4 あまりあてはまらない	8	4.4
5 まったくあてはまらない	9	4.9
有効回答者数	182	100.0
9 無回答	3	
計	185	

⑦ 労働審判では事実関係をはっきりさせたかった

	ケース数	%
1 強くあてはまる	140	76.5
2 少しあてはまる	19	10.4
3 どちらともいえない	10	5.5
4 あまりあてはまらない	9	4.9
5 まったくあてはまらない	5	2.7
有効回答者数	183	100.0
9 無回答	2	
計	185	

⑧ 労働審判では白黒をはっきりさせたかった

	ケース数	%
1 強くあてはまる	122	67.0
2 少しあてはまる	32	17.6
3 どちらともいえない	17	9.3
4 あまりあてはまらない	3	1.6
5 まったくあてはまらない	8	4.4
有効回答者数	182	100.0
9 無回答	3	
計	185	

⑨ 労働審判という公的な場で議論したかった

	ケース数	%
1 強くあてはまる	70	38.5
2 少しあてはまる	28	15.4
3 どちらともいえない	48	26.4
4 あまりあてはまらない	15	8.2
5 まったくあてはまらない	21	11.5
有効回答者数	182	100.0
9 無回答	3	
計	185	

⑩ 労働審判官(裁判官)や労働関係の専門家である労働審判員に話を聞いてもらいたかった

	ケース数	%
1 強くあてはまる	68	37.4
2 少しあてはまる	29	15.9
3 どちらともいえない	52	28.6
4 あまりあてはまらない	16	8.8
5 まったくあてはまらない	17	9.3
有効回答者数	182	100.0
9 無回答	3	
計	185	

⑪ 労働審判を通じて相手側と話し合いの機会を持ちたかった

	ケース数	%
1 強くあてはまる	26	14.4
2 少しあてはまる	23	12.7
3 どちらともいえない	50	27.6
4 あまりあてはまらない	28	15.5
5 まったくあてはまらない	54	29.8
有効回答者数	181	100.0
9 無回答	4	
計	185	

⑫ 労働審判では、同じような問題をかかえている会社・団体の立場や利益も守りたかった

	ケース数	%
1 強くあてはまる	28	15.5
2 少しあてはまる	23	12.7
3 どちらともいえない	60	33.1
4 あまりあてはまらない	25	13.8
5 まったくあてはまらない	45	24.9
有効回答者数	181	100.0
9 無回答	4	
計	185	

⑬ 訴訟(裁判)よりも労働審判のほうが適切な方法だと思った

	ケース数	%
1 強くあてはまる	27	14.9
2 少しあてはまる	38	21.0
3 どちらともいえない	74	40.9
4 あまりあてはまらない	10	5.5
5 まったくあてはまらない	32	17.7
有効回答者数	181	100.0
9 無回答	4	
計	185	

⑭ 相手側(労働者側)に申し立てられたので仕方なかった

	ケース数	%
1 強くあてはまる	96	52.5
2 少しあてはまる	38	20.8
3 どちらともいえない	24	13.1
4 あまりあてはまらない	8	4.4
5 まったくあてはまらない	17	9.3
有効回答者数	183	100.0
9 無回答	2	
計	185	

付問 ①～④のうちもっとも重要だと思ったものを1つ選んで、その番号をお書きください。

【単一回答】

	ケース数	%
1 社会的名誉	14	7.6
2 経済的利益	9	4.9
3 個人的自由・会社・団体の自由な活動やプライバシー	3	1.6
4 自分・会社・団体の権利	12	6.5
5 公正な解決	52	28.3
6 強制力のある解決	4	2.2
7 事実関係をはっきりさせる	28	15.2
8 白黒をはっきりさせる	9	4.9
9 公的な場で議論	5	2.7
10 専門家に話をきいてもらう	4	2.2
11 話し合いの機会	1	0.5
12 同じ問題をかかえる会社・団体の立場や利益	4	2.2
13 訴訟よりも適切な方法	2	1.1
14 申し立てられて仕方なく	37	20.1
有効回答者数	184	100.0
99 無回答	1	
計	185	

問13 今回の労働審判手続が始まった時点で、労働審判手続が終わるまでにどのくらいの費用がかか
るか事前に予想はつきましたか。あてはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。

【単一回答】

	ケース数	%
1 まったく予想がつかなかった	78	42.2
2 ある程度は予想がついていた	98	53.0
3 はっきりと予想がついていた	9	4.9
有効回答者数	185	100.0
9 無回答	0	
計	185	

問14 今回の労働審判手続を終えて、かかった費用はあなたの会社・団体にとって高いものでしたか、
安いものでしたか。次の①～③について、どのくらい強くそう思ったか、それぞれについてあては
まるものを1つずつ選んで、番号に○をつけてください。

【単一回答】

① 労働審判手続を申し立てるにあたって裁判所に納めた手数料

	ケース数	%
1 非常に高い	6	3.5
2 やや高い	2	1.2
3 どちらともいえない	40	23.3
4 やや安い	5	2.9
5 非常に安い	5	2.9
6 支払わなかった・あてはまらない	114	66.3
有効回答者数	172	100.0
9 無回答	13	
計	185	

② 弁護士に支払った金額

	ケース数	%
1 非常に高い	25	13.7
2 やや高い	65	35.5
3 どちらともいえない	57	31.1
4 やや安い	16	8.7
5 非常に安い	6	3.3
6 支払わなかった・あてはまらない	14	7.7
有効回答者数	183	100.0
9 無回答	2	
計	185	

③ 労働審判手続にかかった費用の総額

	ケース数	%
1 非常に高い	52	30.2
2 やや高い	34	19.8
3 どちらともいえない	64	37.2
4 やや安い	12	7.0
5 非常に安い	10	5.8
有効回答者数	172	100.0
9 無回答	13	
計	185	

問15 今回の労働審判手続で直接かかった費用以外に、書類の準備や必要な連絡・相談などに要した
手間や人手の負担は、あなたの会社・団体にとってどの程度のものでしたか。あてはまるものを1
つ選んで、番号に○をつけてください。

【単一回答】

	ケース数	%
1 非常に大きかった	77	41.6
2 やや大きかった	66	35.7
3 どちらともいえない	26	14.1
4 やや小さかった	4	2.2
5 非常に小さかった	12	6.5
有効回答者数	185	100.0
9 無回答	0	
計	185	

問16 今回の労働審判手続が始まった時点で、労働審判手続が終わるまでにどのくらいの時間がかかる
か事前に予想はつきましたか。あてはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。

【単一回答】

	ケース数	%
1 まったく予想がつかなかった	52	28.1
2 ある程度は予想がついていた	123	66.5
3 はっきりと予想がついていた	10	5.4
有効回答者数	185	100.0
9 無回答	0	
計	185	

問17 今回の労働審判手続を終えて、かかった時間をどのように思いますか。あてはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。

【単一回答】

	ケース数	%
1 非常に短い	51	27.9
2 やや短い	44	24.0
3 どちらともいえない	56	30.6
4 やや長い	21	11.5
5 非常に長い	11	6.0
有効回答者数	183	100.0
99 無回答	2	
計	185	

付問 問17でお答えいただいた時間の短さや長さについて、あなたは満足していますか。あてはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。

【単一回答】

	ケース数	%
1 満足している	77	42.1
2 どちらともいえない	72	39.3
3 満足していない	34	18.6
有効回答者数	183	100.0
99 無回答	2	
計	185	

問18 今回の労働審判手続の過程や経過についておたずねします。次の①～⑧について、どのくらい強くそう思ったか、それぞれについてあてはまるものを1つずつ選んで、番号に○をつけてください。

【単一回答】

① 労働審判手続の中で、自分の側の立場を十分に主張できた

	ケース数	%
1 強くそう思う	41	22.4
2 少しそう思う	56	30.6
3 どちらともいえない	17	9.3
4 あまりそう思わない	34	18.6
5 まったくそう思わない	35	19.1
9 わからない	0	0.0
有効回答者数	183	100.0
99 無回答	2	
計	185	

② 労働審判手続の中で、自分の側の証拠を十分に提出できた

	ケース数	%
1 強くそう思う	61	33.5
2 少しそう思う	53	29.1
3 どちらともいえない	22	12.1
4 あまりそう思わない	30	16.5
5 まったくそう思わない	16	8.8
9 わからない	0	0.0
有効回答者数	182	100.0
99 無回答	3	
計	185	

③ 相手側の主張・立証について十分に理解できた

	ケース数	%
1 強くそう思う	9	4.9
2 少しそう思う	22	12.0
3 どちらともいえない	16	8.7
4 あまりそう思わない	42	23.0
5 まったくそう思わない	88	48.1
9 わからない	6	3.3
有効回答者数	183	100.0
99 無回答	2	
計	185	

④ 労働審判手続の一連の進み方は分かりやすかった

	ケース数	%
1 強くそう思う	41	22.4
2 少しそう思う	59	32.2
3 どちらともいえない	34	18.6
4 あまりそう思わない	29	15.8
5 まったくそう思わない	17	9.3
9 わからない	3	1.6
有効回答者数	183	100.0
99 無回答	2	
計	185	

⑤ 労働審判の場で使われていた言葉は分かりやすかった

	ケース数	%
1 強くそう思う	58	31.7
2 少しそう思う	80	43.7
3 どちらともいえない	27	14.8
4 あまりそう思わない	16	8.7
5 まったくそう思わない	2	1.1
9 わからない	0	0.0
有効回答者数	183	100.0
99 無回答	2	
計	185	

⑥ 結果はともあれ、手続の進み方は公正・公平だった

	ケース数	%
1 強くそう思う	48	26.2
2 少しそう思う	50	27.3
3 どちらともいえない	32	17.5
4 あまりそう思わない	16	8.7
5 まったくそう思わない	35	19.1
9 わからない	2	1.1
有効回答者数	183	100.0
99 無回答	2	
計	185	

⑦ 今回の労働審判手続は、迅速に進められた

	ケース数	%
1 強くそう思う	71	39.0
2 少しそう思う	65	35.7
3 どちらともいえない	28	15.4
4 あまりそう思わない	10	5.5
5 まったくそう思わない	4	2.2
9 わからない	4	2.2
有効回答者数	182	100.0
99 無回答	3	
計	185	

⑧ 今回の労働審判手続では、充実した審理が行なわれた

	ケース数	%
1 強くそう思う	28	15.3
2 少しそう思う	38	20.8
3 どちらともいえない	40	21.9
4 あまりそう思わない	32	17.5
5 まったくそう思わない	43	23.5
9 わからない	2	1.1
有効回答者数	183	100.0
99 無回答	2	
計	185	

問19 今回の労働審判手続では、あなた(回答者)自身または会社・団体のどなたかがどの程度立会いしましたか。あてはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。
【単一回答】

	ケース数	%
1 すべて立ち会った	162	90.0
2 一部立ち会った	13	7.2
3 まったく立ち会わなかった	5	2.8
有効回答者数	180	100.0
9 無回答	5	
計	185	

問20 今回の労働審判手続を担当した審判官(裁判官)の印象についておたずねします。次の①～⑩について、どのくらい強くそう思ったか、それぞれについてあてはまるものを1つずつ選んで、番号に○をつけてください。
【単一回答】

① その審判官は、中立的な立場で審理を行なった

	ケース数	%
1 強くそう思う	70	39.3
2 少しそう思う	39	21.9
3 どちらともいえない	25	14.0
4 あまりそう思わない	24	13.5
5 まったくそう思わない	20	11.2
有効回答者数	178	100.0
8 非該当	5	
9 無回答	2	
計	185	

② その審判官は、あなたの言い分を十分に聞いてくれた

	ケース数	%
1 強くそう思う	53	29.9
2 少しそう思う	47	26.6
3 どちらともいえない	24	13.6
4 あまりそう思わない	35	19.8
5 まったくそう思わない	18	10.2
有効回答者数	177	100.0
8 非該当	5	
9 無回答	3	
計	185	

③ その審判官は、信頼できる人物だった

	ケース数	%
1 強くそう思う	64	36.4
2 少しそう思う	46	26.1
3 どちらともいえない	39	22.2
4 あまりそう思わない	12	6.8
5 まったくそう思わない	15	8.5
有効回答者数	176	100.0
8 非該当	5	
9 無回答	4	
計	185	

④ その審判官は、権威的・威圧的だった

	ケース数	%
1 強くそう思う	12	6.8
2 少しそう思う	25	14.1
3 どちらともいえない	26	14.7
4 あまりそう思わない	60	33.9
5 まったくそう思わない	54	30.5
有効回答者数	177	100.0
8 非該当	5	
9 無回答	3	
計	185	

⑤ その審判官は、あなたに対していねいに接してくれた

	ケース数	%
1 強くそう思う	62	35.0
2 少しそう思う	62	35.0
3 どちらともいえない	31	17.5
4 あまりそう思わない	14	7.9
5 まったくそう思わない	8	4.5
有効回答者数	177	100.0
8 非該当	5	
9 無回答	3	
計	185	

⑥ その審判官は、法律上の問題点をわかりやすく説明してくれた

	ケース数	%
1 強くそう思う	41	23.2
2 少しそう思う	59	33.3
3 どちらともいえない	31	17.5
4 あまりそう思わない	27	15.3
5 まったくそう思わない	19	10.7
有効回答者数	177	100.0
8 非該当	5	
9 無回答	3	
計	185	

⑦ その審判官は、法律以外のことでも、労働関係のことをよく分かっていた

	ケース数	%
1 強く思う	40	22.6
2 少し思う	46	26.0
3 どちらともいえない	50	28.2
4 あまりそう思わない	28	15.8
5 まったくそう思わない	13	7.3
有効回答者数	177	100.0
8 非該当	5	
9 無回答	3	
計	185	

⑧ その審判官は、あなたの事件の審理のために十分な準備をしていた

	ケース数	%
1 強く思う	43	24.3
2 少し思う	45	25.4
3 どちらともいえない	45	25.4
4 あまりそう思わない	26	14.7
5 まったくそう思わない	18	10.2
有効回答者数	177	100.0
8 非該当	5	
9 無回答	3	
計	185	

⑨ その審判官は、手続を適切に進めていた

	ケース数	%
1 強く思う	60	34.3
2 少し思う	52	29.7
3 どちらともいえない	43	24.6
4 あまりそう思わない	13	7.4
5 まったくそう思わない	7	4.0
有効回答者数	175	100.0
8 非該当	5	
9 無回答	5	
計	185	

⑩ その審判官は、審判員とよく協力していた

	ケース数	%
1 強く思う	46	25.8
2 少し思う	68	38.2
3 どちらともいえない	40	22.5
4 あまりそう思わない	15	8.4
5 まったくそう思わない	9	5.1
有効回答者数	178	100.0
8 非該当	5	
9 無回答	2	
計	185	

問21 今回の労働審判手続で、その審判官に満足していますか。あてはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。

【単一回答】

	ケース数	%
1 とても満足している	52	29.1
2 少し満足している	38	21.2
3 どちらともいえない	33	18.4
4 あまり満足していない	27	15.1
5 まったく満足していない	29	16.2
有効回答者数	179	100.0
8 非該当	5	
9 無回答	1	
計	185	

問22 今回の労働審判手続を担当した2人の審判員（仮に審判員「A」と審判員「B」と呼ぶこととします。）の印象についてそれぞれおたずねします。次の①～⑨について、どのくらい強くそう思ったか、それぞれについてあてはまるものを1つずつ選んで、番号に○をつけてください。その審判員がひと言も話さなかったなどの理由で印象がまったくわからない場合には、一番下の段の「6」に○をして、次の問にお進みください。

【単一回答】

A① その審判員は、中立的な立場で審理を行なった

	ケース数	%
1 強く思う	27	15.0
2 少し思う	48	26.7
3 どちらともいえない	31	17.2
4 あまりそう思わない	32	17.8
5 まったくそう思わない	24	13.3
6 その審判員の印象はまったくわからない	18	10.0
有効回答者数	180	100.0
8 非該当	5	
9 無回答	0	
計	185	

A② その審判員は、あなたの言い分を十分に聞いてくれた

	ケース数	%
1 強く思う	31	17.3
2 少し思う	42	23.5
3 どちらともいえない	41	22.9
4 あまりそう思わない	23	12.8
5 まったくそう思わない	24	13.4
6 その審判員の印象はまったくわからない	18	10.1
有効回答者数	179	100.0
8 非該当	5	
9 無回答	1	
計	185	

A③ その審判員は、信頼できる人物だった

	ケース数	%
1 強く思う	26	14.5
2 少し思う	36	20.1
3 どちらともいえない	66	36.9
4 あまりそう思わない	14	7.8
5 まったくそう思わない	19	10.6
6 その審判員の印象はまったくわからない	18	10.1
有効回答者数	179	100.0
8 非該当	5	
9 無回答	1	
計	185	

A④ その審判員は、権威的・威圧的だった

	ケース数	%
1 強くそう思う	6	3.4
2 少しそう思う	15	8.4
3 どちらともいえない	32	17.9
4 あまりそう思わない	55	30.7
5 まったくそう思わない	53	29.6
6 その審判員の印象はまったくわからない	18	10.1
有効回答者数	179	100.0
8 非該当	5	
9 無回答	1	
計	185	

A⑤ その審判員は、あなたに対していいに接してくれた

	ケース数	%
1 強くそう思う	36	20.1
2 少しそう思う	51	28.5
3 どちらともいえない	43	24.0
4 あまりそう思わない	17	9.5
5 まったくそう思わない	14	7.8
6 その審判員の印象はまったくわからない	18	10.1
有効回答者数	179	100.0
8 非該当	5	
9 無回答	1	
計	185	

A⑥ その審判員は、法律上の問題点をわかりやすく説明してくれた

	ケース数	%
1 強くそう思う	13	7.3
2 少しそう思う	22	12.3
3 どちらともいえない	64	35.8
4 あまりそう思わない	41	22.9
5 まったくそう思わない	21	11.7
6 その審判員の印象はまったくわからない	18	10.1
有効回答者数	179	100.0
8 非該当	5	
9 無回答	1	
計	185	

A⑦ その審判員は、法律以外のことでも、労働関係のことをよく分かっていた

	ケース数	%
1 強くそう思う	21	11.7
2 少しそう思う	38	21.2
3 どちらともいえない	65	36.3
4 あまりそう思わない	24	13.4
5 まったくそう思わない	13	7.3
6 その審判員の印象はまったくわからない	18	10.1
有効回答者数	179	100.0
8 非該当	5	
9 無回答	1	
計	185	

A⑧ その審判員は、あなたの事件の審理のために十分な準備をしていた

	ケース数	%
1 強くそう思う	19	10.6
2 少しそう思う	33	18.4
3 どちらともいえない	57	31.8
4 あまりそう思わない	28	15.6
5 まったくそう思わない	24	13.4
6 その審判員の印象はまったくわからない	18	10.1
有効回答者数	179	100.0
8 非該当	5	
9 無回答	1	
計	185	

A⑨ その審判員は、審判官やもう1人の審判員とよく協力していた

	ケース数	%
1 強くそう思う	22	12.3
2 少しそう思う	60	33.5
3 どちらともいえない	49	27.4
4 あまりそう思わない	19	10.6
5 まったくそう思わない	11	6.1
6 その審判員の印象はまったくわからない	18	10.1
有効回答者数	179	100.0
8 非該当	5	
9 無回答	1	
計	185	

B① その審判員は、中立的な立場で審理を行なった

	ケース数	%
1 強くそう思う	23	12.8
2 少しそう思う	54	30.0
3 どちらともいえない	28	15.6
4 あまりそう思わない	33	18.3
5 まったくそう思わない	12	6.7
6 その審判員の印象はまったくわからない	30	16.7
有効回答者数	180	100.0
8 非該当	5	
9 無回答	0	
計	185	

B② その審判員は、あなたの言い分を十分に聞いてくれた

	ケース数	%
1 強くそう思う	27	15.0
2 少しそう思う	51	28.3
3 どちらともいえない	38	21.1
4 あまりそう思わない	18	10.0
5 まったくそう思わない	16	8.9
6 その審判員の印象はまったくわからない	30	16.7
有効回答者数	180	100.0
8 非該当	5	
9 無回答	0	
計	185	

B票・単純集計表

B③ その審判員は、信頼できる人物だった

	ケース数	%
1 強くそう思う	24	13.4
2 少しそう思う	35	19.6
3 どちらともいえない	67	37.4
4 あまりそう思わない	12	6.7
5 まったくそう思わない	11	6.1
6 その審判員の印象はまったくわからない	30	16.8
有効回答者数	179	100.0
8 非該当	5	
9 無回答	1	
計	185	

B④ その審判員は、権威的・威圧的だった

	ケース数	%
1 強くそう思う	5	2.8
2 少しそう思う	10	5.6
3 どちらともいえない	29	16.1
4 あまりそう思わない	58	32.2
5 まったくそう思わない	48	26.7
6 その審判員の印象はまったくわからない	30	16.7
有効回答者数	180	100.0
8 非該当	5	
9 無回答	0	
計	185	

B⑤ その審判員は、あなたに対していねいに接してくれた

	ケース数	%
1 強くそう思う	27	15.0
2 少しそう思う	57	31.7
3 どちらともいえない	42	23.3
4 あまりそう思わない	17	9.4
5 まったくそう思わない	7	3.9
6 その審判員の印象はまったくわからない	30	16.7
有効回答者数	180	100.0
8 非該当	5	
9 無回答	0	
計	185	

B⑥ その審判員は、法律上の問題点をわかりやすく説明してくれた

	ケース数	%
1 強くそう思う	9	5.0
2 少しそう思う	22	12.2
3 どちらともいえない	66	36.7
4 あまりそう思わない	37	20.6
5 まったくそう思わない	16	8.9
6 その審判員の印象はまったくわからない	30	16.7
有効回答者数	180	100.0
8 非該当	5	
9 無回答	0	
計	185	

B票・単純集計表

B⑦ その審判員は、法律以外のことでも、労働関係のことをよく分かっていた

	ケース数	%
1 強くそう思う	16	8.9
2 少しそう思う	37	20.6
3 どちらともいえない	68	37.8
4 あまりそう思わない	20	11.1
5 まったくそう思わない	9	5.0
6 その審判員の印象はまったくわからない	30	16.7
有効回答者数	180	100.0
8 非該当	5	
9 無回答	0	
計	185	

B⑧ その審判員は、あなたの事件の審理のために十分な準備をしていた

	ケース数	%
1 強くそう思う	19	10.6
2 少しそう思う	30	16.7
3 どちらともいえない	60	33.3
4 あまりそう思わない	21	11.7
5 まったくそう思わない	20	11.1
6 その審判員の印象はまったくわからない	30	16.7
有効回答者数	180	100.0
8 非該当	5	
9 無回答	0	
計	185	

B⑨ その審判員は、審判官やもう1人の審判員とよく協力していた

	ケース数	%
1 強くそう思う	21	11.8
2 少しそう思う	52	29.2
3 どちらともいえない	51	28.7
4 あまりそう思わない	16	9.0
5 まったくそう思わない	8	4.5
6 その審判員の印象はまったくわからない	30	16.9
有効回答者数	178	100.0
8 非該当	5	
9 無回答	2	
計	185	

問23 今回の労働審判手続で、審判員Aに満足していますか。あてはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。
【単一回答】

	ケース数	%
1 とても満足している	28	15.6
2 少し満足している	36	20.0
3 どちらともいえない	41	22.8
4 あまり満足していない	25	13.9
5 まったく満足していない	27	15.0
6 わからない	23	12.8
有効回答者数	180	100.0
8 非該当	5	
9 無回答	0	
計	185	

問24 今回の労働審判手続で、審判員Bに満足していますか。あてはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。

【単一回答】

	ケース数	%
1 とても満足している	19	10.6
2 少し満足している	38	21.1
3 どちらともいえない	47	26.1
4 あまり満足していない	28	15.6
5 まったく満足していない	21	11.7
6 わからない	27	15.0
有効回答者数	180	100.0
8 非該当	5	
9 無回答	0	
計	185	

問25 裁判所には、審判官・審判員以外の裁判所職員がいます。裁判所職員の印象について おたずねします。次の①～⑥について、どのくらい強くそう思ったか、それぞれについてあてはまるものを1つずつ選んで、番号に○をつけてください。裁判所職員と接触した経験がない場合には「6」に○をつけてください。

【単一回答】

① 裁判所職員は、中立的な立場で物事を処理していた

	ケース数	%
1 強くそう思う	30	17.5
2 少しそう思う	44	25.7
3 どちらともいえない	31	18.1
4 あまりそう思わない	4	2.3
5 まったくそう思わない	3	1.8
6 裁判所職員と接触した経験がない	59	34.5
有効回答者数	171	100.0
9 無回答	14	
計	185	

② 裁判所職員は、あなたの話すことをきちんと聞いてくれた

	ケース数	%
1 強くそう思う	25	14.6
2 少しそう思う	35	20.5
3 どちらともいえない	44	25.7
4 あまりそう思わない	6	3.5
5 まったくそう思わない	2	1.2
6 裁判所職員と接触した経験がない	59	34.5
有効回答者数	171	100.0
9 無回答	14	
計	185	

③ 裁判所職員は、あなたに対していいに接してくれた

	ケース数	%
1 強くそう思う	31	18.0
2 少しそう思う	47	27.3
3 どちらともいえない	29	16.9
4 あまりそう思わない	5	2.9
5 まったくそう思わない	1	0.6
6 裁判所職員と接触した経験がない	59	34.3
有効回答者数	172	100.0
9 無回答	13	
計	185	

④ 裁判所職員は、権威的・威圧的だった

	ケース数	%
1 強くそう思う	2	1.2
2 少しそう思う	3	1.8
3 どちらともいえない	24	14.0
4 あまりそう思わない	43	25.1
5 まったくそう思わない	40	23.4
6 裁判所職員と接触した経験がない	59	34.5
有効回答者数	171	100.0
9 無回答	14	
計	185	

⑤ 裁判所職員は、効率的に仕事をしていた

	ケース数	%
1 強くそう思う	17	9.9
2 少しそう思う	34	19.8
3 どちらともいえない	51	29.7
4 あまりそう思わない	8	4.7
5 まったくそう思わない	3	1.7
6 裁判所職員と接触した経験がない	59	34.3
有効回答者数	172	100.0
9 無回答	13	
計	185	

問26 今回の労働審判手続で、裁判所職員に満足していますか。あてはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。

【単一回答】

	ケース数	%
1 とても満足している	19	10.5
2 少し満足している	36	19.9
3 どちらともいえない	56	30.9
4 あまり満足していない	6	3.3
5 まったく満足していない	5	2.8
6 裁判所職員と接触した経験がない	59	32.6
有効回答者数	181	100.0
9 無回答	4	
計	185	

問27 今回の労働審判手続で、あなたの会社・団体が依頼した弁護士に対する印象についておたずねします。次の①～⑥について、どのくらい強くそう思ったかそれぞれについてあてはまるものを1つずつ選んで、番号に○をつけてください。 弁護士を依頼しなかった場合には「6」に○をつけてください。

【単一回答】

① その弁護士は、あなたの味方になってくれた

	ケース数	%
1 強くそう思う	124	67.4
2 少しそう思う	34	18.5
3 どちらともいえない	4	2.2
4 あまりそう思わない	4	2.2
5 まったくそう思わない	1	0.5
6 弁護士を依頼しなかった	17	9.2
有効回答者数	184	100.0
9 無回答	1	
計	185	

② その弁護士は、あなたの言い分を十分に聞いてくれた

	ケース数	%
1 強くそう思う	127	69.0
2 少しそう思う	32	17.4
3 どちらともいえない	5	2.7
4 あまりそう思わない	2	1.1
5 まったくそう思わない	1	0.5
6 弁護士を依頼しなかった	17	9.2
有効回答者数	184	100.0
9 無回答	1	
計	185	

③ その弁護士は、信頼できる人物だった

	ケース数	%
1 強くそう思う	127	69.0
2 少しそう思う	29	15.8
3 どちらともいえない	9	4.9
4 あまりそう思わない	1	0.5
5 まったくそう思わない	1	0.5
6 弁護士を依頼しなかった	17	9.2
有効回答者数	184	100.0
9 無回答	1	
計	185	

④ その弁護士は、権威的・威圧的だった

	ケース数	%
1 強くそう思う	7	3.8
2 少しそう思う	7	3.8
3 どちらともいえない	18	9.8
4 あまりそう思わない	39	21.2
5 まったくそう思わない	96	52.2
6 弁護士を依頼しなかった	17	9.2
有効回答者数	184	100.0
9 無回答	1	
計	185	

⑤ その弁護士は、あなたに対していいに接してくれた

	ケース数	%
1 強くそう思う	107	59.1
2 少しそう思う	47	26.0
3 どちらともいえない	9	5.0
4 あまりそう思わない	0	0.0
5 まったくそう思わない	1	0.6
6 弁護士を依頼しなかった	17	9.4
有効回答者数	181	100.0
9 無回答	4	
計	185	

⑥ その弁護士は、法律上の問題点をわかりやすく説明してくれた

	ケース数	%
1 強くそう思う	99	53.8
2 少しそう思う	49	26.6
3 どちらともいえない	15	8.2
4 あまりそう思わない	2	1.1
5 まったくそう思わない	2	1.1
6 弁護士を依頼しなかった	17	9.2
有効回答者数	184	100.0
9 無回答	1	
計	185	

⑦ その弁護士は、手続の進行経過や今後の見込みを十分説明してくれた

	ケース数	%
1 強くそう思う	100	54.3
2 少しそう思う	48	26.1
3 どちらともいえない	15	8.2
4 あまりそう思わない	3	1.6
5 まったくそう思わない	1	0.5
6 弁護士を依頼しなかった	17	9.2
有効回答者数	184	100.0
9 無回答	1	
計	185	

⑧ その弁護士は、法律以外のことも、労働関係のことをよく分かっていて

	ケース数	%
1 強くそう思う	82	44.6
2 少しそう思う	43	23.4
3 どちらともいえない	31	16.8
4 あまりそう思わない	8	4.3
5 まったくそう思わない	3	1.6
6 弁護士を依頼しなかった	17	9.2
有効回答者数	184	100.0
9 無回答	1	
計	185	

⑨ その弁護士は、あなたの事件のために十分な準備をしていた

	ケース数	%
1 強くそう思う	91	49.5
2 少しそう思う	54	29.3
3 どちらともいえない	11	6.0
4 あまりそう思わない	9	4.9
5 まったくそう思わない	2	1.1
6 弁護士を依頼しなかった	17	9.2
有効回答者数	184	100.0
9 無回答	1	
計	185	

⑩ その弁護士は、手続を迅速に進めようとしていた

	ケース数	%
1 強くそう思う	95	51.6
2 少しそう思う	55	29.9
3 どちらともいえない	14	7.6
4 あまりそう思わない	3	1.6
5 まったくそう思わない	0	0.0
6 弁護士を依頼しなかった	17	9.2
有効回答者数	184	100.0
9 無回答	1	
計	185	

⑪ その弁護士は、手続を適正に進めようとしていた

	ケース数	%
1 強くそう思う	101	54.9
2 少しそう思う	46	25.0
3 どちらともいえない	15	8.2
4 あまりそう思わない	2	1.1
5 まったくそう思わない	3	1.6
6 弁護士を依頼しなかった	17	9.2
有効回答者数	184	100.0
9 無回答	1	
計	185	

問28 今回の労働審判手続で、その弁護士に満足していますか。あてはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。

【単一回答】

	ケース数	%
1 とても満足している	97	54.5
2 少し満足している	39	21.9
3 どちらともいえない	13	7.3
4 あまり満足していない	10	5.6
5 まったく満足していない	5	2.8
6 弁護士を依頼しなかった	14	7.9
有効回答者数	178	100.0
9 無回答	7	
計	185	

問29 相手側（労働者側）の弁護士に対する印象についておたずねします。次の①～⑧について、どのくらい強くそう思ったか、それぞれについてあてはまるものを1つずつ選んで、番号に○をつけてください。相手側に弁護士がいなかった場合、あるいは、相手側に弁護士がいてもあなたとまったく接触がなかった場合には「6」に○をして、次の間にお進みください。

【単一回答】

① 相手側の弁護士は、あなた側の言い分を十分に聞いてくれた

	ケース数	%
1 強くそう思う	1	0.5
2 少しそう思う	11	6.0
3 どちらともいえない	28	15.2
4 あまりそう思わない	28	15.2
5 まったくそう思わない	53	28.8
6 相手側に弁護士がいなかった・接触がなかった	63	34.2
有効回答者数	184	100.0
9 無回答	1	
計	185	

② 相手側の弁護士は、信頼できる人物だった

	ケース数	%
1 強くそう思う	2	1.1
2 少しそう思う	10	5.4
3 どちらともいえない	41	22.3
4 あまりそう思わない	23	12.5
5 まったくそう思わない	45	24.5
6 相手側に弁護士がいなかった・接触がなかった	63	34.2
有効回答者数	184	100.0
9 無回答	1	
計	185	

③ 相手側の弁護士は、権威的・威圧的だった

	ケース数	%
1 強くそう思う	16	8.7
2 少しそう思う	17	9.2
3 どちらともいえない	31	16.8
4 あまりそう思わない	35	19.0
5 まったくそう思わない	22	12.0
6 相手側に弁護士がいなかった・接触がなかった	63	34.2
有効回答者数	184	100.0
9 無回答	1	
計	185	

④ 相手側の弁護士は、あなたに対していねいに接してくれた

	ケース数	%
1 強くそう思う	2	1.1
2 少しそう思う	17	9.2
3 どちらともいえない	50	27.2
4 あまりそう思わない	28	15.2
5 まったくそう思わない	24	13.0
6 相手側に弁護士がいなかった・接触がなかった	63	34.2
有効回答者数	184	100.0
9 無回答	1	
計	185	

⑤ 相手側の弁護士は、法律上の問題点をわかりやすく説明していた

	ケース数	%
1 強くそう思う	2	1.1
2 少しそう思う	2	1.1
3 どちらともいえない	45	24.5
4 あまりそう思わない	31	16.8
5 まったくそう思わない	41	22.3
6 相手側に弁護士がいなかった・接触がなかった	63	34.2
有効回答者数	184	100.0
9 無回答	1	
計	185	

⑥ 相手側の弁護士は、法律以外のことでも、労働関係のことをよく分かっていた

	ケース数	%
1 強くそう思う	3	1.6
2 少しそう思う	10	5.5
3 どちらともいえない	50	27.3
4 あまりそう思わない	28	15.3
5 まったくそう思わない	29	15.8
6 相手側に弁護士がいなかった・接触がなかった	63	34.4
有効回答者数	183	100.0
9 無回答	2	
計	185	

⑦ 相手側の弁護士は、手続を迅速に進めようとしていた

	ケース数	%
1 強くそう思う	13	7.1
2 少しそう思う	36	19.7
3 どちらともいえない	39	21.3
4 あまりそう思わない	16	8.7
5 まったくそう思わない	16	8.7
6 相手側に弁護士がいなかった・接触がなかった	63	34.4
有効回答者数	183	100.0
9 無回答	2	
計	185	

⑧ 相手側の弁護士は、手続を適正に進めようとしていた

	ケース数	%
1 強くそう思う	5	2.7
2 少しそう思う	30	16.4
3 どちらともいえない	40	21.9
4 あまりそう思わない	24	13.1
5 まったくそう思わない	21	11.5
6 相手側に弁護士がいなかった・接触がなかった	63	34.4
有効回答者数	183	100.0
9 無回答	2	
計	185	

問30 今回の労働審判手続は、どのような形で終わりましたか。あてはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。
【単一回答】

	ケース数	%
1 調停が成立した	151	84.4
2 労働審判が告知された	26	14.5
3 終わりがどちらかわからない	2	1.1
有効回答者数	179	100.0
9 無回答	6	
計	185	

付問1 その労働審判に対して、異議申立てがありましたか。あてはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。
【単一回答】

	ケース数	%
1 自分の会社・団体の側だけが申し立てた	8	30.8
2 相手の側だけが申し立てた	5	19.2
3 双方が申し立てた	2	7.7
4 双方とも申し立てなかった	9	34.6
5 わからない	2	7.7
有効回答者数	26	100.0
8 非該当	159	
9 無回答	0	
計	185	

付問2 その労働審判手続が調停で解決しなかった理由についておたずねします。あてはまるものをすべて選んで、番号に○をつけてください。
【複数回答】

	選択者数	%
1 調停案が不利だと思ったから	5	20.8
2 事実関係をもっとはっきりさせたかったから	12	50.0
3 自分の会社・団体の側が正しいことをもっとはっきりさせたかったから	13	54.2
4 審判官や審判員にもっと調べてもらいたかったから	9	37.5
5 労働審判委員会(審判官・審判員)の公的な判断が欲しかったから	5	20.8
6 審判官や審判員が自分の会社・団体の側の話を十分に聞いてくれなかったから	6	25.0
7 調停の進め方が不公正・不公平だったから	7	29.2
8 相手側(労働者側)が調停案を拒んだから	6	25.0
9 相手側(労働者側)が譲歩しなかったから	6	25.0
10 その他	4	16.7
有効回答者数	24	
非該当	159	
無回答	2	
計	185	

問31 あなたの会社・団体は、その調停ないし審判の内容を十分理解できていると思いますか。あてはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。
【単一回答】

	ケース数	%
1 よく理解できている	87	47.8
2 どちらかというと理解できている	44	24.2
3 どちらともいえない	21	11.5
4 どちらかというと理解できていない	17	9.3
5 まったく理解できていない	13	7.1
6 内容を知らない	0	0.0
有効回答者数	182	100.0
9 無回答	3	
計	185	

問32 調停ないし審判の結果、相手側(労働者)は、あなたの会社・団体に対して、どのような権利や地位を得たり、認められたりしましたか。選択肢の中からあてはまるものをすべて選んで、番号に○をつけてください。
【複数回答】

	選択者数	%
1 解決金などの金銭の支払い	165	89.2
2 その会社で働く権利や地位(復職など)	8	4.3
3 賃金など労働条件の引き下げの是正・回復	6	3.2
4 配転・出向などの命令の是正・撤回	2	1.1
5 セクハラ・パワハラやそれ以外のいじめ・いやがらせへの対応	0	0.0
6 その他の権利や地位	9	4.9
7 相手側に認められた権利や地位はない	9	4.9
8 わからない	1	0.5
有効回答者数	185	
9 無回答	0	
計	185	

付問 調停ないし審判の結果相手側(労働者)に認められた金額は、総額でおおよそいくらでしたか。差し支えない範囲でお答えください。
【単一回答】

	選択者数	%
1 およそXX万円(金額記入)	153	96.2
2 わからない	1	0.6
3 答えたくない	5	3.1
有効回答者数	159	100.0
8 非該当	20	
9 無回答	6	
計	185	

解決金金額(万円)

ケース数	非該当	無回答	平均値	中央値	最小値	最大値
153	32	0	139.7	100	10	1500

問33 調停ないし審判の結果、あなたの会社・団体は、どのような権利や地位を得たり、認められたりしましたか。選択肢の中からあてはまるものをすべて選んで、番号に○をつけてください。
【複数回答】

	選択者数	%
1 相手側(労働者)を退職扱いとすること	95	52.2
2 相手側(労働者)に金銭を支払う義務がないこと	17	9.3
3 その他	26	14.3
4 自分の会社・団体に認められた権利や地位はない	45	24.7
5 わからない	15	8.2
有効回答者数	182	
9 無回答	3	
計	185	

問34 今回の調停ないし審判の結果は、全体として、あなたの会社・団体にとって有利なものでしたか、不利なものでしたか。あてはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。
【単一回答】

	ケース数	%
1 有利	23	12.5
2 やや有利	26	14.1
3 中間・どちらともいえない	38	20.7
4 やや不利	31	16.8
5 不利	66	35.9
有効回答者数	184	100.0
9 無回答	1	
計	185	

問35 今回の調停ないし審判の結果について、次の①～⑤を、どのくらい強くそう思いましたか。それぞれについてあてはまるものを1つずつ選んで、番号に○をつけてください。

【単一回答】

① 今回の結果は公平なものである

	ケース数	%
1 強くそう思う	26	14.1
2 少しそう思う	33	17.9
3 どちらともいえない	36	19.6
4 あまりそう思わない	41	22.3
5 まったくそう思わない	48	26.1
有効回答者数	184	100.0
9 無回答	1	
計	185	

② 今回の結果は労働関係の実情をふまえている

	ケース数	%
1 強くそう思う	28	15.2
2 少しそう思う	34	18.5
3 どちらともいえない	33	17.9
4 あまりそう思わない	39	21.2
5 まったくそう思わない	50	27.2
有効回答者数	184	100.0
9 無回答	1	
計	185	

③ 今回の結果は法律上の権利・義務をふまえている

	ケース数	%
1 強くそう思う	28	15.5
2 少しそう思う	49	27.1
3 どちらともいえない	46	25.4
4 あまりそう思わない	25	13.8
5 まったくそう思わない	33	18.2
有効回答者数	181	100.0
9 無回答	4	
計	185	

④ 今回の結果は当事者双方の事情を偏らずに考慮している

	ケース数	%
1 強くそう思う	25	13.6
2 少しそう思う	37	20.1
3 どちらともいえない	41	22.3
4 あまりそう思わない	34	18.5
5 まったくそう思わない	47	25.5
有効回答者数	184	100.0
9 無回答	1	
計	185	

⑤ 今回の結果は当事者間の力の不均衡を是正している

	ケース数	%
1 強くそう思う	16	8.7
2 少しそう思う	30	16.3
3 どちらともいえない	65	35.3
4 あまりそう思わない	36	19.6
5 まったくそう思わない	37	20.1
有効回答者数	184	100.0
9 無回答	1	
計	185	

⑥ 裁判所における調停や審判の結果なので実現が大いに期待できる

	ケース数	%
1 強くそう思う	43	23.6
2 少しそう思う	32	17.6
3 どちらともいえない	50	27.5
4 あまりそう思わない	23	12.6
5 まったくそう思わない	34	18.7
有効回答者数	182	100.0
9 無回答	3	
計	185	

⑦ 今回の結果は具体的な事件の解決として適切である

	ケース数	%
1 強くそう思う	35	19.0
2 少しそう思う	35	19.0
3 どちらともいえない	38	20.7
4 あまりそう思わない	35	19.0
5 まったくそう思わない	41	22.3
有効回答者数	184	100.0
9 無回答	1	
計	185	

⑧ 将来、同じような問題状況をかかえた場合、再び労働審判手続で問題を解決しようと思う

	ケース数	%
1 強くそう思う	26	14.3
2 少しそう思う	26	14.3
3 どちらともいえない	52	28.6
4 あまりそう思わない	29	15.9
5 まったくそう思わない	49	26.9
有効回答者数	182	100.0
9 無回答	3	
計	185	

⑨ 同じような問題で困っている知人がいたら(会社・団体等があったら)、労働審判手続で問題を解決するように勧める

	ケース数	%
1 強くそう思う	16	8.7
2 少しそう思う	34	18.5
3 どちらともいえない	67	36.4
4 あまりそう思わない	18	9.8
5 まったくそう思わない	49	26.6
有効回答者数	184	100.0
9 無回答	1	
計	185	

問36 今回の調停ないし審判の結果に満足していますか。あてはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。

【単一回答】

	ケース数	%
1 とても満足している	24	13.1
2 少し満足している	41	22.4
3 どちらともいえない	22	12.0
4 あまり満足していない	44	24.0
5 まったく満足していない	52	28.4
有効回答者数	183	100.0
9 無回答	2	
計	185	

問37 労働審判手続は、次の①～⑩にあげるような特徴を持つといわれています。今回の経験に照らして、①～⑩はどのくらい重要だと思うか、それぞれについてあてはまるものを1つずつ選んで、番号に○をつけてください。

【単一回答】

① 裁判所で行なわれる手続であること

	ケース数	%
1 非常に重要だと思う	88	48.6
2 やや重要だと思う	57	31.5
3 どちらともいえない	23	12.7
4 あまり重要だとは思わない	4	2.2
5 まったく重要だとは思わない	9	5.0
有効回答者数	181	100.0
9 無回答	4	
計	185	

② 法的な権利関係をふまえた制度であること

	ケース数	%
1 非常に重要だと思う	85	47.2
2 やや重要だと思う	48	26.7
3 どちらともいえない	33	18.3
4 あまり重要だとは思わない	8	4.4
5 まったく重要だとは思わない	6	3.3
有効回答者数	180	100.0
9 無回答	5	
計	185	

③ 原則として3回以内の期日で終了すること

	ケース数	%
1 非常に重要だと思う	78	42.9
2 やや重要だと思う	53	29.1
3 どちらともいえない	24	13.2
4 あまり重要だとは思わない	16	8.8
5 まったく重要だとは思わない	11	6.0
有効回答者数	182	100.0
9 無回答	3	
計	185	

④ 手数料が裁判(訴訟)の半額程度であること

	ケース数	%
1 非常に重要だと思う	54	30.2
2 やや重要だと思う	36	20.1
3 どちらともいえない	68	38.0
4 あまり重要だとは思わない	14	7.8
5 まったく重要だとは思わない	7	3.9
有効回答者数	179	100.0
9 無回答	6	
計	185	

⑤ 労使双方から選ばれた労使関係に関する専門的な知識や経験を有する審判員が手続に参加すること

	ケース数	%
1 非常に重要だと思う	71	38.8
2 やや重要だと思う	50	27.3
3 どちらともいえない	28	15.3
4 あまり重要だとは思わない	18	9.8
5 まったく重要だとは思わない	16	8.7
有効回答者数	183	100.0
9 無回答	2	
計	185	

⑥ 手続が原則として非公開であること

	ケース数	%
1 非常に重要だと思う	73	39.9
2 やや重要だと思う	45	24.6
3 どちらともいえない	46	25.1
4 あまり重要だとは思わない	9	4.9
5 まったく重要だとは思わない	10	5.5
有効回答者数	183	100.0
9 無回答	2	
計	185	

⑦ 当事者本人が口頭で事情を説明すること

	ケース数	%
1 非常に重要だと思う	97	53.0
2 やや重要だと思う	53	29.0
3 どちらともいえない	25	13.7
4 あまり重要だとは思わない	6	3.3
5 まったく重要だとは思わない	2	1.1
有効回答者数	183	100.0
9 無回答	2	
計	185	

⑧ 双方の関係者が、一つのテーブルを囲んで手続を進めること

	ケース数	%
1 非常に重要だと思う	63	34.8
2 やや重要だと思う	47	26.0
3 どちらともいえない	52	28.7
4 あまり重要だとは思わない	12	6.6
5 まったく重要だとは思わない	7	3.9
有効回答者数	181	100.0
9 無回答	4	
計	185	

⑨ 手続のなかで、適宜、調停による解決が試みられること

	ケース数	%
1 非常に重要だと思う	68	37.6
2 やや重要だと思う	68	37.6
3 どちらともいえない	33	18.2
4 あまり重要だとは思わない	8	4.4
5 まったく重要だとは思わない	4	2.2
有効回答者数	181	100.0
9 無回答	4	
計	185	

⑩ 裁判(訴訟)の判決に比べて、事件の実情や当事者の事情に応じた柔軟な解決が可能であること

	ケース数	%
1 非常に重要だと思う	73	40.6
2 やや重要だと思う	55	30.6
3 どちらともいえない	40	22.2
4 あまり重要だとは思わない	6	3.3
5 まったく重要だとは思わない	6	3.3
有効回答者数	180	100.0
9 無回答	5	
計	185	

⑪ 労働審判に異議の申立てがあると裁判(訴訟)に移行する手続であること

	ケース数	%
1 非常に重要だと思う	72	39.8
2 やや重要だと思う	46	25.4
3 どちらともいえない	56	30.9
4 あまり重要だとは思わない	4	2.2
5 まったく重要だとは思わない	3	1.7
有効回答者数	181	100.0
99 無回答	4	
計	185	

付問 ①～⑪のうちもっとも重要だと思うものを1つ選んで、その記号をお書きください。

【単一回答】

	ケース数	%
1 裁判所の手続きである	32	17.6
2 法的な権利関係をふまえた制度	19	10.4
3 3回以内の期日で終了	22	12.1
4 手数料が裁判の半額	2	1.1
5 専門的な審判員が手続きに参加	17	9.3
6 手続が原則非公開	4	2.2
7 当事者本人が口頭で説明	20	11.0
8 双方の関係者がテーブルを囲む	12	6.6
9 調停による解決が試みられる	12	6.6
10 裁判よりも柔軟な解決が可能	29	15.9
11 異議の申立てで裁判に移行	13	7.1
有効回答者数	182	100.0
99 無回答	3	
計	185	

問38 労働審判手続の終了後、相手側(労働者)はあなたの会社・団体に在職していましたか。あてはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。

【単一回答】

	ケース数	%
1 雇用関係の有無について争っていた	12	6.6
2 (雇用関係の有無に争いはなく)在職していた	13	7.1
3 (雇用関係の有無に争いはなく)退職していた	153	83.6
4 そもそも雇用関係がなかった(派遣など)	5	2.7
有効回答者数	183	100.0
99 無回答	2	
計	185	

問39 労働審判手続の終了後、あなたの会社・団体の組織、人事管理に関して、どのような変化がありましたか。次の①～⑥について、それぞれあてはまるものを1つずつ選んで、番号に○をつけてください。

【単一回答】

① 労働時間管理の適正化などのコンプライアンス(法令遵守)の重視

	ケース数	%
1 実施された	45	25.9
2 検討中である	69	39.7
3 とくに検討されていない	55	31.6
9 わからない	5	2.9
有効回答者数	174	100.0
99 無回答	11	
計	185	

② 就業規則の改訂などの人事管理制度の変更

	ケース数	%
1 実施された	44	24.6
2 検討中である	73	40.8
3 とくに検討されていない	59	33.0
9 わからない	3	1.7
有効回答者数	179	100.0
99 無回答	6	
計	185	

③ 関係する職場の管理職の異動などの人事異動

	ケース数	%
1 実施された	9	5.2
2 検討中である	29	16.7
3 とくに検討されていない	128	73.6
9 わからない	8	4.6
有効回答者数	174	100.0
99 無回答	11	
計	185	

④ 人事管理担当者の配置などの人事管理体制の整備

	ケース数	%
1 実施された	10	5.7
2 検討中である	42	24.1
3 とくに検討されていない	115	66.1
9 わからない	7	4.0
有効回答者数	174	100.0
99 無回答	11	
計	185	

⑤ 管理職への研修

	ケース数	%
1 実施された	19	10.9
2 検討中である	58	33.1
3 とくに検討されていない	94	53.7
9 わからない	4	2.3
有効回答者数	175	100.0
99 無回答	10	
計	185	

⑥ 現場の意向聴取、個人面接など、職場コミュニケーション施策

	ケース数	%
1 実施された	40	22.7
2 検討中である	59	33.5
3 とくに検討されていない	73	41.5
9 わからない	4	2.3
有効回答者数	176	100.0
99 無回答	9	
計	185	

F1 (当事者となった)あなたの会社・団体の業種は何ですか。あてはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。

【単一回答】

	ケース数	%
1 建設業	16	8.6
2 製造業	17	9.2
3 電気・ガス・熱供給・水道業	2	1.1
4 情報通信業	18	9.7
5 運輸業・郵便業	15	8.1
6 卸売業・小売業	36	19.5
7 金融業・保険業	4	2.2
8 不動産業・物品賃貸業	6	3.2
9 宿泊業・飲食サービス業	9	4.9
10 教育・学習支援業	10	5.4
11 医療・福祉	13	7.0
12 職業紹介・労働者派遣業	10	5.4
13 その他サービス業	28	15.1
14 公務	0	0.0
15 その他	1	0.5
有効回答者数	185	100.0
99 無回答	0	
計	185	

F2 あなたの会社の資本金はどの程度ですか。あてはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。

【単一回答】

	ケース数	%
1 300万円未満	10	5.5
2 300～1,000万円未満	32	17.6
3 1,000～3,000万円未満	49	26.9
4 3,000～5,000万円未満	12	6.6
5 5,000～1億円未満	19	10.4
6 1億円以上	52	28.6
7 資本金なし	8	4.4
有効回答者数	182	100.0
9 無回答	3	
計	185	

F3 会社・団体全体の従業員規模はどの程度ですか。あてはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。

【単一回答】

	ケース数	%
1 10人未満	34	18.4
2 10～29人	30	16.2
3 30～99人	37	20.0
4 100～299人	28	15.1
5 300～499人	12	6.5
6 500～999人	15	8.1
7 1,000人～2,999人	15	8.1
8 3,000人以上	14	7.6
有効回答者数	185	100.0
9 無回答	0	
計	185	

F4 あなたの会社・団体には労働組合がありますか。

【単一回答】

	ケース数	%
1 はい	35	18.9
2 いいえ	150	81.1
3 わからない	0	0.0
有効回答者数	185	100.0
9 無回答	0	
計	185	

F5 あなた(回答者)のお立場または所属セクションはどちらですか。あてはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。

【単一回答】

	ケース数	%
1 経営者	94	50.8
2 総務	48	25.9
3 法務	6	3.2
4 人事	27	14.6
5 その他	10	5.4
有効回答者数	185	100.0
9 無回答	0	
計	185	

付問 あなた(回答者)の役職は次のどれにあてはまりますか。あてはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。

【単一回答】

	ケース数	%
1 部長・次長クラスの管理職	56	61.5
2 課長クラスの管理職	23	25.3
3 係長クラスの管理職	2	2.2
4 職長、班長、組長などの現場監督職	0	0.0
5 役職にはついていない	2	2.2
6 その他	8	8.8
有効回答者数	91	100.0
8 非該当	94	
9 無回答	0	
計	185	

F6 あなたは、今回の事件以外に、労働関係の紛争であるかどうかを問わず、裁判や調停の経験はありますか。

【単一回答】

	ケース数	%
1 ある	77	42.1
2 ない	106	57.9
有効回答者数	183	100.0
9 無回答	2	
計	185	

F7 以下の欄には、今の労働審判についてあなたが考えていること、また、この調査およびアンケート用紙についての感想をご自由にお書きください。

	ケース数	%
1 記入あり	102	55.1
2 記入なし	83	44.9
計	185	100.0

F8 このアンケート用紙を記入し終わったのは、労働審判手続が終了したとき(調停が成立したとき、または、審判が告知されたとき)から、おおよそのくらい後ですか。

日数

ケース数	無回答	平均値	中央値	最小値	最大値
181	4	25.5	20	2	110

Ⅳ エディティング・コーディングガイド

1 A票とB票の取り違えの可能性のある調査票

(1) 問題の所在

本調査では、労働者用にA票、使用者用にB票の2種類の調査票を用意し（「I 調査の概要」4（2）参照）、協力意思確認用ハガキの当事者の立場の記載（労働者・使用者のどちらかに○印）に基づき該当する調査票を送付した。

ところが、調査終了後の原票チェックの段階で、使用者側がA票に記入し、労働者側がB票に記入しているのではないかと疑われる調査票がいくつか発見された（誤った調査票が送付された場合には正しい調査票に差し替える旨調査票の表紙に記載しておいたが、すべての場合にそのような申し出がなされたとは限らない）。

A票とB票とでは質問の形式・内容が異なる箇所が相当あり、使用者側がA票に、労働者側がB票に回答した場合は、それらの回答は信憑性に欠ける点が生じることになる。

(2) チェック作業

そこで、A票とB票の取り違えの可能性を厳密にチェックする作業を行なった。作業に際しては調査票の全体を繰り返し精読し、A票とB票の取り違えの可能性があるかどうかを総合的に判断したが、とくに注目したチェック項目は次の点である。

【労働者がB票に回答したのではないかと疑われる調査票】

- 1) B票で「申し立てた側」との回答（問2）がある場合。現在の労働審判手続の利用状況を見ると、労働者側はほとんどが申立人であり、使用者側はほとんどが相手方である。このことからすれば、使用者用のB票で「申し立てた側」となるケースは比較的稀な事態であり、この場合、労働者側が取り違えてB票に回答している可能性も考えられる（B票で「申し立てた側」と回答されている場合を直ちに間違いと判断するという趣旨ではない）。
- 2) 問5A・問5Bの回答とフェイスシート項目の回答の関係。B票では、問5A・問5Bで相手側（労働者側）の属性を尋ね、フェイスシート項目で回答者（使用者側）の属性を尋ねる構造になっている。したがって、問5A・問5Bの回答とフェイスシート項目の回答とは、通常は異なった属性になる。逆に、問5A・問5Bの回答とフェイスシート項目の回答とが一致している場合は、回答者が労働者であり、問5A・問5Bおよびフェイスシート項目に同じ内容の回答をしている可能性がある。
- 3) 問32と問33の回答の関係。B票の問32は調停ないし労働審判の結果相手側（労働者）が得た権利や地位の有無・内容を尋ねる質問であり、問33は調停ないし労働審判の結果自分の会社・団体が得た権利や地位の有無・内容を尋ねる質問である。回答者が使用者側であれば、自分側の事情に属する問33のほうが回答しやすい質問である。ところが、実際の回答の中には、問32では具体的な回答があるのに対して、問33で

は「わからない」が選択されるという特徴的なパターンを示すものが見られた。使用者側が事実上の回答拒否の意図で「わからない」を選択している可能性もあるが、労働者側が取り違えてB票に回答しているために、労働者側が得た権利や地位（問32）については具体的な回答を行い、使用者側が得た権利や地位（問33）については「わからない」の回答をしている可能性も否定できない。

- 4) 自由記述の内容。たとえば、F7の自由記述で、相手方を「被告法人」と記載しているケース、あるいは、相手側（労働者側）の従業上の地位を尋ねた問5Aで「7 その他」を選択し、その自由記述欄に「相手は会社」と記載しているようなケースは、いずれも相手方が法人・会社で、回答者は労働者である可能性（労働者側が取り違えてB票に回答している可能性）が示唆される。

以上のチェック項目はいずれもどれか一つだけで決め手となるものではない。しかし、これらの項目の全てあるいは多くに該当する場合には、その他の回答の状況もあわせて総合的に判断し、労働者側が取り違えてB票に回答した可能性が考えられる。

以上の作業の結果、労働者側が取り違えてB票に回答したのではないかと強く疑われる調査票が5票特定された。

【使用者がA票に回答したのではないかと疑われる調査票】

- 1) A票で「申し立てられた側」との回答（問2）がある場合。上述の通り、現在の労働審判手続の利用状況を見ると、労働者用のA票で「申し立てられた側」となるケースは比較的稀な事態であり、この場合、使用者側が取り違えてA票に回答している可能性もある（A票で「申し立てられた側」と回答されている場合を直ちに間違いと判断するという趣旨ではない）。
- 2) 問32と問33の回答の関係。A票の問32は調停ないし労働審判の結果回答者（労働者側）が得た権利や地位の有無・内容を尋ねる質問であり、問33は調停ないし労働審判の結果回答者（労働者側）が負った義務の有無・内容を尋ねる質問である。労働審判の実務でよく見られる、使用者が労働者に対して解決金を支払って紛争を解決するケースでは、A票では、問32（回答者が得た権利）の「1 解決金などの金銭の支払い」が選択されることになる。これに対して仮に、問32ではなく、問33で「2 何らかの金銭を支払う義務」が選択され、自由記述で「解決金の支払い（義務）」の回答があるような場合は、回答者である労働者が契約義務違反等について損害賠償の義務を負うなどのケースもまったく考えられないではないが、むしろ、使用者が取り違えてA票に回答したために、解決金の支払いが問32（回答者が得た権利）ではなく問33（回答者が負った義務）に回答されている可能性もある。たとえばあるケースを例にとると、本来労働者用のA票で、「残業代不払い」の事件について、労働審判手続を「申し立てられた」立場の回答者が、問33で「未払い残業代70万円支払い」の義務を負ったと回答している。回答者が労働者側であるとする、「残業代不払い」の事件について、労働審判手続を「申し立てられた」労働者が「未払い残業代70万円支払い」の義務を負ったことになるが、このような事態の展開は通常考えにくい。これに対して、使用者側が取り違えてA票に回答したと考えると、「残業代不払い」の事件について、労働審

判手続を「申し立てられた」使用者が「未払い残業代 70 万円支払い」の義務を負ったことになり、整合的な理解が可能となる。

- 3) 自由記述の内容。たとえば、F9 の自由記述で、「解決金目当てでの労働審判が急増するのではと不安」の記載があるケースがあるが、この種の感想はしばしば使用者側にみられるものと聞く。また、「申し立てられた」立場である回答者が、労働審判手続申し立て当時の労働者の在職関係を尋ねる問 5 について、欄外に「申立人は退職していた」と記述しているケースでは、回答者は使用者である可能性が示唆される。

以上のチェック項目はいずれもどれか一つだけで決め手となるものではない。しかし、これらの項目の全てあるいは多くに該当する場合には、その他の回答の状況もあわせて総合的に判断し、使用者が取り違えて A 票に回答した可能性が考えられる。

以上の作業の結果、使用者が取り違えて A 票に回答したのではないかと強く疑われる調査票が 4 票特定された。

(3) 取り違え票の扱い

こうして A 票と B 票の取り違えの疑いが強い調査票が合計 9 票発見された。

これら 9 票は、次の理由から、全体を無効票とすることとした。第 1 に、本調査では、労働者側と使用者側の非対称な関係を考慮し、労働者用の A 票と使用者用の B 票とで質問の形式・内容を変えた箇所がある。A 票と B 票の取り違えがある場合には、それらの質問に対する回答は信憑性が乏しい。第 2 に、それら A 票と B 票とで質問の形式・内容を変えた質問に対する回答のみを欠損値とした上で、残りの回答をいかに処理も考えられないではないが、本調査の結果の今後の分析を考えた場合、あるケースについて回答の相当部分を系統的に欠損値とし、残りの部分は有効回答として扱う処理は、分析に歪みを生じさせる心配もある。難しい判断ではあるが、本調査では、慎重を期して、A 票と B 票の取り違えの可能性が強く疑われるこれら 9 票は全体を無効票とすることとした。

2 代理人誤記入の可能性のある調査票

本調査の対象者は労働審判手続を利用した当事者本人であるが、調査の実施過程で、調査会社より、協力意思確認用ハガキ記載の住所（この住所に調査票が送付される）が法律事務所になっているケースが散見されるとの指摘があり、また、代理人より調査会社に対して電話で自分が回答してもよいのかの問い合わせがあった旨の報告もあった。

この事態に対処するため、9 月 2 日発送分から、協力意思確認ハガキ記載の住所が法律事務所になっている場合には、①調査票を封入する封筒の表紙に本調査の対象は当事者本人であり、調査票を当事者本人に伝達することを依頼する注意喚起のシールを貼付するとともに、②封筒にその旨の注意喚起の書類（チラシ）を同封し、さらに、③後日のチェック用に、調査票の最終ページに調査票の記入者が当事者本人か代理人かを尋ねる質問を追加する措置（当該質問を印刷したシールを貼付する形式）をとることにした。これらの対応を行ったケースは全部で 25 ケースである。

その上で、調査終了後の原票チェックの段階で、次の方針に従い代理人誤記入の疑いを慎重に検討する作業を行った。

- 1) 上記③の措置により、当該調査票に「当事者本人が記入」の記載がある場合は代理人誤記入の疑いは少ないと考えられるが（この場合、協力意思確認用ハガキ記載の住所が法律事務所となっているのは、当事者が自らの氏名・住所等を開示することを避けて法律事務所気付にした等の事情が推測される）、念のため、回答の全体について代理人誤記入の疑いがないかどうかを検討し、その結果代理人誤記入の疑いがなければ有効票とする。
- 2) 上記③の措置により、当該調査票に「代理人が記入」の記載がある場合は、i) 誤って代理人が記入した疑いがあるが、他方で、ii) 本人からの聴き取りに基づき代理人が記入するケースも想定されることから（実際、当事者が外国人であるとして、その趣旨の付記がなされていた調査票も見られた）、その両方の可能性について回答の全体を慎重に検討する。その結果、i) であることが判明した場合は無効票とし、ii) である場合は当事者の回答を最大限いかに見地からこれを有効票とする。
- 3) 上記③の措置がとられていない段階の調査票については、回答の全体を慎重に検討し、誤って代理人が記入した疑いがある場合には、当該調査票を無効票とする。

上記の方針に基づき、調査票を精査した結果、調査開始後間もない時期（上記①～③の措置がまだ講じられていない時期）に返送されてきた調査票の中に、事件の経緯やフェイスシート項目など本人でないと回答できない質問の多くが系統的に未記入であり、また、自由記述欄に代理人記入の可能性を示唆する記述のある調査票が 1 票発見された。この 1 票については、代理人誤記入の疑いが強いことから、慎重を期して、これを無効票とした。

3 問 1 の修正

問 1 では、労働審判手続で問題となっている事件の種別を尋ねている（複数回答）。「1」から「16」に個別の事件カテゴリーを列挙した後、「17 その他」の選択肢を設け、自由記述欄に具体的な事件内容を記述してもらった。

「17 その他」の記述内容について、「1」から「16」に掲げた既存の事件カテゴリーに該当するものがある場合は、「17」を当該コードに修正した（たとえば、「17 その他」の自由記述の内容が「1 会社都合の解雇（整理解雇）」に該当する場合であれば、17→1）。

4 問 1 付問 1、問 3、問 10 付問の修正

(1) 問 1 付問 1 と問 3 の時間的先後関係

問 1 付問 1 では労働審判手続の原因となった問題が発生した時期を尋ね、問 3 では労働審判手続を裁判所に申し立てた（申し立てられた）時期を尋ねている。論理的に、前者の問題発生時期が後者の労働審判手続の申立時期に先行する関係になるが、実際の回答では、労働審判手続の申立時期が原因となった問題の発生時期よりも先であるケースが 1 件あった。これは何らかの誤解に基づくものと考えられるので、当該ケースの問 1 付問 1 および

問3の回答を欠損値（無回答）とした。

（2）問1付問1、問3、問10付問の回答と調査期間との関係

本調査の対象となる事件は、2010年7月12日から同11月11日の間に、労働審判または調停成立によって終結した労働審判手続事件である（「I 調査の概要」3－2参照）。したがって、労働審判手続の原因となった問題が発生した時期（問1付問1）、および、労働審判手続を裁判所に申し立てた（申し立てられた）時期（問3）は、いかに遅くとも、調査終了時である「2010年11月」以前になるはずである。また、問10付問では、今回の労働審判手続で依頼した弁護士に初めて相談した時期を尋ねているが、その時期も、遅くとも、調査終了時である「2010年11月」以前になるはずである。

ところが、回答の中には、これらの時期の回答が、調査期間が終了した2010年11月よりも後、すなわち「2010年12月」以降であるケースがあった（問題発生時期が「2010年12月」以降であるものが5ケース、労働審判手続申立時期が「2010年12月」以降であるものが5ケース、弁護士への最初の相談時期が「2010年12月」以降であるものが5ケース。なお、ケース数が一致しているが必ずしも同一ケースではない）。これらの回答は何らかの誤解に基づくものと考えられるので、当該回答を欠損値（無回答）とした。

5 問7の修正

問7では、労働審判手続を申し立てる（申し立てられる）前に相談した人や機関・専門家の有無・種別を尋ねている。

労働者用のA票では、「1」から「8」に個別のカテゴリーを列挙した後に「9 その他の機関や専門家に相談した」の選択肢を設け、使用者用のB票では、「1」から「7」に個別のカテゴリーを列挙した後に「8 その他の機関や専門家に相談した」の選択肢を設け、それぞれにつき自由記述欄に具体的な機関や専門家を記述してもらった。その記述内容について、既存のカテゴリー（A票では「1」から「8」、B票では「1」から「7」）に該当するものがある場合は、「9」（A票）・「8」（B票）を当該コードに修正した（たとえば、A票で「9 その他の機関や専門家に相談した」の自由記述の内容が「4 社外の労働組合に相談した」に該当する場合は、9→4）。

なお、「その他の機関や専門家」の具体的内容として「労働基準監督署」等の労働関係行政機関を記載する例が多数あった。そこで、新たに、

- 11 労働基準監督署
- 12 労働委員会
- 13 労働局
- 14 ハローワーク・職安
- 15 労働総合相談センター（都道府県・自治体の相談所等を含む）
- 16 その他の労働関係行政機関

のカテゴリーを新設し、自由記述の内容が上記の各機関に該当する場合は、「9」（A票）・「8」（B票）を適宜「11」～「16」に修正した（自由記述として複数の労働関係行政機関が併記

されている場合は、それぞれのコードを割り当てた）。

6 問11の修正

問11では、どこで労働審判手続を知ったかを尋ねている。A票では、「1」から「11」に個別のカテゴリーを列挙した後に「12 その他」の選択肢を設け、B票では、「1」から「10」に個別のカテゴリーを列挙した後に「11 その他」の選択肢を設け、それぞれにつき自由記述欄にその具体的内容を記述してもらった。その記述内容について、既存のカテゴリー（A票では「1」から「11」、B票では「1」から「10」）に該当するものがある場合は、「12」（A票の場合）・「11」（B票の場合）を当該コードに修正した（たとえば、A票で「12 その他」の自由記述の内容が「4 社外の労働組合」に該当する場合は、12→4）。

なお、「その他」の具体的内容として「インターネット」を記載する例が非常に多数あった。そこで、新たに、

13 インターネット

のカテゴリーを新設し、自由記述の内容が「インターネット」の場合は、「12」（A票）・「11」（B票）を「13」に修正した。

7 問19および問20～問24の関係

問20～問24は、本来、問19で「1 すべて立ち会った」または「2 一部立ち会った」に回答した者だけを対象とする質問であるが、実際の回答では、問19で無回答だった者が問20～問24に回答しているケースがあった。

しかし、問19で無回答であったとしても、問20～問24の回答が直ちに信憑性がないとまではいえないので、これらのケースにおいても、問20～問24の回答は有効回答として維持した。その結果、単純集計表で問19の「1 すべて立ち会った」および「2 一部立ち会った」の合計数に対して、問20～問24の有効回答数が多くなっている場合がある。

8 問38の修正

問38では、労働審判手続の終了後の労働者側の在職状況を尋ねている。労働審判手続の申し立ての当時の労働者側の在職状況を尋ねる問5（A票）・問5C（B票）の回答と比較対照することによって、労働審判手続の前と後での在職関係の変化の状況を確認することを可能にしている。

しかし、問38の回答については、信憑性が疑わしい回答が少なからず発見された。たとえば、解雇が問題となった事案で、調停が成立し解決金などが支払われているにもかかわらず、問38で、労働審判手続の終了後も「1 雇用関係について争っていた」に回答されているようなケースである。「労働審判手続の終了後」の文言にもかかわらず、当事者が労働審判手続開始前あるいは労働審判手続進行中の状況を念頭において回答した疑いがある。

このような混乱をきたしたことは調査票設計上の反省点の1つであるが、本調査のデー

タについては、他の質問の回答とつき合わせる方法で、以下の一連の修正を行なった。

① 問 32 の「2 その会社で働く権利や地位（復職など）」を手がかりとする修正

問 32 では、調停ないし審判の結果、労働者側が得た権利や地位について尋ねている。問 32 の回答の選択肢の中から「2 その会社で働く権利や地位（復職など）」が選択されている場合、労働者の復職が認められているので、問 38 では「2 在職していた」が選択される可能性が高いと想定できる。実際、ほとんどのケースではそのような組み合わせの回答がなされていた。

これに対して、やや検討を要する組み合わせとして、問 32 で「2 その会社で働く権利や地位（復職など）」が選択されているにもかかわらず、i) 問 38 では「1 雇用関係の有無について争っていた」が選択されているケースが 7 票、ii) 「3 退職していた」が選択されているケースが 5 票あった。

i) の 7 票のうち 4 票は、労働審判に対して異議申し立てがなされているケースであり（問 30 付問 1）、労働審判手続終了後も雇用関係について争っていたとしても不自然ではないので、「1 雇用関係の有無について争っていた」の回答を維持した。残りの 3 票は、調停が成立したケースである。この 3 票のケースではいずれも解決金などの金銭が支払われている（問 32）ほか、使用者側の 2 票では、自分の会社・団体が得た権利や地位として「相手側（労働者）を退職扱いとすること」の回答になっており（問 33）、また、労働者側の 1 票では、「労働審判手続の原因となった問題が生じる（直）前」の所得と「現在」の所得とを比較すると所得の低下が見られる（F6）。解雇などの事件の解決として、一旦労働者を復職させた上で、あらためて退職させる方法がよく取られており、問題となっている 3 票はそのようなケースに該当するのではないかと推測される。そこで、これら 3 票については、退職の蓋然性が高いと判断して、問 38 の回答を「3 退職していた」に修正した。

ii) の 5 票のうち 4 票では、調停で解決金が支払われており、上記と同様、一旦労働者を復職させた上であらためて退職させたケースに該当する可能性が高いと判断して、「3 退職していた」の回答を維持した。残りの 1 票は、解決金の支払いがあったかどうかは「答えたくない」との回答であり、決め手がないが、逆に、「3 退職していた」の回答を別のコードに修正すべき特段の根拠も見当たらないので、原回答を維持した。

② B 票問 33 の「1 相手側（労働者）を退職扱いすること」を手がかりとする修正

使用者用の B 票の問 33 では、調停ないし審判の結果、使用者が労働者に対して得た権利や地位を尋ねている。この質問について「1 相手側（労働者）を退職扱いすること」が選択されている場合、問 38 では「3 退職していた」が選択される可能性が高いと想定できる。実際、ほとんどのケースではそのような組み合わせの回答がなされていた。

これに対して、やや検討を要する組み合わせとして、B 票問 33 で「1 相手側（労働者）を退職扱いすること」が選択されているにもかかわらず、問 38 では、i) 「1 雇用関係の有無について争っていた」が選択されているケースが 8 票、ii) 「2 在職していた」が選択されているケースが 2 票、iii) 「4 そもそも雇用関係がなかった」が選択されているケースが 3 票あった。

i) の 8 票のうち、1 票は労働審判に対して異議申し立てがあったケースであり、労働審

判手続終了後も雇用関係について争っていたとしても不自然ではないので、「1 雇用関係について争っていた」の回答を維持した。残りのうち 4 票は、調停成立のケースである。労働審判手続で調停が成立し、その結果使用者が「相手側（労働者）を退職扱いする」権利や地位を得ている場合には、労働者が退職している蓋然性が高いと判断して、問 38 の回答を「3 退職していた」に修正した。最後に残った 3 票は、労働審判手続の終局が不明のケースである。回答からは判断の決め手がないことから、結論として、原回答を維持した。

ii) の 2 票は、解雇、退職奨励について争われたケースで、いずれも調停において解決金が支払われている。調停で、使用者に「相手側（労働者）を退職扱いする」権利が認められ、解決金が支払われている場合には、労働者は最終的に退職扱いになっていることが多いと思われ、この 2 票については、問 38 の回答を「3 退職していた」に修正した。

iii) の 3 票は、雇用形態が「試用期間」または「契約社員」のケースである。雇用関係は存在した上で、在職または退職のいずれかの回答となるのが自然なケースであり、B 票問 33 で「相手側（労働者）を退職扱いすること」が選択されていることから、問 38 の回答を「3 退職していた」に修正した。

③ 問 32 および問 33 のその他の回答を手がかりとする修正

調停ないし審判の結果、労働者が使用者に対して得た権利や地位（問 32）、労働者が使用者に対して負う義務（A 票問 33）、使用者が労働者に対して得た権利や地位（B 票問 33）に関する質問の回答（自由記述を含む）が雇用関係の終了を示唆するものである場合、問 38 では「3 退職していた」が選択される可能性が高く、実際、ほとんどのケースではそのような組み合わせの回答がなされていた。

これに対して、やや検討を要する組み合わせとして、問 32 および問 33 の回答（自由記述を含む）が雇用関係の終了を示唆するものであるにもかかわらず、問 38 では「1 雇用関係の有無について争っていた」が選択されているケースが 8 票あった。この 8 票はいずれも調停成立のケースであり、調停が成立したにもかかわらず（労働審判手続の終了後に）「雇用関係について争っていた」事態は考えにくい。関連の質問の回答も参照した上で、これらの 8 票については、問 38 の回答を「3 退職していた」に修正した。

9 A 票 F4、B 票問 5A の従業上の地位の修正

労働者の従業上の地位を尋ねる A 票 F4、B 票問 5A で「7 その他」を選択し、その具体的内容が記述されているものについて、「1」から「6」に掲げたカテゴリーに該当するものがある場合は、「7」を当該コードに修正した。たとえば、「準社員」を「4 契約社員」に、「内定見込みのアルバイト」を「3 アルバイト」に、「試用期間中」「試用社員」を「1 正規の職員・従業員」に修正した。

10 A 票 F4 付問 2、B 票 F1 の産業分類の修正

A 票 F4 付問 2 は、労働審判の原因となった問題が起こった当時労働者が勤務していた会社・団体の産業分類を尋ねる質問、B 票 F1 は使用者側の会社・団体の産業分類を尋ねる質

問である。これらの質問について「13 その他サービス業」および「15 その他」を選択した場合には、その具体的な産業名を自由記述欄に記述してもらっている。この具体的記述を手がかりに、「13」および「15」の回答を「1」から「14」に掲げた産業カテゴリーに再分類する作業を行った。再分類の基準は日本標準産業分類（2007 年 11 月改定）の小分類である。自由記述欄に記載された産業を、いったん日本標準産業分類小分類に分類した上で、それを本調査票の「1」から「14」の産業カテゴリーに戻す順序で作業した。

本書に掲載した数値は、以上の修正後のデータに基づいている。

V 資 料

- 1 調査票（A 票・B 票）
- 2 調査説明書類交付用大封筒
- 3 当事者交付用小封筒
- 4 調査協力依頼状・別紙説明書
- 5 協力意思確認用ハガキ
- 6 調査票同封協力依頼状
- 7 調査票返送確認用ハガキ

労働審判制度についての意識調査 A票

○この調査は、個人および会社・団体の方がどのような労働審判制度を求めているのかを知るために、実際にこの制度を利用された皆さまからお考えをお聞きする調査です。

○この期間に複数の事件の当事者となっている場合は、その中でもあなたにとってもっとも重要な事件についてお答えください。

○労働審判手続では、調停の内容を他人に話してはならないという約束（口外禁止条項）が入っている場合があります。この調査では当事者や調停の具体的な内容が特定できない形でお聞きするなど、口外禁止条項との関係に配慮していますが、個々の質問のご回答に際しては、差し支えない範囲でお答えください。

○このアンケート用紙（A票）は、今回の労働審判手続に労働者（雇われる側）のお立場でかかわった皆さまについてのものです。あなたがもし今回の労働審判手続に使用者（雇う側）のお立場でかかわった場合は、あらためて使用者側のアンケート用紙（B票）をお送りいたしますので、お手数ですが、下記（社団法人 中央調査社）までご連絡くださいますようお願いいたします。

（発送業務委託機関）社団法人 中央調査社
住所：〒104-0064 東京都中央区銀座6-16-12 丸高ビル
HP：http://www.crs.or.jp/
電話：03-3549-3121（担当：岩田・山中）
（問い合わせ受付時間 月～金 祝日除く 9：00～17：00）

○質問の内容についてなどご不明な点がございましたら、東京大学社会科学研究所「労働審判制度についての意識調査」事務局までご連絡くださいますようお願いいたします。

【調査についてのお問い合わせ先】
東京大学 社会科学研究所
「労働審判制度についての意識調査」事務局
住所：〒113-0033 東京都文京区本郷7-3-1
HP：http://jww.iss.u-tokyo.ac.jp/roudou/
電話：0120-585-135、0120-585-137（フリーダイヤル）
（問い合わせ受付時間 月～金 祝日除く 10：00～12：00、13：00～17：00）

◎ ご記入にあたってのお願い ◎

- ①このアンケート用紙への回答は、今回の労働審判手続の当事者ご本人にお願いいたします。
- ②質問をよく読み、あてはまる、あるいは自分の考えに近い、と思う回答の番号を○で囲んでください。また、一部、数字でご記入いただく質問もありますので、本文の指示にしたがってご記入ください。
- ③場合によっては、ご回答いただかなくともよい質問があります。本文の指示にしたがってお進みください。
- ④回答で「その他」を選んだ場合は、（ ）内に具体的な内容をご記入ください。
- ⑤記入が済んだアンケート用紙は、同封の返信用封筒に入れて、なるべく早くご投函ください。

【I】はじめに、あなたが今回経験した労働審判手続について、事件の種類やあなたのお立場などをおたずねします。

問1 今回の労働審判手続は、どのような問題に関するものでしたか。選択肢の中からあてはまるものをすべて選んで、番号に○をつけてください。

⑧～⑩=101

- | | |
|-------------------------|----------------------------|
| 1 会社都合の解雇（整理解雇） | 9 残業代不払い |
| 2 懲戒処分（懲戒解雇） | 10 退職金不払い |
| 3 それ以外（1、2以外）の解雇 | 11 解雇予告手当不払い |
| 4 退職強要 | 12 賃金など労働条件の引き下げ |
| 5 雇止め（有期労働契約の更新拒否） | 13 配転・出向 |
| 6 採用内定取消 | 14 セクシュアル・ハラスメント（セクハラ） |
| 7 試用期間中または試用期間満了時の本採用拒否 | 15 パワー・ハラスメント（パワハラ） |
| 8 賃金（基本給、諸手当）不払い | 16 それ以外（14、15以外）のいじめ・いやがらせ |
| | 17 その他（具体的に： ） |

⑪
⑫

付問1 その問題が起こったのは、いつ頃でしたか。

（西暦で） 2 0 年 月頃にその問題が起きた

⑬⑭
⑮⑯

問2 今回の労働審判手続でのあなたのお立場は次のどちらでしたか。選択肢の中からあてはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。

- | | |
|-------------------|------------|
| 1 （労働審判手続を）申し立てた側 | 2 申し立てられた側 |
|-------------------|------------|

⑰

問3 今回の労働審判手続を裁判所に申し立てた（申し立てられた）のは、いつ頃でしたか。

（西暦で） 2 0 年 月頃に申し立てた（申し立てられた）

⑬⑭

問4 今回の労働審判手続で、あなたが申立時に請求した金額はおおよそいくらでしたか。選択肢の中からあてはまるものをすべてに○をつけ、「1」「2」を選んだ場合は該当する欄に金額（万円）を記入してください。金額について回答に迷う場合は、申立書の「労働審判を求める事項の価額」をお答えください。

※ 1万円未満は切り捨ててお答えください。

※ あなたが労働審判手続を申し立てられた側の場合は、相手側の会社・団体から請求された金額についてお答えください。

- | | | |
|-----------------------------|------|----|
| 1 月給（未払い分）など月当たりの請求 | → 月額 | 万円 |
| 2 その他の定額の請求（残業代、退職金、損害賠償など） | → | 万円 |
| 3 金銭の支払いは求めている（求められていない） | | |
| 4 わからない | | |

⑳
㉑～㉓
㉔～㉖

問5 今回の労働審判手続の申し立ての当時、あなたは相手側の会社や団体に在職していましたか。選択肢の中からあてはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。

- 1 雇用関係の有無について争っていた
- 2 (雇用関係の有無に争いはなく) 在職していた
- 3 (雇用関係の有無に争いはなく) 退職していた
- 4 そもそも雇用関係がなかった(派遣など)

㉔

【Ⅱ】ここからは、労働審判手続に至った経過や、あなたがお考えになったことについておたずねします。

問6 今回の労働審判手続の相手側の会社や団体に在職中、あなたは、次の人たちに相談しやすい環境にありましたか。①～③について、どのくらい相談しやすかったか、それぞれについてあてはまるものを1つずつ選んで、番号に○をつけてください。

※ 相手側の会社・団体に現在も在職中の方は労働審判手続開始前の状況についてお答えください。

	1 とても 相談しやす かった	2 どちらか といえは 相談しやす かった	3 どちらとも いえない	4 どちらか といえは 相談しにく かった	5 とても 相談しにく かった	6 該当する ものが なかった
① 上司・管理職	1	2	3	4	5	
② 社内の労働組合	1	2	3	4	5	6
③ 社内(企業グループ内)の苦情相談窓口	1	2	3	4	5	6

㉕

㉖

㉗

問7 今回の労働審判手続を申し立てる(申し立てられる)前に、その問題を解決するために、次のような人や機関・専門家に相談したことはありましたか。選択肢の中からあてはまるものをすべて選んで、番号に○をつけてください。

- 1 家族・親せき・個人的な知人に相談した
- 2 会社の同僚や知人に相談した
- 3 社内の労働組合に相談した
- 4 社外の労働組合に相談した
- 5 地方自治体の無料法律相談を利用した
- 6 弁護士事務所または弁護士会の法律相談を利用した
- 7 社会保険労務士(会)に相談した
- 8 法テラスのコールセンターや法律相談を利用した
- 9 その他の機関や専門家に相談した(具体的に:)
- 10 以上の人や機関・専門家に相談したことはなかった

㉘

問8 今回の労働審判手続を申し立てる(申し立てられる)前に、その問題を解決するために、相手側(使用者)と交渉しましたか。AとBのそれぞれについて、あてはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。

A あなた自身が直接、相手側と交渉しましたか

- 1 し た
- 2 しな かった

㉙

B 人や組織を介して、相手側と交渉しましたか

- 1 し た (具体的に: を介して)
- 2 しな かった

㉚

問9 今回の労働審判手続を申し立てる(申し立てられる)前に、その問題を解決するために、労働局や労働委員会の制度や手続を利用したことはありましたか。選択肢の中からあてはまるものをすべて選んで、番号に○をつけてください。

- 1 労働局の行う相談窓口(「総合労働相談コーナー」など)を利用した
- 2 労働局の助言・指導の制度を利用した
- 3 労働局の紛争調整委員会の制度(あっせん)を利用した
- 4 労働委員会の紛争解決手続を利用した
- 5 以上の制度や手続を利用したことはなかった

㉛

問10 今回の労働審判手続で、弁護士を依頼しましたか。あてはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。

※ 手続の途中で解任した(やめさせた)ような場合も「1 はい」に○をつけてください。

- 1 は い
- 2 いいえ (→問11へ)

㉜

付問 その弁護士に初めて相談したのはいつですか。

(西暦で) 2 0 年 月頃に初めて相談した

㉝

㉞

全員におたずねします

問11 あなたはなにを通じて労働審判手続を知りましたか。選択肢の中からあてはまるものをすべて選んで、番号に○をつけてください。

- | | |
|-----------------|---------------------|
| 1 家族・親せき・個人的な知人 | 7 社会保険労務士(会) |
| 2 会社の同僚や知人 | 8 法テラス |
| 3 社内の労働組合 | 9 労働局、労働基準監督署、労働委員会 |
| 4 社外の労働組合 | 10 裁判所 |
| 5 地方自治体の無料法律相談 | 11 新聞・雑誌やテレビ |
| 6 弁護士(会) | 12 その他(具体的に:) |

㉟

㊱

- 問12 労働審判手続を申し立てた理由についておたずねします。次の理由について、どのくらい強くそう思ったか、それぞれについてあてはまるものを1つずつ選んで、番号に○をつけてください。
※ あなたが労働審判手続を申し立てられた側の場合は、労働審判手続に何を期待したかについてお答えください。

	1 強くあてはまる	2 少しあてはまる	3 どちらとも いえない	4 あまり あてはまらない	5 まったく あてはまらない	
① 労働審判によって自分の社会的名誉や自尊心を守りたかった	1	2	3	4	5	⑤
② 労働審判によって金銭や財産など経済的な利益を守りたかった	1	2	3	4	5	⑤
③ 労働審判によって自分の個人的自由やプライバシー、健康などを守りたかった	1	2	3	4	5	④
④ 労働審判によって自分の権利を実現し（あるいは守り）たかった	1	2	3	4	5	④
⑤ 労働審判によって公正な解決を得たかった	1	2	3	4	5	④
⑥ 労働審判によって強制力のある解決を得たかった	1	2	3	4	5	⑤
⑦ 労働審判によって事実関係をはっきりさせたかった	1	2	3	4	5	⑤
⑧ 労働審判によって白黒をはっきりさせたかった	1	2	3	4	5	⑤
⑨ 労働審判という公的な場で議論したかった	1	2	3	4	5	⑤
⑩ 労働審判官（裁判官）や労働関係の専門家である労働審判員に話を聞いてもらいたかった	1	2	3	4	5	⑤
⑪ 労働審判を通じて相手側と話し合いの機会を持ちたかった	1	2	3	4	5	⑤
⑫ 労働審判を通じて、同じような問題をかかえている労働者の立場や利益も守りたかった	1	2	3	4	5	⑤
⑬ 訴訟（裁判）よりも労働審判のほうが適切な方法だと思った	1	2	3	4	5	⑤

付問 ①～⑬のうちもっとも重要だと思ったものを1つ選んで、その番号をお書きください。

①～⑬の数字をご記入ください。→

⑤⑥

【Ⅲ】ここからは、労働審判手続のさまざまな段階で、お考えになったことや、ものごとへの評価などについておたずねします。
※ 労働審判手続で解決せず、問題が訴訟に移行している場合でも、以下の質問は労働審判手続についてお答えください。

- 問13 今回の労働審判手続が始まった時点で、労働審判手続が終わるまでにどのくらいの費用がかかるか事前に予想はつきましたか。あてはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。

- 1 まったく予想がなかった
2 ある程度は予想がついていた
3 はっきりと予想がついていた

⑥

- 問14 今回の労働審判手続を終えて、かかった費用はあなたにとって高いものでしたか、安いものでしたか。次の①～③について、どのくらい強くそう思ったか、それぞれについてあてはまるものを1つずつ選んで、番号に○をつけてください。

	1 非常に高い	2 やや高い	3 どちらとも いえない	4 やや安い	5 非常に安い	6 支払わなかった・ あてはまらない	
① 労働審判手続を申し立てるにあたって裁判所に納めた手数料	1	2	3	4	5	6	⑥
② 弁護士に支払った金額	1	2	3	4	5	6	⑥
③ 労働審判手続にかかった費用の総額	1	2	3	4	5		⑥

- 問15 今回の労働審判手続で直接かかった費用以外に、書類の準備や必要な連絡・相談などに要した手間や負担は、あなたにとってどの程度のものですか。あてはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。

- 1 非常に大きかった
2 やや大きかった
3 どちらともいえない
4 やや小さかった
5 非常に小さかった

⑥

- 問16 今回の労働審判手続が始まった時点で、労働審判手続が終わるまでにどのくらいの時間がかかるか事前に予想はつきましたか。あてはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。

- 1 まったく予想がなかった
2 ある程度は予想がついていた
3 はっきりと予想がついていた

⑥

問17 今回の労働審判手続を終えて、かかった時間をどのように思いますか。あてはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。

- | | |
|-------------|---------|
| 1 非常に短い | 4 やや長い |
| 2 やや短い | 5 非常に長い |
| 3 どちらともいえない | |

67

付問 問17でお答えいただいた時間の短さや長さについて、あなたは満足していますか。あてはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。

- | | | |
|----------|-------------|-----------|
| 1 満足している | 2 どちらともいえない | 3 満足していない |
|----------|-------------|-----------|

68

問18 今回の労働審判手続の過程や経過についておたずねします。次の①～⑧について、どのくらい強くそう思ったか、それぞれについてあてはまるものを1つずつ選んで、番号に○をつけてください。

	1 強く 思う	2 少し 思う	3 どちら とも いえ ない	4 あ ま り そ う 思 わ な い	5 ま っ た く そ う 思 わ な い	9 わ か ら な い	
① 労働審判手続の中で、自分の側の立場を十分に主張できた	1	2	3	4	5	9	69
② 労働審判手続の中で、自分の側の証拠を十分に提出できた	1	2	3	4	5	9	70
③ 相手側の主張・立証について十分に理解できた	1	2	3	4	5	9	71
④ 労働審判手続の一連の進み方は分かりやすかった	1	2	3	4	5	9	72
⑤ 労働審判の場で使われていた言葉は分かりやすかった	1	2	3	4	5	9	73
⑥ 結果はともあれ、手続の進み方は公正・公平だった	1	2	3	4	5	9	74
⑦ 今回の労働審判手続は、迅速に進められた	1	2	3	4	5	9	75
⑧ 今回の労働審判手続では、充実した審理が行なわれた	1	2	3	4	5	9	76

問19 今回の労働審判手続では、あなた自身がどの程度立会いましたか。あてはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。

⑧～⑩=102

- | |
|------------------------------------|
| 1 すべて立ち会った（→次の問へ） |
| 2 一部立ち会った（→次の問へ） |
| 3 まったく立ち会わなかった（→10ページの間25へ進んでください） |

11

問19で「1 すべて立ち会った」「2 一部立ち会った」と答えた方だけにおたずねします

以下では、今回の労働審判手続を担当した審判官と審判員の印象についておたずねします。労働審判手続は、審判官1名と審判員2名の合計3名からなる「労働審判委員会」によって行われます。「審判官」は、裁判官が務め、3名の真ん中に着席して労働審判手続の指揮を行います。「審判員」は、労働関係の専門的知識経験を持つ人から選ばれ、審判官の両側に着席しています。

問20 今回の労働審判手続を担当した審判官（裁判官）の印象についておたずねします。次の①～⑩について、どのくらい強くそう思ったか、それぞれについてあてはまるものを1つずつ選んで、番号に○をつけてください。

	1 強く 思う	2 少し 思う	3 どちら とも いえ ない	4 あ ま り そ う 思 わ な い	5 ま っ た く そ う 思 わ な い	
① その審判官は、中立的な立場で審理を行なった	1	2	3	4	5	12
② その審判官は、あなたの言い分を十分に聞いてくれた	1	2	3	4	5	13
③ その審判官は、信頼できる人物だった	1	2	3	4	5	14
④ その審判官は、権威的・威圧的だった	1	2	3	4	5	15
⑤ その審判官は、あなたに対していいに接してくれた	1	2	3	4	5	16
⑥ その審判官は、法律上の問題点をわかりやすく説明してくれた	1	2	3	4	5	17
⑦ その審判官は、法律以外のことでも、労働関係のことをよく分かっていた	1	2	3	4	5	18
⑧ その審判官は、あなたの事件の審理のために十分な準備をしていた	1	2	3	4	5	19
⑨ その審判官は、手続を適切に進めていた	1	2	3	4	5	20
⑩ その審判官は、審判員とよく協力していた	1	2	3	4	5	21

問21 今回の労働審判手続で、その審判官に満足していますか。あてはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。

1 とても満足している	4 あまり満足していない
2 少し満足している	5 まったく満足していない
3 どちらともいえない	

②

問22 今回の労働審判手続を担当した2人の審判員（仮に審判員「A」と審判員「B」と呼ぶこととします。）の印象についてそれぞれおたずねします。次の①～⑨について、どのくらい強くそう思ったか、それぞれについてあてはまるものを1つずつ選んで、番号に○をつけてください。その審判員がひと言も話さなかったなどの理由で印象がまったくわからない場合には、一番下の段の「6」に○をして、次の問にお進みください。

審判員Aの印象						審判員Bの印象					
1	2	3	4	5		1	2	3	4	5	
強くそう思う	少しそう思う	いえない	どちらとも	あまりそう思わない		強くそう思う	少しそう思う	いえない	どちらとも	あまりそう思わない	
1	2	3	4	5	①その審判員は、中立的な立場で審理を行なった	1	2	3	4	5	②③
1	2	3	4	5	②その審判員は、あなたの言い分を十分に聞いてくれた	1	2	3	4	5	②④
1	2	3	4	5	③その審判員は、信頼できる人物だった	1	2	3	4	5	②⑤③⑤
1	2	3	4	5	④その審判員は、権威的・威圧的だった	1	2	3	4	5	②⑥③⑥
1	2	3	4	5	⑤その審判員は、あなたに対してていねいに接してくれた	1	2	3	4	5	②⑦③⑦
1	2	3	4	5	⑥その審判員は、法律上の問題点をわかりやすく説明してくれた	1	2	3	4	5	②⑧③⑧
1	2	3	4	5	⑦その審判員は、法律以外のことも、労働関係のことをよく分かっていた	1	2	3	4	5	②⑨③⑨
1	2	3	4	5	⑧その審判員は、あなたの事件の審理のために十分な準備をしていた	1	2	3	4	5	③⑩④⑩
1	2	3	4	5	⑨その審判員は、審判官やもう1人の審判員とよく協力していた	1	2	3	4	5	③⑪④⑪
6					その審判員の印象はまったくわからない	6					③⑫④⑫

問23 今回の労働審判手続で、審判員Aに満足していますか。あてはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。

1 とても満足している	4 あまり満足していない
2 少し満足している	5 まったく満足していない
3 どちらともいえない	6 わからない

③

問24 今回の労働審判手続で、審判員Bに満足していますか。あてはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。

1 とても満足している	4 あまり満足していない
2 少し満足している	5 まったく満足していない
3 どちらともいえない	6 わからない

④

全員におたずねします

問25 裁判所には、審判官・審判員以外の裁判所職員がいます。裁判所職員の印象についておたずねします。次の①～⑥について、どのくらい強くそう思ったか、それぞれについてあてはまるものを1つずつ選んで、番号に○をつけてください。裁判所職員と接触した経験がない場合には「6」に○をつけてください。

※ 複数の職員と接した場合には、その全体的印象としてお答えください。

	1	2	3	4	5	6	
	強くそう思う	少しそう思う	いえない	どちらとも	あまりそう思わない	まったくそう思わない	裁判所職員と接触した経験がない
① 裁判所職員は、中立的な立場で物事を処理していた	1	2	3	4	5	6	④⑤
② 裁判所職員は、あなたの話すことをきちんと聞いてくれた	1	2	3	4	5		④⑥
③ 裁判所職員は、あなたに対してていねいに接してくれた	1	2	3	4	5		④⑦
④ 裁判所職員は、権威的・威圧的だった	1	2	3	4	5		④⑧
⑤ 裁判所職員は、効率的に仕事をしていた	1	2	3	4	5		④⑨

問26 今回の労働審判手続で、裁判所職員に満足していますか。あてはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。

- | | |
|-------------|-------------------|
| 1 とても満足している | 4 あまり満足していない |
| 2 少し満足している | 5 まったく満足していない |
| 3 どちらともいえない | 6 裁判所職員と接触した経験がない |

50

問27 今回の労働審判手続で、あなたが依頼した弁護士に対する印象についておたずねします。次の①～⑪について、どのくらい強くそう思ったかそれぞれについてあてはまるものを1つずつ選んで、番号に○をつけてください。弁護士を依頼しなかった場合には「6」に○をつけてください。
※ 弁護士が複数いた場合は、一番頻繁に接した弁護士の印象についてお答えください。

	1 強く そう 思う	2 少し そう 思う	3 どちら とも い え な い	4 あ ま り そ う 思 わ な い	5 ま っ た く そ う 思 わ な い	6 弁 護 士 を 依 頼 し な か っ た
① その弁護士は、あなたの味方になってくれた	1	2	3	4	5	6
② その弁護士は、あなたの言い分を十分に聞いてくれた	1	2	3	4	5	
③ その弁護士は、信頼できる人物だった	1	2	3	4	5	
④ その弁護士は、権威的・威圧的だった	1	2	3	4	5	
⑤ その弁護士は、あなたに対してていねいに接してくれた	1	2	3	4	5	
⑥ その弁護士は、法律上の問題点をわかりやすく説明してくれた	1	2	3	4	5	
⑦ その弁護士は、手続の進行経過や今後の見込みを十分説明してくれた	1	2	3	4	5	
⑧ その弁護士は、法律以外のことも、労働関係のことをよく分かっていた	1	2	3	4	5	
⑨ その弁護士は、あなたの事件のために十分な準備をしていた	1	2	3	4	5	
⑩ その弁護士は、手続を迅速に進めようとしていた	1	2	3	4	5	
⑪ その弁護士は、手続を適正に進めようとしていた	1	2	3	4	5	

問28 今回の労働審判手続で、その弁護士に満足していますか。あてはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。

- | | |
|-------------|---------------|
| 1 とても満足している | 4 あまり満足していない |
| 2 少し満足している | 5 まったく満足していない |
| 3 どちらともいえない | 6 弁護士を依頼しなかった |

52

問29 相手側（使用者側）の弁護士に対する印象についておたずねします。次の①～⑧について、どのくらい強くそう思ったか、それぞれについてあてはまるものを1つずつ選んで、番号に○をつけてください。相手側に弁護士がいなかった場合、あるいは、相手側に弁護士がいてもあなたとまったく接触がなかった場合には「6」に○をして、次の間にお進みください。
※ 相手側の弁護士が複数いた場合は、一番頻繁に接した弁護士の印象についてお答えください。

	1 強く そう 思う	2 少し そう 思う	3 どちら とも い え な い	4 あ ま り そ う 思 わ な い	5 ま っ た く そ う 思 わ な い	6 相 手 側 に 弁 護 士 が い な か っ た ・ 接 触 が な か っ た
① 相手側の弁護士は、あなた側の言い分を十分に聞いてくれた	1	2	3	4	5	6
② 相手側の弁護士は、信頼できる人物だった	1	2	3	4	5	
③ 相手側の弁護士は、権威的・威圧的だった	1	2	3	4	5	
④ 相手側の弁護士は、あなたに対してていねいに接してくれた	1	2	3	4	5	
⑤ 相手側の弁護士は、法律上の問題点をわかりやすく説明していた	1	2	3	4	5	
⑥ 相手側の弁護士は、法律以外のことも、労働関係のことをよく分かっていた	1	2	3	4	5	
⑦ 相手側の弁護士は、手続を迅速に進めようとしていた	1	2	3	4	5	
⑧ 相手側の弁護士は、手続を適正に進めようとしていた	1	2	3	4	5	

【Ⅳ】次に、今回の労働審判手続の結果について、あなたのご意見などをおたずねします。
※ 複数の相手側がいた場合、複数の終わり方があった場合、自分にとってもっとも重要な事件についてお答えください。

問30 今回の労働審判手続は、どのような形で終わりましたか。あてはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。
※ 「調停が成立した」とは相手側（使用者側）との合意がまとまった場合、「労働審判が告知された」とは審判官（裁判官）から「労働審判委員会」の判断が示された場合をさします。

- | |
|-------------------------------|
| 1 調停が成立した （→次ページの問31へ） |
| 2 労働審判が告知された （→付問へ） |
| 3 終わり方がどちらかわからない （→次ページの問31へ） |

71

問 30 で「2 労働審判が告知された」と答えた方だけにおたずねします

付問 1 その労働審判に対して、異議申立てがありましたか。あてはまるものを 1つ 選んで、番号に○をつけてください。

- 1 自分の側だけが申し立てた
- 2 相手の側だけが申し立てた
- 3 双方が申し立てた
- 4 双方とも申し立てなかった
- 5 わからない

⑦

付問 2 その労働審判手続が調停で解決しなかった理由についておたずねします。あてはまるものを すべて 選んで、番号に○をつけてください。

- 1 調停案が自分に不利だと思ったから
- 2 事実関係をもっとはっきりさせたかったから
- 3 自分の側が正しいことをもっとはっきりさせたかったから
- 4 審判官や審判員にもっと調べてもらいたかったから
- 5 労働審判委員会（審判官・審判員）の公的な判断が欲しかったから
- 6 審判官や審判員が自分の話を十分に聞いてくれなかったから
- 7 調停の進め方が不公正・不公平だったから
- 8 相手側（使用者側）が調停案を拒んだから
- 9 相手側（使用者側）が譲歩しなかったから
- 10 その他（具体的に： _____）

⑧

全員におたずねします

問 31 あなたは、その調停ないし審判の内容を十分理解できていると思いますか。あてはまるものを 1つ 選んで、番号に○をつけてください。

- | | |
|-------------------|--------------------|
| 1 よく理解できている | 4 どちらかというと理解できていない |
| 2 どちらかというと理解できている | 5 まったく理解できていない |
| 3 どちらともいえない | 6 内容を知らない |

⑧～⑩=103

⑪

問 32 調停ないし審判の結果、あなたは、相手側から何かをしてもらう権利や地位などを得たり、認められたりしましたか。選択肢の中からあてはまるものを すべて 選んで、番号に○をつけてください。

- 1 解決金などの金銭の支払い（→付問へ）
- 2 その会社で働く権利や地位（復職など）
- 3 賃金など労働条件の引き下げの是正・回復
- 4 配転・出向などの命令の是正・撤回
- 5 セクハラ・パワハラやそれ以外のいじめ・いやがらせへの対応
- 6 その他の権利や地位（具体的に： _____）
- 7 認められた権利や地位はない
- 8 わからない

⑫

問 32 で「1 解決金などの金銭の支払い」に○をつけた方だけにおたずねします

付問 調停ないし審判の結果認められた金額は、総額でおおよそいくらでしたか。差し支えない範囲でお答えください。

- 1 およそ 万円（1万円未満切り捨て）
- 2 わからない
- 3 答えたくない

⑬

⑭～⑰

全員におたずねします

問 33 調停ないし審判の結果、あなたは、相手側に対して何かをしなければならない義務を負いましたか。選択肢の中からあてはまるものを すべて 選んで、番号に○をつけてください。

- 1 何かの行為を行う義務（具体的に： _____）
- 2 何かの金銭を支払う義務（具体的に： _____）
- 3 その他の約束や措置（具体的に： _____）
- 4 相手側に対して負った義務はない
- 5 わからない

⑱

問 34 今回の調停ないし審判の結果は、全体として、あなたにとって有利なものでしたか、不利なものでしたか。あてはまるものを 1つ 選んで、番号に○をつけてください。

- | | |
|----------------|--------|
| 1 有利 | 4 やや不利 |
| 2 やや有利 | 5 不利 |
| 3 中間・どちらともいえない | |

⑲

問35 今回の調停ないし審判の結果について、次の①～⑨を、どのくらい強くそう思いましたか。それぞれについてあてはまるものを1つずつ選んで、番号に○をつけてください。

	1 強く 思う	2 少し 思う	3 どちら とも いえ ない	4 あまり そう 思わ ない	5 ま った く そう 思わ ない	
① 今回の結果は公平なものである	1	2	3	4	5	㉔
② 今回の結果は労働関係の実情をふまえている	1	2	3	4	5	㉕
③ 今回の結果は法律上の権利・義務をふまえている	1	2	3	4	5	㉖
④ 今回の結果は当事者双方の事情を偏らずに考慮している	1	2	3	4	5	㉗
⑤ 今回の結果は当事者間の力の不均衡を是正している	1	2	3	4	5	㉘
⑥ 裁判所における調停や審判の結果なので実現が大いに期待できる	1	2	3	4	5	㉙
⑦ 今回の結果は具体的な事件の解決として適切である	1	2	3	4	5	㉚
⑧ 将来、同じような問題状況をかかえた場合、再び労働審判手続で問題を解決しようと思う	1	2	3	4	5	㉛
⑨ 同じような問題で困っている知人がいたら、労働審判手続で問題を解決するように勧める	1	2	3	4	5	㉜

問 36 今回の調停ないし審判の結果に満足していますか。あてはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。

1 とても満足している	4 あまり満足していない	㉝
2 少し満足している	5 まったく満足していない	
3 どちらともいえない		

問 37 労働審判手続は、次の①～⑪にあげるような特徴を持つといわれています。今回の経験に照らして、①～⑪はどのくらい重要だと思うか、それぞれについてあてはまるものを1つずつ選んで、番号に○をつけてください。

	1 非常 に重 要だ と 思 う	2 やや 重 要だ と 思 う	3 ど ち ら と も い え な い	4 あ ま り 重 要 だ と は 思 わ な い	5 ま った く 重 要 だ と は 思 わ な い	
① 裁判所で行なわれる手続であること	1	2	3	4	5	㉞
② 法的な権利関係をふまえた制度であること	1	2	3	4	5	㉟
③ 原則として3回以内の期日で終了すること	1	2	3	4	5	㊱
④ 手数料が裁判（訴訟）の半額程度であること	1	2	3	4	5	㊲
⑤ 労使双方から選ばれた労使関係に関する専門的な知識や経験を有する審判員が手続に参加すること	1	2	3	4	5	㊳
⑥ 手続が原則として非公開であること	1	2	3	4	5	㊴
⑦ 当事者本人が口頭で事情を説明すること	1	2	3	4	5	㊵
⑧ 双方の関係者が、一つのテーブルを囲んで手続を進めること	1	2	3	4	5	㊶
⑨ 手続のなかで、適宜、調停による解決が試みられること	1	2	3	4	5	㊷
⑩ 裁判（訴訟）の判決に比べて、事件の実情や当事者の事情に応じた柔軟な解決が可能であること	1	2	3	4	5	㊸
⑪ 労働審判に異議の申立てがあると裁判（訴訟）に移行する手続であること	1	2	3	4	5	㊹

付 問 ①～⑪のうちもっとも重要だと思うものを1つ選んで、その記号をお書きください。

①～⑪の数字をご記入ください。 →

㊺㊻

【V】労働審判手続が終わった後の、あなたご自身や職場の状況についておたずねします。

問 38 労働審判手続の終了後、あなたは相手側の会社・団体に在職していましたか。あてはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。

- 1 雇用関係の有無について争っていた（→次ページのF1へ）
- 2 （雇用関係の有無に争いはなく）在職していた（次ページの問39へ）
- 3 （雇用関係の有無に争いはなく）退職していた（→次ページのF1へ）
- 4 そもそも雇用関係がなかった（派遣など）（→次ページのF1へ）

㊼

問 38 で「2 在職していた」に○をつけた方だけにおたずねします

問 39 労働審判手続の終了後、あなたの職場や事業所で、どのような変化がありましたか。次の①～⑥について、それぞれあてはまるものを 1 つずつ 選んで、番号に○をつけてください。

	1 実施された	2 検討中である	3 とくに検討されて いない	9 わからない	
① 労働時間管理の適正化などのコンプライアンス（法令遵守）の重視	1	2	3	9	④
② 就業規則の改訂などの人事管理制度の変更	1	2	3	9	⑤
③ 関係する職場の管理職の異動などの人事異動	1	2	3	9	⑥
④ 人事管理担当者の配置などの人事管理体制の整備	1	2	3	9	⑦
⑤ 管理職への研修	1	2	3	9	⑧
⑥ 現場の意向聴取、個人面接など、職場コミュニケーション施策	1	2	3	9	⑨

全員におたずねします

【Ⅵ】最後に、あなたご自身についておたずねします。回答を統計的に分析する際に必要な項目です。差し支えない範囲で結構ですので、お答えください。

F 1 あなたの性別をお答えください。

1 男 性	2 女 性	⑩
-------	-------	---

F 2 お年はおいくつですか。あてはまるものを 1 つ 選んで、番号に○をつけてください。

1 20歳未満	5 50～59歳	
2 20～29歳	6 60～69歳	⑪
3 30～39歳	7 70歳以上	
4 40～49歳		

F 3 あなたが最後に卒業された学校は、次のどれですか。あてはまるものを 1 つ 選んで、番号に○をつけてください。

1 中学校		
2 高等学校		
3 専修学校・各種学校		
4 短大（高専を含む）		⑫
5 大学・大学院		
6 その他（具体的に：_____）		

F 4 今回の労働審判の原因となった問題が起こった当時のあなたの働き方は何でしたか。あてはまるものを 1 つ 選んで、番号に○をつけてください。

1 正規の職員・従業員		
2 パート		
3 アルバイト		
4 契約社員		
5 嘱託		
6 派遣社員		
7 その他（具体的に：_____）		⑬

付問 1 あなたのその会社・団体での役職はなんでしたか。選択肢の中から最もあてはまるものを 1 つ 選んで、番号に○をつけてください。
※ その会社・団体での役職の名称が異なる場合は、職位がいちばん近いと思われるものに○をつけてください。
※ 派遣社員の方は派遣先での役職をお答えください。

1 部長・次長クラスの管理職		
2 課長クラスの管理職		
3 係長クラスの管理職		
4 職長、班長、組長などの現場監督職		
5 役職にはついていない		
6 その他（具体的に：_____）		⑭

付問 2 その会社・団体の業種は何でしたか。あてはまるものを 1 つ 選んで、番号に○をつけてください。
※ 派遣社員の方は派遣先の業種をお答えください。

1 建設業	9 宿泊業、飲食サービス業	
2 製造業	10 教育、学習支援業	
3 電気・ガス・熱供給・水道業	11 医療、福祉	
4 情報通信業	12 職業紹介・労働者派遣業	
5 運輸業、郵便業	13 その他サービス業（具体的に：_____）	⑮
6 卸売業・小売業	14 公務	
7 金融業、保険業	15 その他（具体的に：_____）	⑯
8 不動産業、物品賃貸業		

付問 3 その会社・団体で働いている人は、全体で何人くらいでしたか。あてはまるものを 1 つ 選んで、番号に○をつけてください。
※ 派遣社員の方は派遣先の従業員数をお答えください。

1 10人未満	4 100～299人	7 1,000人～2,999人	
2 10～29人	5 300～499人	8 3,000人以上	
3 30～99人	6 500～999人	9 わからない	⑰

F 5 今回の労働審判の原因となった問題が起こった当時、あなたが働いていた会社・団体には労働組合がありましたか。

- 1 はい（→付問へ）
- 2 いいえ（→F6へ）
- 3 わからない（→F6へ）

55

F 5で「1 はい」に○をつけた方だけにおたずねします

付問 あなたはその組合の組合員でしたか。

- 1 組合員だった
- 2 組合員ではなかった

56

全員におたずねします

F 6 あなたの年収をおたずねします。①労働審判手続の原因となった問題が生じる（直）前と②現在について、あなた個人の年収は、次のどれにあてはまりますか。それぞれについてあてはまるものを1つずつ選んで、番号に○をつけてください。

	問題が生じる （直）前	現 在
1 なし	1	1
2 100万円未満	2	2
3 100～200万円未満	3	3
4 200～300万円未満	4	4
5 300～400万円未満	5	5
6 400～500万円未満	6	6
7 500～600万円未満	7	7
8 600～700万円未満	8	8
9 700～800万円未満	9	9
10 800～900万円未満	10	10
11 900～1,000万円未満	11	11
12 1,000～1,500万円未満	12	12
13 1,500～2,000万円未満	13	13
14 2,000万円以上	14	14
15 わからない	15	15
16 答えたくない	16	16

59 61

62 63

F 7 あなたは、今回の事件以外に、労働関係の紛争であるかどうかを問わず、裁判や調停の経験はありますか。

- 1 ある（件程度）
- 2 ない

64

F 8 あなたは、日常生活で（仕事を除く）、日本語のほかによく用いる言語がありますか。

- 1 ある（語）
- 2 ない

65

F 9 以下の欄には、今の労働審判についてあなたが考えていること、また、この調査およびアンケート用紙についての感想をご自由にお書きください。

66

F 10 このアンケート用紙を記入し終わったのは、労働審判手続が終了したとき（調停が成立したとき、または、審判が告知されたとき）から、おおよそどのくらい後ですか。

（労働審判手続が終了したときから） 約 日 後

67～69

なお、今回お答えいただいた問題について、後日、この調査を行っている東京大学社会科学研究所のメンバーまたはその共同研究者が、直接お会いして、あるいはお電話で、さらに詳しいお話をおうかがいするとすれば、ご協力いただけますでしょうか。ご協力いただける場合は、同封の調査票返送確認用ハガキの「インタビュー調査に協力してもよい」の欄に○をつけ、連絡先をご記入の上、そのハガキを投函ください。インタビューをお願いする方には、後日改めてご連絡申し上げます。

質問は以上です。ご多忙の折、長時間にわたりご協力

いただき、誠にありがとうございました。

同封の返送用封筒に入れて、無記名のままご投函ください。

あわせて、調査票返送確認用ハガキ（桜色）もご投函ください。

労働審判制度についての意識調査 B票

○この調査は、個人および会社・団体の方がどのような労働審判制度を求めているのかを知るために、実際にこの制度を利用された皆さまからお考えをお聞きする調査です。

○この期間に複数の事件の当事者となっている場合は、その中でもあなたの会社・団体にとってもっとも重要な事件についてお答えください。

○労働審判手続では、調停の内容を他人に話してはならないという約束（口外禁止条項）が入っている場合があります。この調査では当事者や調停の具体的内容が特定できない形でお聞きするなど、口外禁止条項との関係に配慮していますが、個々の質問ご回答に際しては、差し支えない範囲でお答えください。

○このアンケート用紙（B票）は、今回の労働審判手続に使用者（雇う側）のお立場でかかわった皆さまについてのものです。あなたがもし今回の労働審判手続に労働者（雇われる側）のお立場でかかわった場合は、あらためて労働者側のアンケート用紙（A票）をお送りいたしますので、お手数ですが、下記（社団法人 中央調査社）までご連絡くださいますようお願いいたします。

（発送業務委託機関）社団法人 中央調査社
住所：〒104-0064 東京都中央区銀座 6-16-12 丸高ビル
HP：http://www.crs.or.jp/
電話：03-3549-3121（担当：岩田・山中）
（問い合わせ受付時間 月～金 祝日除く 9：00～17：00）

○質問の内容についてなどご不明な点がございましたら、東京大学社会科学研究所「労働審判制度についての意識調査」事務局までご連絡くださいますようお願いいたします。

【調査についてのお問い合わせ先】
東京大学 社会科学研究所
「労働審判制度についての意識調査」事務局
住所：〒113-0033 東京都文京区本郷 7-3-1
HP：http://jww.iss.u-tokyo.ac.jp/roudou/
電話：0120-585-135、0120-585-137（フリーダイヤル）
（問い合わせ受付時間 月～金 祝日除く 10：00～12：00、13：00～17：00）

◎ ご記入にあたってのお願い ◎

- ①このアンケート用紙への回答は、あなたの会社・団体において、該当する事件の詳細をよく理解している方をお願いいたします。
- ②質問をよく読み、あてはまる、あるいはあなたの会社・団体の考えに近い、と思う回答の番号を○で囲んでください。また、一部、数字でご記入いただく質問もありますので、本文の指示にしたがってご記入ください。
- ③場合によっては、ご回答いただかなくともよい質問があります。本文の指示にしたがってお進みください。
- ④回答で「その他」を選んだ場合は、（ ）内に具体的な内容をご記入ください。
- ⑤記入が済んだアンケート用紙は、同封の返信用封筒に入れて、なるべく早くご投函ください。

【I】はじめに、あなたの会社・団体が今回経験した労働審判手続について、事件の種類やあなたの会社・団体のお立場などをおたずねします。

問1 今回の労働審判手続は、どのような問題に関するものでしたか。選択肢の中からあてはまるものをすべて選んで、番号に○をつけてください。

- | | |
|-------------------------|----------------------------|
| 1 会社都合の解雇（整理解雇） | 9 残業代 |
| 2 懲戒処分（懲戒解雇） | 10 退職金 |
| 3 それ以外（1、2以外）の解雇 | 11 解雇予告手当 |
| 4 退職勧奨 | 12 賞金など労働条件の変更 |
| 5 雇止め（有期労働契約の更新拒否） | 13 配転・出向 |
| 6 採用内定取消 | 14 セクシュアル・ハラスメント（セクハラ） |
| 7 試用期間中または試用期間満了時の本採用拒否 | 15 パワー・ハラスメント（パワハラ） |
| 8 賞金（基本給、諸手当） | 16 それ以外（14、15以外）のいじめ・いやがらせ |
| | 17 その他（具体的に： ） |

⑧～⑩=201

⑪

⑫

付問1 その問題が起こったのは、いつ頃でしたか。

（西暦で） 2 0 年 月頃にその問題が起きた

⑬⑭

⑮⑯

問2 今回の労働審判手続でのあなたの会社・団体のお立場は次のどちらでしたか。選択肢の中からあてはまるものを1つ選び、番号に○をつけてください。

- | | |
|---------------------|----------|
| 1 （労働審判手続を）申し立てられた側 | 2 申し立てた側 |
|---------------------|----------|

⑰

問3 今回の労働審判手続を裁判所に申し立てられた（申し立てた）のは、いつ頃でしたか。

（西暦で） 2 0 年 月頃に申し立てられた（申し立てた）

⑮⑯

問4 今回の労働審判手続で、相手側（労働者側）から申立時に請求された金額はおおよそいくらでしたか。選択肢の中からあてはまるものをすべてに○をつけ、「1」「2」を選んだ場合は該当する欄に金額（万円）を記入してください。金額について回答に迷う場合は、申立書の「労働審判を求める事項の価額」をお答えください。
※ 1万円未満は切り捨ててお答えください。
※ あなたの会社・団体が労働審判手続を申し立てた側の場合は、あなたの会社・団体が請求した金額についてお答えください。

- | | | |
|-----------------------------|------|----|
| 1 月給（未払い分）など月当たりの請求 | → 月額 | 万円 |
| 2 その他の定額の請求（残業代、退職金、損害賠償など） | → | 万円 |
| 3 金銭の支払いは求められていない（求めている） | | |
| 4 わからない | | |

⑳

㉑～㉓

㉔～㉖

問5 今回の労働審判手続の相手側（労働者側）の当事者についておたずねします。相手側の当事者が複数いる場合は、もっとも主要な相手側についてお答えください。

- A 今回の労働審判手続の原因となった問題が起こった当時、相手側（労働者）の働き方は何でしたか。あてはまるものを 1つ 選んで、**番号に○**をつけてください。

- 1 正規の職員・従業員
- 2 パート
- 3 アルバイト
- 4 契約社員
- 5 嘱託
- 6 派遣社員
- 7 その他（具体的に： _____）

㉔

- B その当時の相手側（労働者）の役職は何でしたか。選択肢の中から最もあてはまるものを 1つ 選んで**番号に○**をつけてください。

※ その会社・団体での役職の名称が異なる場合は、職位がいちばん近いと思われるものに○をつけてください。

- 1 部長・次長クラスの管理職
- 2 課長クラスの管理職
- 3 係長クラスの管理職
- 4 職長、班長、組長などの現場監督職
- 5 役職にはついていない
- 6 その他（具体的に： _____）

㉕

- C 今回の労働審判手続の申し立てがあった当時、相手側（労働者）はあなたの会社や団体に在職していましたか。選択肢の中からあてはまるものを 1つ 選んで、**番号に○**をつけてください。

- 1 雇用関係の有無について争っていた
- 2 （雇用関係の有無に争いはなく）在職していた
- 3 （雇用関係の有無に争いはなく）退職していた
- 4 そもそも雇用関係がなかった（派遣など）

㉖

【Ⅱ】ここからは、労働審判手続に至った経過や、あなたの会社・団体がお考えになったことについておたずねします。

※ あなたの個人的な見解ではなく、可能な限り会社としてのお立場でご回答ください。

- 問6 あなたの会社・団体では、今回の労働審判手続の原因となった問題が起こった当時、あなたの会社・団体と従業員との間のコミュニケーションの状態は良好でしたか。あてはまるものを 1つ 選んで**番号に○**をつけてください。

- | | |
|------------------|-------------------|
| 1 とても良好であった | 4 どちらかといえば良好でなかった |
| 2 どちらかといえば良好であった | 5 まったく良好でなかった |
| 3 どちらともいえない | |

㉗

- 問7 今回の労働審判手続を申し立てられる（申し立てる）前に、その問題を解決するために、次のような人や機関・専門家に相談したことはありましたか。選択肢の中からあてはまるものを すべて 選んで、**番号に○**をつけてください。

- 1 家族・親せき・個人的な知人に相談した
- 2 経営者の団体・知人に相談した
- 3 地方自治体の無料法律相談を利用した
- 4 顧問弁護士に相談した
- 5 顧問弁護士以外の弁護士事務所または弁護士会の法律相談を利用した
- 6 社会保険労務士（会）に相談した
- 7 法テラスのコールセンターや法律相談を利用した
- 8 その他の機関や専門家に相談した（具体的に： _____）
- 9 以上の人や機関・専門家に相談したことはなかった

㉘

- 問8 今回の労働審判手続を申し立てられる（申し立てる）前に、その問題を解決するために、相手側（労働者）と交渉しましたか。AとBのそれぞれについて、あてはまるものを 1つ 選んで、**番号に○**をつけてください。

- A 直接、相手側本人と交渉しましたか

- | | |
|-------|---------|
| 1 し た | 2 しなかった |
|-------|---------|

㉙

- B 人や組織を介して、相手側本人と交渉しましたか

- | | |
|-------------------------|---------|
| 1 し た（具体的に： _____ を介して） | 2 しなかった |
|-------------------------|---------|

㉚

【Ⅲ】ここからは、労働審判手続のさまざまな段階で、お考えになったことや、ものごとへの評価などについておたずねします。
 ※ 労働審判手続で解決せず、問題が訴訟に移行している場合でも、以下の質問は労働審判手続についてお答えください。

問13 今回の労働審判手続が始まった時点で、労働審判手続が終わるまでにどのくらいの費用がかかるか事前に予想はつきましたか。あてはまるものを1つ選んで、**番号に○**をつけてください。

- 1 まったく予想がつかなかった
 2 ある程度は予想がついていた
 3 はっきりと予想がついていた

㉑

問14 今回の労働審判手続を終えて、かかった費用はあなたの会社・団体にとって高いものでしたか、安いものでしたか。次の①～③について、どのくらい強くそう思ったか、それぞれについてあてはまるものを1つずつ選んで、**番号に○**をつけてください。

	1 非常に高い	2 やや高い	3 どちらとも いえない	4 やや安い	5 非常に安い	6 あてはまらない 支払わなかった・
① 労働審判手続を申し立てるにあたって裁判所に納めた手数料	1	2	3	4	5	6
② 弁護士に支払った金額	1	2	3	4	5	6
③ 労働審判手続にかかった費用の総額	1	2	3	4	5	

㉒

㉓

㉔

問15 今回の労働審判手続で直接かかった費用以外に、書類の準備や必要な連絡・相談などに要した手間や人手の負担は、あなたの会社・団体にとってどの程度のものでしたか。あてはまるものを1つ選んで、**番号に○**をつけてください。

- 1 非常に大きかった
 2 やや大きかった
 3 どちらともいえない
 4 やや小さかった
 5 非常に小さかった

㉕

問16 今回の労働審判手続が始まった時点で、労働審判手続が終わるまでにどのくらいの時間がかかるか事前に予想はつきましたか。あてはまるものを1つ選んで、**番号に○**をつけてください。

- 1 まったく予想がつかなかった
 2 ある程度は予想がついていた
 3 はっきりと予想がついていた

㉖

問17 今回の労働審判手続を終えて、かかった時間をどのように思いますか。あてはまるものを1つ選んで、**番号に○**をつけてください。

- 1 非常に短い
 2 やや短い
 3 どちらともいえない
 4 やや長い
 5 非常に長い

㉗

付問 問17でお答えいただいた時間の短さや長さについて、あなたは満足していますか。あてはまるものを1つ選んで、**番号に○**をつけてください。

- 1 満足している
 2 どちらともいえない
 3 満足していない

㉘

問18 今回の労働審判手続の過程や経過についておたずねします。次の①～⑧について、どのくらい強くそう思ったか、それぞれについてあてはまるものを1つずつ選んで、**番号に○**をつけてください。

	1 強く思う	2 少し思う	3 どちらとも いえない	4 そう思わない あまり	5 まったく そう思わない	9 わからない
① 労働審判手続の中で、自分の側の立場を十分に主張できた	1	2	3	4	5	9
② 労働審判手続の中で、自分の側の証拠を十分に提出できた	1	2	3	4	5	9
③ 相手側の主張・立証について十分に理解できた	1	2	3	4	5	9
④ 労働審判手続の一連の進み方は分かりやすかった	1	2	3	4	5	9
⑤ 労働審判の場で使われていた言葉は分かりやすかった	1	2	3	4	5	9
⑥ 結果はともあれ、手続の進み方は公正・公平だった	1	2	3	4	5	9
⑦ 今回の労働審判手続は、迅速に進められた	1	2	3	4	5	9
⑧ 今回の労働審判手続では、充実した審理が行なわれた	1	2	3	4	5	9

㉙

㉚

㉛

㉜

㉝

㉞

㉟

㊱

㊲

問19 今回の労働審判手続では、あなた（回答者）自身または会社・団体のどなたかがどの程度立会いましたか。あてはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。

⑧～⑩=202

- 1 すべて立ち会った（→次の問へ）
- 2 一部立ち会った（→次の問へ）
- 3 まったく立ち会わなかった（→11ページの間25へ進んでください）

⑪

問19で「1 すべて立ち会った」「2 一部立ち会った」と答えた方だけにおたずねします

以下では、今回の労働審判手続を担当した審判官と審判員の印象についておたずねします。労働審判手続は、審判官1名と審判員2名の合計3名からなる「労働審判委員会」によって行われます。「審判官」は、裁判官が務め、3名の真ん中に着席して労働審判手続の指揮を行います。「審判員」は、労働関係の専門的知識経験を持つ人から選ばれ、審判官の両側に着席しています。

問20 今回の労働審判手続を担当した審判官（裁判官）の印象についておたずねします。次の①～⑩について、どのくらい強くそう思ったか、それぞれについてあてはまるものを1つずつ選んで、番号に○をつけてください。

	1 強く そう 思う	2 少し そう 思う	3 い え な い	4 ど ち ら と も そ う 思 わ な い	5 あ ま り そ う 思 わ な い	ま っ た く そ う 思 わ な い
① その審判官は、中立的な立場で審理を行なった	1	2	3	4	5	⑫
② その審判官は、あなたの言い分を十分に聞いてくれた	1	2	3	4	5	⑬
③ その審判官は、信頼できる人物だった	1	2	3	4	5	⑭
④ その審判官は、権威的・威圧的だった	1	2	3	4	5	⑮
⑤ その審判官は、あなたに対していねいに接してくれた	1	2	3	4	5	⑯
⑥ その審判官は、法律上の問題点をわかりやすく説明してくれた	1	2	3	4	5	⑰
⑦ その審判官は、法律以外のことでも、労働関係のことをよく分かっていた	1	2	3	4	5	⑱
⑧ その審判官は、あなたの事件の審理のために十分な準備をしていた	1	2	3	4	5	⑲
⑨ その審判官は、手続を適切に進めていた	1	2	3	4	5	⑳
⑩ その審判官は、審判員とよく協力していた	1	2	3	4	5	㉑

問21 今回の労働審判手続で、その審判官に満足していますか。あてはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。

- 1 とても満足している
- 2 少し満足している
- 3 どちらともいえない
- 4 あまり満足していない
- 5 まったく満足していない

㉒

問22 今回の労働審判手続を担当した2人の審判員（仮に審判員「A」と審判員「B」と呼ぶこととします。）の印象についてそれぞれおたずねします。次の①～⑩について、どのくらい強くそう思ったか、それぞれについてあてはまるものを1つずつ選んで、番号に○をつけてください。その審判員がひと言も話さなかったなどの理由で印象がまったくわからない場合には、一番下の段の「6」に○をして、次の間にお進みください。

審判員Aの印象						審判員Bの印象					
1 強く そう 思う	2 少し そう 思う	3 どちら とも いえ ない	4 そう 思わ ない	5 あま り そう 思わ ない ま っ た く		1 強く そう 思う	2 少し そう 思う	3 どちら とも いえ ない	4 そう 思わ ない	5 あま り そう 思わ ない ま っ た く	
1	2	3	4	5	①その審判員は、中立的な立場で審理を行なった	1	2	3	4	5	㉓ ㉔
1	2	3	4	5	②その審判員は、あなたの言い分を十分に聞いてくれた	1	2	3	4	5	㉕ ㉖
1	2	3	4	5	③その審判員は、信頼できる人物だった	1	2	3	4	5	㉗ ㉘
1	2	3	4	5	④その審判員は、権威的・威圧的だった	1	2	3	4	5	㉙ ㉚
1	2	3	4	5	⑤その審判員は、あなたに対していねいに接してくれた	1	2	3	4	5	㉛ ㉜
1	2	3	4	5	⑥その審判員は、法律上の問題点をわかりやすく説明してくれた	1	2	3	4	5	㉝ ㉞
1	2	3	4	5	⑦その審判員は、法律以外のことでも、労働関係のことをよく分かっていた	1	2	3	4	5	㉟ ㊱
1	2	3	4	5	⑧その審判員は、あなたの事件の審理のために十分な準備をしていた	1	2	3	4	5	㊲ ㊳
1	2	3	4	5	⑨その審判員は、審判官やもう1人の審判員とよく協力していた	1	2	3	4	5	㊴ ㊵
6					その審判員の印象はまったくわからない	6					㊶ ㊷

問23 今回の労働審判手続で、審判員Aに満足していますか。あてはまるものを1つ選んで、**番号に○**をつけてください。

1 とても満足している	4 あまり満足していない	④
2 少し満足している	5 まったく満足していない	
3 どちらともいえない	6 わからない	

問24 今回の労働審判手続で、審判員Bに満足していますか。あてはまるものを1つ選んで、**番号に○**をつけてください。

1 とても満足している	4 あまり満足していない	④
2 少し満足している	5 まったく満足していない	
3 どちらともいえない	6 わからない	

全員におたずねします

問25 裁判所には、審判官・審判員以外の裁判所職員がいます。裁判所職員の印象についておたずねします。次の①～⑤について、どのくらい強くそう思ったか、**それぞれについて**あてはまるものを1つずつ選んで、**番号に○**をつけてください。裁判所職員と接触した経験がない場合には「6」に○をつけてください。
※ 複数の職員と接した場合には、その全体的印象としてお答えください。

	1 強く 思う	2 少し 思う	3 どちら とも いえない	4 あまり そう 思わ ない	5 ま った く そ う 思 わ ない	6 裁 判 所 職 員 と 接 触 し た 経 験 が な い	
① 裁判所職員は、中立的な立場で物事を処理していた	1	2	3	4	5	6	④
② 裁判所職員は、あなたの話すことをきちんと聞いてくれた	1	2	3	4	5		④
③ 裁判所職員は、あなたに対してていねいに接してくれた	1	2	3	4	5		④
④ 裁判所職員は、権威的・威圧的だった	1	2	3	4	5		④
⑤ 裁判所職員は、効率的に仕事をしていた	1	2	3	4	5		④

問26 今回の労働審判手続で、裁判所職員に満足していますか。あてはまるものを1つ選んで、**番号に○**をつけてください。

1 とても満足している	4 あまり満足していない	⑤
2 少し満足している	5 まったく満足していない	
3 どちらともいえない	6 裁判所職員と接触した経験がない	

問27 今回の労働審判手続で、あなたの会社・団体が依頼した弁護士に対する印象についておたずねします。次の①～⑪について、どのくらい強くそう思ったか、**それぞれについて**あてはまるものを1つずつ選んで、**番号に○**をつけてください。弁護士を依頼しなかった場合には「6」に○をつけてください。
※ 弁護士が複数いた場合は、一番頻繁に接した弁護士の印象についてお答えください。

	1 強く 思う	2 少し 思う	3 どちら とも いえない	4 あまり そう 思わ ない	5 ま った く そ う 思 わ ない	6 弁 護 士 を 依 頼 し な か っ た	
① その弁護士は、あなたの味方になってくれた	1	2	3	4	5	6	⑤
② その弁護士は、あなたの言い分を十分に聞いてくれた	1	2	3	4	5		⑤
③ その弁護士は、信頼できる人物だった	1	2	3	4	5		⑤
④ その弁護士は、権威的・威圧的だった	1	2	3	4	5		⑤
⑤ その弁護士は、あなたに対してていねいに接してくれた	1	2	3	4	5		⑤
⑥ その弁護士は、法律上の問題点をわかりやすく説明してくれた	1	2	3	4	5		⑤
⑦ その弁護士は、手続の進行経過や今後の見込みを十分説明してくれた	1	2	3	4	5		⑤
⑧ その弁護士は、法律以外のことでも、労働関係のことをよく分かっていて	1	2	3	4	5		⑤
⑨ その弁護士は、あなたの事件のために十分な準備をしていた	1	2	3	4	5		⑤
⑩ その弁護士は、手続を迅速に進めようとしていた	1	2	3	4	5		⑤
⑪ その弁護士は、手続を適正に進めようとしていた	1	2	3	4	5		⑤

問28 今回の労働審判手続で、その弁護士に満足していますか。あてはまるものを1つ選んで、**番号に○**をつけてください。

1 とても満足している	4 あまり満足していない	⑤
2 少し満足している	5 まったく満足していない	
3 どちらともいえない	6 弁護士を依頼しなかった	

- 問29 相手側（労働者側）の弁護士に対する印象についておたずねします。次の①～⑥について、どのくらい強くそう思ったか、それぞれについてあてはまるものを1つずつ選んで、番号に○をつけてください。相手側に弁護士がいなかった場合、あるいは、相手側に弁護士がいてもあなたとまったく接触がなかった場合には「6」に○をして、次の間にお進みください。
- ※ 相手側の弁護士が複数いた場合は、一番頻繁に接した弁護士の印象についてお答えください。

	1 強く 思う	2 少し 思う	3 どちら とも いえ ない	4 あまり そう 思わ ない	5 ま った く そう 思わ ない	6 相 手 側 に 弁 護 士 が い な か っ た ・ 接 触 が な か っ た	
① 相手側の弁護士は、あなた側の言い分を十分に聞いてくれた	1	2	3	4	5	6	63
② 相手側の弁護士は、信頼できる人物だった	1	2	3	4	5		64
③ 相手側の弁護士は、権威的・威圧的だった	1	2	3	4	5		65
④ 相手側の弁護士は、あなたに対していねいに接してくれた	1	2	3	4	5		66
⑤ 相手側の弁護士は、法律上の問題点をわかりやすく説明していた	1	2	3	4	5		67
⑥ 相手側の弁護士は、法律以外のことでも、労働関係のことをよく分かっていて	1	2	3	4	5		68
⑦ 相手側の弁護士は、手続を迅速に進めようとしていた	1	2	3	4	5		69
⑧ 相手側の弁護士は、手続を適正に進めようとしていた	1	2	3	4	5		70

【IV】次に、今回の労働審判手続の結果について、あなたの会社・団体のご意見などをおたずねします。
※ 複数の相手側がいた場合、複数の終わり方があった場合、あなたの会社・団体にとってもっとも重要な事件についてお答えください。

- 問 30 今回の労働審判手続は、どのような形で終わりましたか。あてはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。

※ 「調停が成立した」とは相手側（労働者側）との合意がまとまった場合、「労働審判が告知された」とは審判官（裁判官）から「労働審判委員会」の判断が示された場合をさします。

- 1 調停が成立した （→15 ページの間 31 へ）
- 2 労働審判が告知された （→付問へ）
- 3 終わり方がどちらかわからない （→15 ページの間 31 へ）

71

問 30 で「2 労働審判が告知された」と答えた方だけにおたずねします

- 付問 1 その労働審判に対して、異議申立てがありましたか。あてはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。

- 1 自分の会社・団体の側だけが申し立てた
- 2 相手の側だけが申し立てた
- 3 双方が申し立てた
- 4 双方とも申し立てなかった
- 5 わからない

72

- 付問 2 その労働審判手続が調停で解決しなかった理由についておたずねします。あてはまるものをすべて選んで、番号に○をつけてください。

- 1 調停案が不利だと思ったから
- 2 事実関係をもっとはっきりさせたかったから
- 3 自分の会社・団体の側が正しいことをもっとはっきりさせたかったから
- 4 審判官や審判員にもっと調べてもらいたかったから
- 5 労働審判委員会（審判官・審判員）の公的な判断が欲しかったから
- 6 審判官や審判員が自分の会社・団体の側の話を十分に聞いてくれなかったから
- 7 調停の進め方が不公正・不公平だったから
- 8 相手側（労働者側）が調停案を拒んだから
- 9 相手側（労働者側）が譲歩しなかったから
- 10 その他（具体的に： _____）

73

全員におたずねします

問 31 あなたの会社・団体は、その調停ないし審判の内容を十分理解できていると思いますか。
あてはまるものを 1つ 選んで、**番号に○**をつけてください。

⑧～⑩=203

- | | |
|-------------------|--------------------|
| 1 よく理解できている | 4 どちらかというと理解できていない |
| 2 どちらかというと理解できている | 5 まったく理解できていない |
| 3 どちらともいえない | 6 内容を知らない |

⑪

問 32 調停ないし審判の結果、相手側(労働者)は、あなたの会社・団体に対して、どのような権利や地位を得たり、認められたりしましたか。選択肢の中からあてはまるものを すべて 選んで、**番号に○**をつけてください。

- | | |
|--------------------------------|--------------|
| 1 解決金などの金銭の支払い (→付問へ) | } → (問 33 へ) |
| 2 その会社で働く権利や地位(復職など) | |
| 3 賃金など労働条件の引き下げの是正・回復 | |
| 4 配転・出向などの命令の是正・撤回 | |
| 5 セクハラ・パワハラやそれ以外のいじめ・いやがらせへの対応 | |
| 6 その他の権利や地位(具体的に:) | |
| 7 相手側に認められた権利や地位はない | |
| 8 わからない | |

⑫

問 32 で「1 解決金などの金銭の支払い」に○をつけた方だけにおたずねします

付問 調停ないし審判の結果相手側(労働者)に認められた金額は、総額でおおよそいくらでしたか。
差し支えない範囲でお答えください。

- 1 およそ 万円 (1万円未満切り捨て)
- 2 わからない
- 3 答えたくない

⑬

⑭～⑰

全員におたずねします

問 33 調停ないし審判の結果、あなたの会社・団体は、どのような権利や地位を得たり、認められたりしましたか。選択肢の中からあてはまるものを すべて 選んで、**番号に○**をつけてください。

- | | |
|--------------------------|---|
| 1 相手側(労働者)を退職扱いとすること | } |
| 2 相手側(労働者)に金銭を支払う義務がないこと | |
| 3 その他(具体的に:) | |
| 4 自分の会社・団体に認められた権利や地位はない | |
| 5 わからない | |

⑱

問 34 今回の調停ないし審判の結果は、全体として、あなたの会社・団体にとって有利なものでしたか、不利なものでしたか。あてはまるものを 1つ 選んで、**番号に○**をつけてください。

- | | |
|----------------|--------|
| 1 有利 | 4 やや不利 |
| 2 やや有利 | 5 不利 |
| 3 中間・どちらともいえない | |

⑲

問 35 今回の調停ないし審判の結果について、次の①～⑨を、どのくらい強くそう思いましたか。それぞれについてあてはまるものを 1つずつ 選んで、**番号に○**をつけてください。

	1 強く 思う	2 少し 思う	3 どちら とも いえ ない	4 あま り 思 わ な い	5 ま っ た く 思 わ な い	
① 今回の結果は公平なものである	1	2	3	4	5	⑳
② 今回の結果は労働関係の実情をふまえている	1	2	3	4	5	㉑
③ 今回の結果は法律上の権利・義務をふまえている	1	2	3	4	5	㉒
④ 今回の結果は当事者双方の事情を偏らずに考慮している	1	2	3	4	5	㉓
⑤ 今回の結果は当事者間の力の不均衡を是正している	1	2	3	4	5	㉔
⑥ 裁判所における調停や審判の結果なので実現が大いに期待できる	1	2	3	4	5	㉕
⑦ 今回の結果は具体的な事件の解決として適切である	1	2	3	4	5	㉖
⑧ 将来、同じような問題状況をかかえた場合、再び労働審判手続で問題を解決しようと思う	1	2	3	4	5	㉗
⑨ 同じような問題で困っている知人がいたら(会社・団体等があったら)、労働審判手続で問題を解決するように勧める	1	2	3	4	5	㉘

問 36 今回の調停ないし審判の結果に満足していますか。あてはまるものを 1つ 選んで、**番号に○**をつけてください。

- | | |
|-------------|---------------|
| 1 とても満足している | 4 あまり満足していない |
| 2 少し満足している | 5 まったく満足していない |
| 3 どちらともいえない | |

㉙

問 37 労働審判手続は、次の①～⑩にあげようような特徴を持つといわれています。今回の経験に照らして、①～⑩はどのくらい重要だと思うか、それぞれについてあてはまるものを 1つずつ 選んで、番号に○をつけてください。

	1 非常に重要 と思う	2 やや重要 と思う	3 どちらとも いえない	4 あまり重要 は思わない	5 まったく重 要とは思わ ない	
① 裁判所で行なわれる手続であること	1	2	3	4	5	㉔
② 法的な権利関係をふまえた制度であること	1	2	3	4	5	㉕
③ 原則として3回以内の期日で終了すること	1	2	3	4	5	㉖
④ 手数料が裁判（訴訟）の半額程度であること	1	2	3	4	5	㉗
⑤ 労使双方から選ばれた労使関係に関する専門的な知識や経験を有する審判員が手続に参加すること	1	2	3	4	5	㉘
⑥ 手続が原則として非公開であること	1	2	3	4	5	㉙
⑦ 当事者本人が口頭で事情を説明すること	1	2	3	4	5	㉚
⑧ 双方の関係者が、一つのテーブルを囲んで手続を進めること	1	2	3	4	5	㉛
⑨ 手続のなかで、適宜、調停による解決が試みられること	1	2	3	4	5	㉜
⑩ 裁判（訴訟）の判決に比べて、事件の実情や当事者の事情に応じた柔軟な解決が可能であること	1	2	3	4	5	㉝
⑪ 労働審判に異議の申立てがあると裁判（訴訟）に移行する手続であること	1	2	3	4	5	㉞

付問 ①～⑩のうちもっとも重要だと思うものを1つ選んで、その記号をお書きください。

①～⑩の記号をご記入ください。 →

㉔㉕

【V】労働審判手続が終わった後の、相手側（労働者）の処遇やあなたの会社・団体の職場の状況についておたずねします。

問 38 労働審判手続の終了後、相手側（労働者）はあなたの会社・団体に在職していましたか。あてはまるものを 1つ 選んで、番号に○をつけてください。
※ 相手側が複数いる場合は、主要な相手側（問5の回答と同じ労働者）についてお答えください。

- 1 雇用関係の有無について争っていた
- 2 （雇用関係の有無に争いはなく）在職していた
- 3 （雇用関係の有無に争いはなく）退職していた
- 4 そもそも雇用関係がなかった（派遣など）

㉞

問 39 労働審判手続の終了後、あなたの会社・団体の組織、人事管理に関して、どのような変化がありましたか。次の①～⑥について、それぞれあてはまるものを 1つずつ 選んで、番号に○をつけてください。

	1 実施した	2 検討中である	3 いらない とくに検討して	9 わからない	
① 労働時間管理の適正化などのコンプライアンス（法令遵守）の重視	1	2	3	9	㉟
② 就業規則の改訂などの人事管理制度の変更	1	2	3	9	㊱
③ 関係する職場の管理職の異動などの人事異動	1	2	3	9	㊲
④ 人事管理担当者の配置などの人事管理体制の整備	1	2	3	9	㊳
⑤ 管理職への研修	1	2	3	9	㊴
⑥ 現場の意向聴取、個人面接など、職場コミュニケーション施策	1	2	3	9	㊵

全員におたずねします

【VI】最後に、あなたの会社・団体についておたずねします。回答を統計的に分析する際に必要な項目です。差し支えない範囲で結構ですので、お答えください。

F 1 （当事者となった）あなたの会社・団体の業種は何ですか。あてはまるものを 1つ 選んで、番号に○をつけてください。

- | | | |
|-----------------|-------------------------|---|
| 1 建設業 | 9 宿泊業、飲食サービス業 | |
| 2 製造業 | 10 教育、学習支援業 | |
| 3 電気・ガス・熱供給・水道業 | 11 医療、福祉 | |
| 4 情報通信業 | 12 職業紹介・労働者派遣業 | ㊶ |
| 5 運輸業、郵便業 | 13 その他サービス業（具体的に：_____） | ㊷ |
| 6 卸売業・小売業 | 14 公務 | |
| 7 金融業、保険業 | 15 その他（具体的に：_____） | |
| 8 不動産業、物品賃貸業 | | |

F 2 あなたの会社の資本金はどの程度ですか。あてはまるものを 1つ 選んで、番号に○をつけてください。

- 1 300万円未満
- 2 300～1,000万円未満
- 3 1,000～3,000万円未満
- 4 3,000～5,000万円未満
- 5 5,000～1億円未満
- 6 1億円以上
- 7 資本金なし

㊸

F 3 会社・団体全体の従業員規模はどの程度ですか。あてはまるものを 1つ 選んで、番号に○をつけてください。

- | | |
|------------|----------------|
| 1 10人未満 | 5 300～499人 |
| 2 10～29人 | 6 500～999人 |
| 3 30～99人 | 7 1,000～2,999人 |
| 4 100～299人 | 8 3,000人以上 |

53

F 4 あなたの会社・団体には労働組合がありますか。

- | |
|---------|
| 1 はい |
| 2 いいえ |
| 3 わからない |

54

F 5 あなた（回答者）のお立場または所属セクションはどちらですか。あてはまるものを 1つ 選んで、番号に○をつけてください。

- | | |
|-------------|----------|
| 1 経営者 | (→ F 6へ) |
| 2 総務 | |
| 3 法務 | |
| 4 人事 | |
| 5 その他（具体的に： | ） |
- (付問へ)

55

F 5で「2 総務」「3 法務」「4 人事」「5 その他」に○をつけた方だけにおたずねします

付問 あなた（回答者）の役職は次のどれにあてはまりますか。あてはまるものを 1つ 選んで、番号に○をつけてください。

※ 名称が異なる場合は、職位が近いと思われるもの1つに○をつけてください。

- | | |
|--------------------|---|
| 1 部長・次長クラスの管理職 | |
| 2 課長クラスの管理職 | |
| 3 係長クラスの管理職 | |
| 4 職長、班長、組長などの現場監督職 | |
| 5 役職にはついていない | |
| 6 その他（具体的に： | ） |

56

全員におたずねします

F 6 あなたの会社・団体は、今回の事件以外に、労働関係の紛争であるかどうかを問わず、裁判や調停の経験はありますか。

- | | |
|-----------|------|
| 1 ある（件程度） | 2 ない |
|-----------|------|

57

F 7 以下の欄には、今の労働審判についてあなたの会社・団体の考え、また、この調査およびアンケート用紙についての感想をご自由にお書きください。

--

58

F 8 このアンケート用紙を記入し終わったのは、労働審判手続が終了したとき（調停が成立したとき、または、審判が告知されたとき）から、おおよそどのくらい後ですか。

（労働審判手続が終了したときから） 約

--

 日後

59～60

なお、今回お答えいただいた問題について、後日、この調査を行っている東京大学社会科学研究所のメンバーまたはその共同研究者が、直接お会いして、あるいはお電話で、さらに詳しい話をおうかがいするとすれば、ご協力いただけますでしょうか。ご協力いただける場合は、同封の調査票返送確認用ハガキの「インタビュー調査に協力してもよい」の欄に○をつけ、連絡先をご記入の上、そのハガキを投函ください。インタビューをお願いする方には、後日改めてご連絡申し上げます。

質問は以上です。ご多忙の折、長時間にわたりご協力

いただき、誠にありがとうございました。

同封の返送用封筒に入れて、無記名のままご投函ください。

あわせて、調査票返送確認用ハガキ（桜色）もご投函ください。

東京大学社会科学研究所
「労働審判制度についての意識調査」

1 交付状況 (※1, 2, 3)

申立人： 受領 不受領 その他

相手方： 受領 不受領 その他

2 事件種別 (※1, 4)

非金銭： 地位確認（解雇等） それ以外

金 銭： 賃金手当等 退職金 それ以外
(解雇予告手当を含む)

- ※1 該当部分に○印を付する。
- ※2 「不受領」とは、交付を試みるも当事者が受領を拒んだ場合である。
- ※3 「その他」とは、当事者が興奮状態にあるなどして交付を試みることができなかった場合、交付することを失念した場合等、受領拒否以外の理由で書類を交付できなかった場合である。
- ※4 事件種別は、事件票の例による。

東京大学 社会科学研究所からのお願い

『労働審判制度についての意識調査』
へのご協力をお願いします。

※東京大学社会科学研究所では、裁判所のご協力のもと、「労働審判制度についての意識調査」を実施しております。この封筒の中には、調査のくわしいご説明と、調査にご協力をいただける場合の連絡用のハガキがはいっておりますので、ご開封の上、ご覧ください。より良い労働審判制度の実現のために、何とぞご協力お願い申し上げます。



THE UNIVERSITY OF TOKYO

【問い合わせ先】

東京大学社会科学研究所

「労働審判制度についての意識調査」企画実施委員会

〒113-0033 東京都文京区本郷 7-3-1

フリーダイヤル：0120-585-135、0120-585-137（調査事務局）

（受付時間 平日 10:00～12:00、13:00～17:00）

東京大学社会科学研究所
『労働審判制度についての意識調査』
ご協力をお願い

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、このたびは突然のお願いにて恐縮ですが、私ども東京大学社会科学研究所が企画いたしました『労働審判制度についての意識調査』にご協力を賜りたくお願い申し上げます。

このアンケート調査は、実際に労働審判をご経験なされた皆さまに、ご自分の経験した労働審判についての評価やご意見をおうかがいするものです。本調査に関する詳しい説明につきまして、別紙にまとめさせていただきましたので、ご覧ください。

本調査は、後日お送りさせていただくアンケート用紙にご記入いただく形で皆さまの労働審判への評価やご意見をおうかがいします。**本調査にご協力いただける方は、このお願いに同封してあるハガキにお名前・ご住所等をご記入の上、切手を貼らずにご投函ください。**(お名前、ご住所等の記入後、記入欄には同封の個人情報保護シール〔ハガキ大の白いシール〕をお貼りください。)折り返し、業務を委託した調査会社を通じて、アンケート用紙と、ささやかではありますがお礼として図書カード(千円相当)をお送り申し上げます。なお、アンケート用紙をお送りする封筒には単に「アンケート調査のお願い」と記載しますので、労働審判の調査であることが皆さまの周りの方に知られることはありません。

アンケート用紙がお手元に届くまで10日から2週間くらいかかる場合があります。実際に調査に協力するかどうかは、アンケート用紙をご覧いただいた上でもう一度お考えいただくことができますので、今回はなるべく同封のハガキをご返送いただきますようお願い申し上げます。アンケート用紙をあらかじめご覧になりたい場合は、本調査のホームページでご覧いただけます(<http://jww.iss.u-tokyo.ac.jp/roudou/>)。

なお、本調査の実施業務の一部は、社団法人中央調査社に委託しております。学術的調査を数多く手がけている信頼のおける専門調査会社です。

私どもは、皆さまよりいただいた貴重なご意見をもとに、よりよい労働審判制度をつくるために最大限の努力をいたす所存です。その趣旨をご理解いただき、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

敬具

2010年7月

東京大学社会科学研究所
「労働審判制度についての意識調査」企画実施委員会

東京大学教授 仁田 道夫
東京大学教授 佐藤 岩夫
東京大学教授 水町 勇一郎

* この調査に関するお問い合わせは、下記をお願いいたします。

東京大学社会科学研究所「労働審判制度についての意識調査」事務局
〒113-0033 東京都文京区本郷 7-3-1
調査 HP : <http://jww.iss.u-tokyo.ac.jp/roudou/>
フリーダイヤル : 0120-585-135、0120-585-137
(受付時間 平日 10:00~12:00, 13:00~17:00)

(別紙) 調査に関するご説明

1. 調査の目的

本調査の目的は、労働審判制度の実際の利用者の評価やご意見をおうかがいし、よりよい労働審判制度をつくるための基礎資料を得ることです。

2. 調査へのご協力をお願いしている方

本調査は、7月12日(月)から11月11日(木)の間に労働審判手続期日が実施され、調停が成立または労働審判の口頭告知が行われた期日に出頭された当事者の皆さまにご協力をお願いしています。

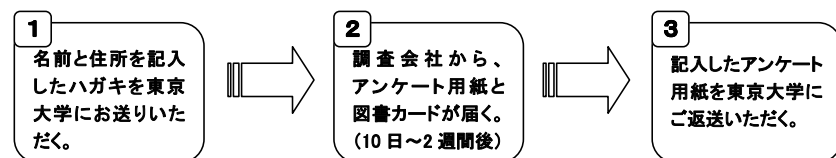
※全国2,000人前後の方に、調査へのご協力をお願いする予定です。
※一つの手続きで申立人または相手方が複数おられる場合には、それぞれ事件記録表紙の当事者欄の先頭に記載されている方お一人にだけお願いしています。
※期日に代理人のみが出頭されている場合は、その代理人の方を通じて、このお願いの文書をお届けさせていただいております。

3. 調査の手順

- ① **本調査にご協力いただける方は、この説明書に同封してあるハガキにお名前・ご住所等をご記入の上、切手を貼らずにご投函ください。お名前、ご住所等の記入後、記入欄には同封の個人情報保護シール(ハガキ大の白いシール)をお貼りください。**
- ② 折り返し、業務を委託している調査会社(社団法人 中央調査社 ※下記7をご覧ください)を通じて、アンケート用紙と図書カード(千円相当)をお送り申し上げます。アンケート用紙がお手元に届くまで10日から2週間くらいかかる場合があります。
- ③ アンケート用紙がお手元に届きましたら、回答をご記入の上、アンケート用紙に同封してある返信用封筒でご返送ください(アンケート用紙の返送の手順は、アンケート用紙をお送りする際に、詳しくご案内申し上げます)。

※実際に調査に協力するかどうかは、アンケート用紙をご覧いただいた上でもう一度お考えいただくことができますので、今回はなるべく同封のハガキをご返送いただきますようお願い申し上げます。

<調査の流れ>



4. 調査の内容

後日お送りさせていただくアンケート用紙では、皆さまが今回労働審判制度を利用された経緯や理由、今回の労働審判手続の進め方やそれにかかわった労働審判官・労働審判員・弁護士などについての評価やご意見、今回の労働審判手続の結果についての評価やご意見などをお伺いします。

※差し支えない範囲でお答えください。

※アンケート用紙をあらかじめご覧になりたい場合は、本調査のホームページでご覧いただけます(URL: <http://jww.iss.u-tokyo.ac.jp/roudou/>)。

5. プライバシーや個人情報の保護について

私どもは、皆さまのプライバシーや個人情報を守ることが、最も重要なことだと考えています。次の方法で、**皆さまのプライバシーや個人情報の保護に万全を尽くします。**

- ① 今回皆さまからお送りいただいたハガキは、個人情報保護シールを貼ったままの状態、アンケート用紙の発送業務を行う調査会社に渡します。したがって、私ども東京大学社会科学研究所のメンバーが皆さまのお名前やご住所等の情報を知ることはありません。
- ② 調査会社は、皆さまからのハガキで提供されたお名前やご住所等の情報を、アンケート用紙の発送およびその関連業務に限定して利用し、それ以外の目的には一切利用しません。調査会社には厳格な守秘義務を課し、調査終了後はお名前やご住所等の情報を速やかに廃棄することを義務づけています。
- ③ アンケート用紙をお送りする封筒には単に「アンケート調査のお願い」と記載しますので、労働審判の調査であることが皆さまの周りの方に知られることはありません。
- ④ アンケート用紙の記入は無記名でお願いし、また、それをご返送いただく封筒の差出人も無記名でお願いしています。したがって、その回答がどなたのものであるかはまったくわからないようになっています。
- ⑤ 皆さまからおうかがいしたご回答の内容は「～という回答が何パーセント」というように取りまとめて統計的に処理しますので、皆さまの経験した出来事や個人の情報が外部に漏れることはありません。
- ⑥ 調査データを学術研究以外の目的に使用いたしません。

●どうか、ご安心の上、調査にご協力ください。●

6. 謝礼・集計結果について

調査にご協力いただける方には、アンケート用紙の発送と同時に、ささやかではありますが調査へのご協力のお礼として図書カード（千円相当）をお贈りします。また、ご希望の方には集計結果の概要もお送りいたします。集計結果ご希望の方法は、後日アンケート用紙に同封する書類をご覧ください。

7. 調査会社への業務委託

アンケート用紙の発送等本調査の実施業務の一部を、**社団法人中央調査社**に委託しております。

※中央調査社は、これまで大学や研究機関の学術調査も数多く手がけている信頼できる調査会社です。中央調査社は、皆さまから提供されたお名前やご住所等の情報について、東京大学社会科学研究所に対し厳格な守秘義務をおっており、また、業務終了後はそれらの情報の破棄を確実に行うなど、個人情報を保護するために必要な措置を講じるよう義務づけられています。

※社団法人中央調査社については、詳しくは、下記のウェブサイトをご覧ください。同社のホームページの「お知らせ」の欄にはこの調査が実施されていることも記載されています。

社団法人 中央調査社

H P : <http://www.crs.or.jp/>

住所：〒104-0064 東京都中央区銀座 6-16-12 丸高ビル

電話：03-3549-3121 （担当：岩田・山中）

8. 裁判所のご協力

本調査については、裁判所のご理解を得て、このお願いの書類を皆さまにお手渡しいただくことのご協力を得ています。**ただし、本調査を実施しているのはあくまで私ども東京大学社会科学研究所です。**

9. 本調査に関するお問い合わせについて

本調査に関するお問い合わせは、恐れ入りますが下記までご連絡いただけますよう、お願いいたします。



調査についてのお問い合わせ先



フリーダイヤル **0120-585-135**
0120-585-137

東京大学社会科学研究所

「労働審判制度についての意識調査」事務局

〒113-0033 東京都文京区本郷7-3-1

(問い合わせ受付時間 月～金 祝日除く 10:00～12:00
13:00～17:00)

※東京大学社会科学研究所のウェブサイトにも、調査に関する説明とよくあるご質問への
お答えを掲載していますのでご覧ください。

東京大学社会科学研究所『労働審判制度についての意識調査』HP

<http://jww.iss.u-tokyo.ac.jp/roudou/>

『労働審判制度についての意識調査』

協力意思確認用ハガキ

お名前とご住所をご記入の上、ご送付ください。後口、
アンケート用紙と図書カード（千円相当）を郵送させていただきます。

【問い合わせ先】東京大学社会科学研究所

「労働審判制度についての意識調査」企画実施委員会

フリーダイヤル：0120-585-135

0120-585-137（調査事務局）

今回の 労働審判手続に おける立場	※どちらかに必ず○をつけてください。 労働者側 ・ 使用者側	
氏名 (アンケートにお答え 頂く方のお名前)	姓 フリガナ	名 フリガナ
法人・団体名 (あなたの所属する 部署名も含む)	※使用者側の方のみ、ご記入ください。	
ご住所	〒 -	

※必ず、同封の個人情報保護シール（ハガキ大
の白いシール）を貼ってから投函してください。

◎個人情報の取り扱いについて

記入いただいた個人情報（氏名・住所等）はアンケート用紙の発送及び
それに関連する業務以外には利用せず、利用後は速やかに廃棄します。
また、裁判所や労働審判の関係者その他第三者には一切開示しません。

この封の外側に個人情報保護シールをお貼りください。

東京大学社会科学研究所
『労働審判制度についての意識調査』
アンケート用紙のご送付ならびにご協力をお願い

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、このたびは突然のお願いにもかかわらず、私ども東京大学社会科学研究所が企画いたしました『労働審判制度についての意識調査』にご協力いただけるとのお返事を賜り、厚くお礼を申し上げます。

アンケート用紙をお送り申し上げますので、ご多忙中恐縮には存じますが、ご回答をいただきますようお願い申し上げます。

回答済みのアンケート用紙は、同封の返信用封筒でご返送ください。なお、皆さまの回答の匿名性を守るため、アンケート用紙にお名前記入しないようお願いします。また、アンケート用紙をご返送いただく封筒の差出人も無記名でお願いします。

また、大変お手数ですが、アンケート用紙の返送と同時に、同封の「調査票返送確認用ハガキ」（緑色のハガキ）も必ずご投函ください。これはアンケート用紙のご回答の匿名性を守りつつ、あなた様がすでにご回答済みであることを確認するためのものです。

- ※ 調査結果をお知りになりたい方は、「調査票返送確認用ハガキ」の「(ウ)この調査の結果を知りたいですか。」欄の「1 調査結果を郵送してほしい」に○をしてください。
- ※ アンケート用紙をご覧になったうえで、残念ながら、調査に協力できないとお考えになった方は、「調査票返送確認用ハガキ」の「(ア)アンケートにご協力いただけましたか。」欄の「2 調査に協力できません」に○をして投函してください。

今回のアンケート用紙と一緒に、ささやかではありますがお礼として図書カードをお送り申し上げますので、お受け取りください。

この調査やアンケート用紙への記入方法について皆さまがお感じになるとされる疑問について、Q&A形式で別紙に記載しております。本調査のご理解に役立ていただければ幸いです。

なお、本調査の実施業務の一部は、社団法人中央調査社に委託しております。学術的調査を数多く手がけている信頼のおける専門調査会社です。

私どもは、よりよい労働審判制度をつくるためには、何よりも実際にこの制度を利用した皆さまの評価やご意見を伺うことが大事であると考えています。その趣旨をご理解いただき、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

敬具

2010 年●月

東京大学社会科学研究所
「労働審判制度についての意識調査」企画実施委員会
東京大学教授 仁田 道夫
東京大学教授 佐藤 岩夫
東京大学教授 水町 勇一郎

本調査に関するお問い合わせは、恐れ入りますが下記までご連絡いただけますよう、お願いいたします。



調査についてのお問い合わせ先



フリーダイヤル 0120-585-135
0120-585-137

東京大学社会科学研究所
「労働審判制度についての意識調査」事務局
〒113-0033 東京都文京区本郷7-3-1
(問い合わせ受付時間 月～金 祝日除く 10:00～12:00
13:00～17:00)

※東京大学社会科学研究所のウェブサイトにも、調査に関する説明とよくあるご質問へのお答えを掲載していますのでご覧ください。

東京大学社会科学研究所『労働審判制度についての意識調査』HP
<http://jww.iss.u-tokyo.ac.jp/roudou/>

後日のインタビュー調査のお願い

アンケート用紙の最後にも書かせていただきましたが、もしお差し支えなければ、後日、何人かの皆さまに、今回お答えいただいた問題について、この調査を行っている東京大学社会科学研究所のメンバーまたはその共同研究者が、直接お会いして、あるいはお電話で、さらに詳しい話をおうかがいする機会をいただけないかと思います。

ご協力いただける場合は、同封の「調査票返送確認用ハガキ」の(エ)の欄で「インタビュー調査に協力してもよい」に○をつけ、連絡先をご記入ください。インタビュー調査をお願いする方には、後日改めてご連絡申し上げます。

なお、「インタビュー調査に協力してもよい」とお答えくださった方の氏名・住所・電話番号は、後日ご連絡を差し上げる都合上、調査会社から東京大学社会科学研究所に提供されますので、予めご了承ください。(「インタビュー調査に協力してもよい」に○がついていない場合は、皆さまの氏名・住所等の個人情報は東京大学社会科学研究所には一切提供されません)

裏面もご覧ください。

調査に関するQ&A

Q. この調査の目的は何ですか？

2006年に始まった労働審判制度について、この制度を実際に利用した当事者の皆さまの評価やご意見をおうかがいし、よりよい労働審判制度をつくるための基礎資料を得ることが目的です。

私どもは、今後の労働審判制度のあり方や運用のあり方を改善していくためには、何よりも実際にこの制度を利用した皆さまの評価やご意見を知ることが大事であると考えています。調査の趣旨をご理解いただき、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

Q. 調査対象となるのは誰ですか？

この調査は、労働審判事件のうち、2010年7月12日から11月11日までに日本全国の地方裁判所で調停（相手側との合意）または審判（労働審判委員会の判断）によって終了した事件の当事者の皆さまを対象としております。事件そのものの詳細を調べることが目的ではなく、実際に労働審判手続を経験した方々の率直なご意見をうかがうことが目的です。

Q. プライバシーはきちんと守られるのですか？

私どもは、皆さまのプライバシーや個人情報を守ることが、最も重要なことだと考えています。次の方法で、皆さまのプライバシーや個人情報の保護に万全を尽くします。

- ① お願いするアンケート用紙にはお名前やご住所は記入されませんし、ご返送いただく封筒の差出人も無記名ですので、その回答がどなたのものであるかはまったくわかりません。
 - ② 皆さまからおうかがいしたご回答の内容は「～という回答が何パーセント」というように取りまとめて統計的に処理しますので、皆さまの経験した出来事や個人の情報が外部に漏れることは一切ありません。
 - ③ 私どもは調査データを学術研究以外の目的に使用いたしません。
- どうか、ご安心の上、調査にご協力ください。

Q. アンケート用紙には自分の名前や住所を記載するのですか？

アンケート用紙にはお名前やご住所は記入しないでください。また、アンケート用紙をご返送いただく封筒の差出人も無記名で願います。

Q. 答えたくない・わからない質問には、答えなくていいのですか？

はい。答えることができる質問だけがかまいません。

Q. 他の者がかわりに答えてもいいのですか？

恐れ入りますが、調査の結果の信頼性を確保するために、今回労働審判手続を利用された当事者の方ご本人に回答をお願いいたします。あなた様が会社・団体である場合には、あなたの会社・団体において、該当する事件の詳細をよく理解している方に回答をお願いいたします。

Q. 調停の内容に口外禁止条項があるのですが、それに違反することはないですか？

労働審判手続では、調停の内容を他人に話してはならないという約束（口外禁止条項）が入っている場合があります。この調査では当事者や調停の具体的内容が特定できない形でお聞きするなど、口外禁止条項との関係に配慮していますが、個々の質問のご回答に際しては、差し支えない範囲でお答えください。

Q. アンケート用紙と一緒に「調査票返送確認用ハガキ」が入っていましたが、これは何のためのものですか？

これはアンケート用紙のご回答の匿名性を守りつつ、あなた様がすでにご回答済みであることを確認するためのものです。このハガキは調査会社に届き、これをお送り頂いた方のお名前は、以後、調査対象者のリストから削除されます。

大変お手数ですが、アンケート用紙の返送と同時に「調査票返送確認用ハガキ」も必ずご投函ください。

Q. 「調査票返送確認用ハガキ」に貼ってある番号シールは何ですか？

「調査票返送確認用ハガキ」に貼ってあるシールの番号は、調査会社が調査にご協力いただいている方がたのリストを整理するためのものです。「調査票返送確認用ハガキ」は、アンケート用紙とは別に扱われますので、アンケート用紙はあくまで匿名のままに保たれます。アンケート用紙には個人を識別する番号、しるし等は一切はっておりません。

Q. アンケート用紙を受け取った後、調査に協力することをやめたいと思ったのですが？

できれば多くの皆さまに調査にご協力いただければと思いますが、残念ながら調査にご協力いただけない場合には、同封の「調査票返送確認用ハガキ」の「(ア)アンケートにご協力いただけましたか。」欄の「2 調査に協力できません」に○をしてお送りください。ご記入いただいたお名前とご住所は、調査対象者のリストから除外させていただき、今後、本調査についてご協力をお願いする郵便物はお送りしないようにいたします。

Q. なぜ私の学歴・職業・年齢など個人的なことや、会社の資本金・従業員数・業種などについても聞くのですか？

この調査では、個人の属性や会社の属性によって、労働審判制度の利用しやすさや手続の進め方についてのご意見などに違いがないかどうかを調べ、その結果を制度や運用の改善につなげていくことも目的としています。そこで、個人や会社の属性についてもいくつか設問を用意しました。当然ながら個人や会社のあり方を評価したり比較したりするような設問ではございません。

Q. 私は労働者の立場なのに、使用者用のアンケート用紙が送られてきたのですが？

Q. 私は使用者の立場なのに、労働者用のアンケート用紙が送られてきたのですが？

申し訳ありません。すぐに正しいお立場のアンケート用紙をお送りさせていただきますので、お手数ですが、調査会社に電話にてご連絡ください。なお、お手元にある間違ったアンケート用紙は廃棄してください。

（ご連絡先：社団法人 中央調査社 電話 03-3549-3121 担当：岩田・山中）

Q. アンケート用紙はいつまでに返送すればよいのですか？

アンケート用紙に記入が終わりましたらなるべく早くご返送いただければと思います。アンケート用紙を受け取ってから3週間以内にご返送いただければ幸いです。

Q. 調査結果を知ることではできるのですか？

はい。調査結果を知りたい方は、アンケート用紙に同封の「調査票返送確認用ハガキ」の「(ウ) この調査の結果を知りたいですか。」欄の「1 調査結果を郵送してほしい」に○をしてお送りください。ご記入いただいたお名前とご住所に調査結果の概要をお届けします。また、調査結果の概要は、東京大学社会科学研究所のホームページにも掲載する予定です。

Q. 裁判所はどのような協力をしているのですか？

この調査については、裁判所のご理解を得て、調査の説明書類を皆さまにお手渡しいただくことのご協力を得ています。ただし、本調査を実施しているのはあくまで私ども東京大学社会科学研究所です。

Q. 社団法人 中央調査社とはどんな会社ですか？

この調査の実施業務の一部を社団法人 中央調査社に委託しております。中央調査社は、1954年に発足して以来、これまで大学や研究機関の学術調査も数多く手がけている信頼できる調査会社です。財団法人日本情報処理開発協会からプライバシー・マークの認定も受けています。

中央調査社については、詳しくは、下記のウェブサイトをご覧ください。

社団法人 中央調査社のウェブサイト <http://www.crs.or.jp/>

〒104-0064 東京都中央区銀座 6-16-12 電話 03-3549-3121（担当 岩田・山中）

**『労働審判制度についての意識調査』
調査票返送確認用ハガキ**

*あてはまる番号に必ず○をつけ、氏名・住所をご記入ください。

(ア)アンケートにご協力いただきましたか。	※どちらかに必ず○をつけてください。	
	1 アンケートを返送しました	2 調査に協力できません
(イ)お名前とご住所をご記入ください。	姓	名
	住所	
	法人 団体名	※使用者側の方のみ

* (ア)で「1 アンケートを返送しました」に○をつけた方にお伺いします。

(ウ)この調査の結果を知りたいですか。 (後日郵送します。)	1 調査結果を郵送してほしい	2 調査結果は郵送しなくてよい
(エ)後日、労働審判制度の利用についてインタビュー調査にご協力いただけますか。	1 インタビューに協力してもよい	2 インタビューには協力できない
	ご連絡先の電話番号をご記入ください。	
	TEL	
※1に○をされた方のお名前と住所は、東京大学社会科学部宛に送付されます。	()	

【問い合わせ先】 社団法人 中央調査社
東京都中央区銀座 6-16-12 丸高ビル
電話：03-3549-3121 (担当 岩田・山中)

***アンケート用紙をご返送いただいたら、必ず上記を記入のうえ、同封の個人情報保護シール（ハガキ大の白いシール）を貼ってから投函してください。**

この封の外側に個人情報保護シールをお貼りください。

VI 調査参加者一覧

「労働審判制度についての意識調査」企画実施委員会

仁田 道夫 国士舘大学経営学部教授（前・東京大学社会科学研究所教授）（代表）
佐藤 岩夫 東京大学社会科学研究所教授
水町勇一郎 東京大学社会科学研究所教授

労働審判制度研究会

檉村 志郎 神戸大学大学院法学研究科教授
佐藤 岩夫 東京大学社会科学研究所教授
菅原 郁夫 名古屋大学大学院法学研究科教授
菅野 和夫 中央労働委員会会長、東京大学名誉教授
高田 公輝 最高裁判所事務総局行政局付兼民事局付判事補（～2011 年 3 月）
中山 慈夫 弁護士
仁田 道夫 国士舘大学経営学部教授（前・東京大学社会科学研究所教授）（座長）
水野 麻子 最高裁判所事務総局行政局付判事補（2011 年 4 月～）
水町勇 郎 東京大学社会科学研究所教授
光岡 弘志 東京地方裁判所判事（オブザーバー）
宮里 邦雄 弁護士
渡邊 弘 東京地方裁判所判事

生涯成長型雇用システム構築プロジェクト「法・制度」班研究会

飯田 高 成蹊大学法学部准教授
今在慶一郎 北海道教育大学函館校准教授
檉村 志郎 神戸大学大学院法学研究科教授
佐藤 岩夫 東京大学社会科学研究所教授
菅原 郁夫 名古屋大学大学院法学研究科教授
鈴木不二一 同志社大学 技術・企業・国際競争力研究センター
アシスタントディレクター
仁田 道夫 国士舘大学経営学部教授（前・東京大学社会科学研究所教授）
松村 敏弘 東京大学社会科学研究所教授
水町勇一郎 東京大学社会科学研究所教授（座長）
村上 陽子 日本労働組合総連合会 雇用法制対策局次長

（事務局）

安藤 理 東京大学社会科学研究所学術支援専門職員（現・東京大学社会科学研究所助教）（～2010 年 3 月）
高橋 陽子 東京大学社会科学研究所特任研究員（2010 年 4 月～）

2011 年 10 月 発行（非売品）

労働審判制度についての意識調査
基本報告書

編集・発行 東京大学社会科学研究所

東京都文京区本郷 7-3-1（〒113-0033）